

ODA EVALUATION

ODA 評価年次報告書 2016



はじめに

本年、2016年は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」実施の最初の年となります。同アジェンダは、2015年に達成期限を迎えたミレニアム開発目標の後、2016年から2030年までの新たな国際目標として、2015年9月、国連サミットにおいて採択されたものです。「誰一人取り残さない」との誓いの下、2030年までに極度の貧困を撲滅することを含め、あらゆる場所のあらゆる形態の貧困に終止符を打つことを決意し、持続可能な開発の実現を目指しています。

同アジェンダでは、17のゴール（目標）と169のターゲットが持続可能な開発目標（SDGs）として位置づけられています。また、持続可能な開発の達成のためには国家のオーナーシップが重要であるとの認識の下、各国が自主的に進捗状況のフォローアップを行い、先進国・国際機関は途上国の評価能力の向上を含め、必要な支援を行っていくとされています。日本の開発協力は、SDGsを踏まえたものにしていく必要があり、これまで実施してきた途上国の評価能力向上支援もますます重要になってまいります。

本年7月、ダッカにおいて国際協力事業関係者が襲撃されるという痛ましい事件が起きました。事件後、外務省及び国際協力機構（JICA）は国際協力事業関係者と日本の非政府組織（NGO）の安全対策を策定すべく国際協力事業安全対策会議を開催し、8月末に、脅威情報の収集・分析・共有の強化、事業関係者及びNGOの行動規範、ハード、ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化などからなる新たな安全対策をまとめました。

外務省は、今後の開発協力事業がこれらの新たな喫緊の課題に応え、安全かつより効果的に実施されていくよう更なる努力をしてまいります。また、評価においてもこれらの点を考慮してまいります。

開発協力を取り巻く情勢が変化する中、外務省は、国民の皆様により広く開発協力を理解していただくため、分かりやすい政府開発援助（ODA）評価の実施を心がけています。そして、これらの活動を御紹介すべく、政府全体のODA評価活動を概観する年次報告書を毎年発行しています。

この報告書を通じ、読者の皆様が日本の開発協力とその評価に対する理解を一層深めていただくことになれば幸いです。

2016年11月
官房長 山崎 和之

〈表紙写真説明〉

左上：「コーカサス諸国への支援の評価」より



日本の支援により整備された机と椅子で学習する生徒達（アルメニア）

アルメニア北部ロリ州スピタク市同市にあるスピタク市第3学校は市で一番規模が大きく、唯一高校の教育課程を有する学校ですが、1988年の大地震により壊滅的な被害を受け、復興が遅れていました。このため日本は草の根・人間の安全保障無償資金協力（草の根無償）によりローカルNGOを通じて、教室の机、椅子などの機材や、校舎の窓、ドア、暖房設備などを整備しました。以前は、1988年の地震により校舎が倒壊した後に掘り出された壊れかけの机や椅子を使用したり、壊れた窓にビニールシートを張って使用していましたが、日本の支援により、生徒の保護者から「革命が起きた」と評されるほど学習環境が向上しました。

アルメニアでは、学校教育予算は地方政府が拠出していますが、慢性的な予算不足のため、学校設備の更新は難しい状況にあります。このような状況下、日本の草の根無償は貧困率の高い地域における教育分野の支援に活用されています。

左下：「ベトナム国別評価」より



写真提供：株式会社IHIインフラシステム

日本のODAによって建設されたニャットン橋

ハノイ市を中心として増加する交通需要への対応、物流の効率化及び交通渋滞の緩和を図るため、日本はニャットン橋（日越友好橋）の建設の支援を行い、2014年12月にハノイ市を横断する紅河に架かる橋梁及びアプローチ道路等の建設が完成しました。

同橋の開通により、物流の効率化や交通渋滞の緩和だけでなく、ハノイ市内やベトナム北部地域の経済発展の促進などが期待されます。なお、本案件は「本邦技術活用条件（STEP）」^{*}案件として建設され、橋の主塔を支える基礎部分の工事では、日本独自の技術である鋼管矢板井筒基礎（SPSP）が用いられました。

^{*}日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて日本の「顔が見える援助」を促進するため、2002年に導入された円借款の一形態。

右上：「太平洋島嶼国のODA案件に関わる日本の取組の評価」より



写真提供：日本工営株式会社

沿岸災害対応のための礫養浜パイロットプロジェクト事業サイト（ツバル）

海面上昇などの影響による海岸浸食が深刻化しているツバルで、JICAは海岸保全のための調査プロジェクトを実施しています。礫養浜（れきようひん）と呼ばれる工法を試験的に実施し、礫養浜の効果や環境への影響を調査すると同時に、地元住民の沿岸災害への意識を高める活動を行うものです。2015年12月に礫養浜が完工した後、浜辺近隣住民等による清掃活動や礫・砂の動きのモニタリングへの支援、学校における環境教育を継続して行っています。持続的な海岸利用事例を広く発信することで、ツバル国内外への礫養浜の普及が期待されます。

右下：『日本の教育協力政策2011-2015』の評価より



日本の支援により整備された教室で学習する女子生徒たち（セネガル）

セネガルでは、2011年から前期中等教育までが義務教育化され、中学校への進学試験の免除もあって、前期中等教育への就学人数が増加していることから、近年中等教育への援助のニーズが高まっています。

こうした状況を背景に実施された「ダカール州及びティエス州小中学校建設計画（2011年～2014年）」では、小学校、中学校の教室、トイレなどの整備が行われるとともに、完成後の施設維持管理のために、プロジェクト立ち上げ段階から現地関係者への技術指導も行われました。また、教室建設の質の担保のために、日本の建築コンサルタントが施工監理を行いました。

新校舎の完工によって教育環境が大いに改善され、今後、生徒の成績が向上することが期待されています。

ODA 評価年次報告書 2016

はじめに
表紙写真説明

第1章 ODA 評価の概観

1.1 国際社会における ODA 評価の動向と日本の貢献	2
1.2 日本における ODA 評価の動向	4
コラム	
◆第 13 回 ODA 評価ワークショップの開催	5
1.3 日本の ODA 評価の取組	6

第2章 評価結果（2015 年度）の概要

2.1 2015 年度 ODA 評価の概要	10
2.2 外務省による評価	12
コラム	
◆他ドナー / 多国間援助機関の ODA 評価体制	28
2.3 各省庁による評価（実績一覧 / 概要）	33
2.4 国際協力機構（JICA）による事業評価	44
2.5 被援助国政府・機関等による評価	46
コラム	
◆合同評価に参加して	48
フィリピン国家経済開発庁（NEDA）	

第3章 第三者評価結果（2014 年度）のフォローアップ

3.1 国別評価	50
3.2 重点課題別評価	53
3.3 スキーム別評価	56
3.4 その他の評価	57
コラム	
◆評価結果の政策へのフィードバック	58
～平成 26 年度 ODA 評価より～	

参考資料

外務省 ODA 評価実績一覧	60
ODA 評価年表	65
略語表	66
関連ウェブサイト・資料	67

第1章

ODA評価の概観

1.1	国際社会におけるODA評価の動向と日本の貢献	2
	●これまでの経緯	
	開発効果向上に向けた動き	
	●OECD-DAC開発評価ネットワーク（EvalNet）の活動	
	●最近の動向	
	国際評価年の設定	
	国際機関評価ネットワーク（MOPAN）への参加	
	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択	
	●日本の貢献	
	ODA評価ワークショップの開催	
1.2	日本におけるODA評価の動向	4
	●ODA評価の始まり	
	●ODA評価の充実	
	●ODA評価とPDCAサイクル	
	●ODAのあり方に関する検討	
	●開発協力大綱	
	コラム	
	◆第13回ODA評価ワークショップの開催	5
1.3	日本のODA評価の取組	6
	●ODA評価の目的	
	●ODA評価の実施体制	
	●評価対象による分類	
	●多様な評価者	
	●ODA評価の基準と提言	
	●評価結果の活用	
	●評価結果の広報	

これまでの経緯

元々、政府開発援助（ODA）評価は各国の行政活動の中で個々に行われていました。1970年代になると経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）や様々な国際会議などにおいてODA評価の重要性に関する認識が高まり、評価に関する国際的な議論が本格的に始まりました。90年代以降、国際社会の開発援助活動が個々のプロジェクトから、プログラム・レベル（共通の目的を持つ複数のプロジェクトの集合体など）へと移行していったことに伴い、評価の対象も個々のプロジェクトから、分野（セクター）における開発援助活動へとその対象を広げていきました。加えて、2001年に国連で採択された「ミレニアム開発目標(MDGs)」が、マクロ・レベルの指標を設定したこともあり、開発援助とそれに伴う評価の視点は個々のプロジェクトから、対象国における特定の問題や必要性に応えるものへ、更には他のドナーとの連携や開発途上国側の援助受入れ手続との整合性を意識したものへと発展していきました。

■開発効果向上に向けた動き

国際社会の開発目標を達成するため、開発協力の効果の向上のための取組が「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ（GPEDC）」において進められています。GPEDCでは、2011年の第4回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラムで合意されたコミットメント（「主体性の尊重」「成果重視」「幅広いパートナーシップ」「援助の透明性と相互説明責任」等）に関し、援助国及び被援助国の進捗を、10のモニタリング指標（①途上国の優先課題と整合した成果重視の開発協力、②市民社会（CSO）の開発への参画と貢献を最大化する環境整備、③民間セクターの開発への参画と貢献、④援助の透明性、⑤援助の予測性、⑥援助のオンパジェット化、⑦相互説明責任、⑧ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、⑨途上国のカントリーシステムの強化と活用、⑩アンタイド化）に基づいて測っています。

日本は、これらのコミットメントの実現のため様々な支援を行っていますが、評価の観点からは、援助効果向上のためには、被援助国自身の評価能力の向上が重要であると考え、これに向けた支援を行っています（詳細後述）。

OECD-DAC開発評価ネットワーク（EvalNet）の活動

OECD-DACの下部組織の一つである開発評価ネットワーク（EvalNet）は1981年に設置され、現在、日本を含む45のドナー国・機関が参加しています。

EvalNetでは、毎年約2回の定期会合を開催し、メンバー国・機関の評価制度や評価結果等に関する情報共有を行うとともに、より良い評価の方法について議論しながら、各国の評価への取組を促進し、開発援助の効果の向上を図っています。日本は、同会合に参加し、評価に関わる取組について情報共有を行うとともに、被援助国の評価能力向上の観点から、EvalNet内に設置された被援助国の評価能力向上タスクチームに参加しています。

最近の動向

■国際評価年の設定

2013年9月に開催された評価能力向上に関する国際会議において、2015年を国際評価年とすることが提唱され、後に（2014年12月）国連総会決議において正式に承認されました。国際評価年の目標は、2015年がMDGsの最終年であり、これに代わる開発アジェンダとして「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」が採択される予定であったことを踏まえ、国、地方など様々なレベルにおいて、評価及び根拠に基づいた政策作りを促進していくことを提唱することでした。この背景に、開発政策の策定にあたっては、ドナーではなく、その国自身によるモニタリング・評価システムを経て確認された根拠に基づいているべき、そのためには途上国自身の評価能力を向上していくことが重要であるという認識があります。

国際評価年には年間を通じて90以上のイベントが行われ、日本もODA評価ワークショップ（詳細後述）を開催しました。これらのイベントを通じて、組織及び個人の評価能力の向上をめぐる議論が世界中で行われました。



■国際機関評価ネットワーク（MOPAN）への参加

日本は、国際機関の効率性・有効性に関して参加国が合同アセスメントを行うことを目的として設立された国際機関評価ネットワーク（MOPAN）に、2014年後半から参加しています（2016年現在は日本を含む17か国が参加）。

MOPANでは、アセスメント対象となる国際機関の運営・管理・成果について調査の上、アセスメント結果を公表しており、今後、アセスメント結果の活用が期待されています。

■「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択

2015年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」が採択されました。これは、MDGsで残された課題（教育、母子保健等）と、MDGs策定後この15年間で顕在化した新たな課題（環境、格差拡大等）に対応するべく策定された新たな国際目標で、期間は2016年から2030年までです。2030アジェンダは、貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17のゴール・169のターゲットから成るSDGsを掲げています。同アジェンダの最大の特徴は途上国だけでなく先進国を含む全ての国に適用されるユニバーサルなものであるという点で、取組の過程で地球上の「誰一人として取り残さない(no one will be left behind)」が誓われています。

2030アジェンダではフォローアップ・レビューも重視されており、詳細な記載がなされています。特徴的なのは「各国政府がフォローアップの第一義的な責任を有する」とされている点です。これは、持続可能な開発の達成のためには国家のオーナーシップが重要であるとの認識の下、各国の能力、開発レベルを考慮しつつ各国が自主的に進捗状況のフォローアップを行うものです。他方で、途上国がフォローアップを行っていくためには、統計・データシステム及び評価能力の向上が必要なことから、各国・国際機関は必要な支援を行っていきなっています。フォローアップに当たっては、グローバル・レベルの指標を設定し、各国はこの指標及び国ごとに策定される指標に基づいてフォローアップを行うこととなっています。また進捗状況については、国連経済社会理事会等が主催する「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム」において定期的にレビューが行われることとされています。

日本の貢献

途上国のオーナーシップの向上や開発の効率化のためには途上国の評価能力の向上が重要であることから、日本は途上国の評価能力の向上のために様々な支援を行っています。具体的には、ODA評価ワークショップの開催や被援助国政府・機関等による評価（詳細：第2章46ページ）などを実施しています。

また、国際協力機構（JICA）でも、これまで協力相手国実施機関向けのセミナーを開催したほか、ネパールにおいてモニタリング評価システム強化に関する技術協力を実施しました。

■ODA評価ワークショップの開催

外務省は、2001年から、アジア・大洋州諸国の政府関係者や専門家を招待して、「ODA評価ワークショップ」を開催して

います。

ODA評価ワークショップの目的は、①ODA評価の手法や課題について、アジア・大洋州地域における理解を増進し、特に途上国の評価能力を向上させること、②途上国関係者自身のODA評価能力の向上を通じて、ドナー国側の援助効率化だけでなく、途上国側のオーナーシップ・透明性の向上や開発の効率化を目指すことです。

過去13回のワークショップでは、各国における評価能力向上の具体的取組や、途上国とドナー国によるODAの合同評価などについて、情報共有と意見交換が行われてきました。

※5ページのコラムもご参照下さい。

ODA評価ワークショップ開催実績

	会期	開催地
第1回	2001年11月7-8日	日本（東京）
第2回	2002年11月13-14日	日本（東京）
第3回	2003年11月12-13日	日本（東京）
第4回	2005年1月17-21日	タイ（バンコク）
第5回	2006年1月26-27日	日本（東京）
第6回	2006年10月18-20日	フィリピン（マニラ）
第7回	2007年11月28-29日	マレーシア（クアラルンプール）
第8回	2009年3月3-4日	シンガポール
第9回	2010年2月18日	日本（東京）
第10回	2011年2月24-25日	ベトナム（ハノイ）
第11回	2012年11月26-27日	フィリピン（マニラ）
第12回	2014年12月2-3日	マレーシア（クアラルンプール）
第13回	2015年12月9-10日	日本（東京）

1.2 日本におけるODA評価の動向

ODA評価の始まり

日本におけるODA評価は、1975年に当時の海外経済協力基金（OECF）が個別プロジェクトの事後評価を実施したことに始まります。その背景には、1970年頃にOECD-DACにおいて開発援助の評価の必要性が議論され始めたことなどがありました。その後、1981年に外務省が、翌年には国際協力事業団（現在の独立行政法人国際協力機構（JICA））が、それぞれの開発援助についての事後評価を開始しました。こうした当時のODA評価の主な目的は、個別プロジェクトを適正に管理して、日本のODAを一層効果的なものにすることでした。

1980年代以降、日本のODAが拡大してODAに対する国民の関心も高まると、ODA評価はODAに関する政府の説明責任を果たす手段としても注目を集めるようになりました。そこで外務省では、ODAの管理改善に加えて、国民への説明責任を果たすことをODA評価の主な目的として位置付けるようになり、評価結果の積極的な広報にも取り組み始めました。

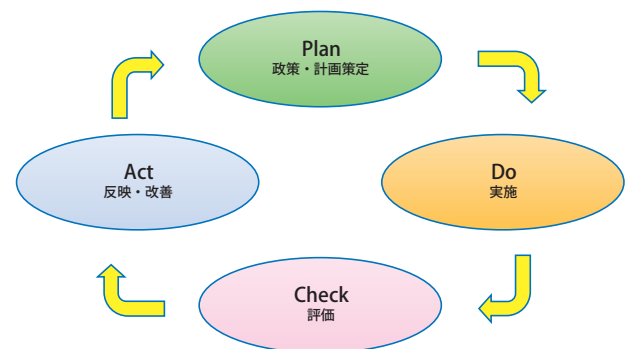
ODA評価の充実

ODA評価の目的が拡大し、機能が強化されるようになると、事前から事後に至るまで評価を実施すべきという要請が有識者などから行われるようになりました。これは、事後にODAの成果を検証するだけでなく、事前や中間段階においても評価を実施し、計画策定から実施、成果の発現に至るまで一貫して管理する方が効果的であるとの考えに基づくものです。こうした流れを受け、2003年8月に改定されたODA大綱では「評価の充実」が明記されました。そこでは、事前から中間、事後と一貫した評価や、政策、プログラム、プロジェクトまでを対象とした評価の実施、ODAの成果を測定・分析し、客観的に判断するべく専門的知識を有する第三者による評価を充実させることが挙げられました。また、2002年に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、政策評価法）（詳細：第2章30ページ）が施行されたことを受け、行政機関自身による評価も明記されました。さらに、評価結果をその後のODA政策の立案及び効率的・効果的な実施に反映させること（フィードバック）が明記されました。

ODA評価とPDCAサイクル

2005年に閣議決定された「骨太の方針2005」では、「ODAプロジェクトの成果について、費用対効果を含め第三者による客観的評価を行い、その結果を公表するとともに、ODA政策の企画・立案に反映させるサイクル（PDCAサイクル）を確立させる」ことが盛り込まれました。これを受けて、外務省は「チェック体制の拡充」を掲げ、PDCAサイクルの確立のためODA評価体制の充実と政策への反映を図ることとしました（下図参照）。

PDCAサイクル（図1）



これにより、PDCAサイクルにおける評価の位置づけを明確化し、評価結果をODA政策の策定及び実施にフィードバックする体制を強化し、評価結果から得られた提言や教訓については、対応を検討して、ODAの政策・実施へ反映させていくようになりました（詳細：第2章26ページ参照）。

ODAのあり方に関する検討

2010年6月に外務省は「ODAのあり方に関する検討」を行い、その結果、ODA評価については、ODA評価体制の強化のための評価部門の独立性強化と外部人材の登用、過去の成功例・失敗例から確実に教訓を学び取るための仕組みづくり、評価の「見える化」の推進による情報開示を行うこととなりました。

このため、2011年からODA評価部門の責任者に外部の評価専門家を登用するとともに、それまでODA政策を担う国際協力局に属していたODA評価部門を分離して、大臣官房にODA評価室を設置するなど独立性の強化を図りました。また、日本の外交政策や開発協力の重点分野に応じた評価案件の選定や、評価結果のODA政策へのフィードバックの徹底を行っています。

評価の「見える化」の推進のためには、レーティング（詳細：第1章8ページ）を2011年から導入しました。このように、

ODA評価の重要性が増す過程で、評価の目的や対象の拡大、実施者の多様化、独立性の強化、フィードバック機能の強化などが進んでいます。

開発協力大綱

2015年2月、開発課題及びそれに取り組むアクターの多様化など、ODAを取り巻く現下の情勢を踏まえ、開発協力大綱が策定されました。開発協力大綱は、「平和国家として、国際社会の平和、安定、繁栄に積極的に貢献する」という日本の開発協力の理念を明確化し、①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進、③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自律的發展に向けた協力、を基本方針として定めています。

評価に関しては、「開発協力の効果を最大化するために、開発協力の政策立案、実施、評価のサイクルに一貫して取り組む

という戦略性を確保することが重要である」として、政府として戦略性をもってODAのPDCAサイクルの強化を進めていくことを明記しています。また、「評価については、協力の効果・効率性の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも重要であることを踏まえ、政策や事業レベルでの評価を行い、評価結果を政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックする」として、評価が効果的・効率的なODAを実施していく上で重要であることも明記しています。

さらに、開発協力は外交を機動的に展開していく上で最も重要な手段の一つであり、開発協力を通じて日本の国益の確保に貢献することが重要であるとの考えから、評価についても「外交的視点からの評価の実施にも努める」とし、相手国の開発に役立っているかという「開発の視点」だけでなく、日本の国益にとってどのような好ましい影響があるかという「外交の視点」も評価に取り入れていくことが明記されています。

コラム

第13回ODA評価ワークショップの開催

2015年度のワークショップは、国際評価年を締めくくるとして、JICA、日本評価学会などの協力を得て東京で開催され、アジア・大洋州諸国の計30か国及び国際機関等から約50名が出席しました。

今回のワークショップでは、冒頭濱地外務大臣政務官が挨拶を行った後、5つのセッション（分科会を含む）に分けて議論が行われました。今回のワークショップの特徴は、参加者の中にはフィリピンのように評価への理解が進んでいる国と大洋州諸国のようにこれから向上が望まれる国があることを考慮して、分科会を設定したことです。「エビデンスに基づく政策策定のためのインパクト評価の活用」セッションでは、開発協力プロジェクトで年々実施が増えてきているインパクト評価の基本及び世界的な潮流について議論が行われました。もう一つの分科会のテーマとしては、参加者の間で関心が高かった「環境・気候変動プロジェクトの評価」を設定。フィジーにおける気候変動プロジェクトの評価システムを紹介しつつ、開発計画立案の時点で気候変動対策を考慮していくことの重要性が指摘されました。



全体会合の様子



分科会の様子

最終セッションは、2015年にSDGsが採択され、多くの目標とターゲットが設けられたことを踏まえ、「SDGs達成に向けた評価の新たな課題」のテーマの下、SDGs達成のために評価を活用することの重要性が指摘されました。最後に議長サマリーにおいて、参加国・国際機関は評価の質を高めるために今後も対話を続けていくことを確認して、ワークショップを終了しました。

1.3 日本のODA評価の取組

ODA評価の目的

外務省が行うODA評価の目的は次の2点です。

(1) ODAの管理改善

ODA活動を検証し、その結果得られた教訓をODA政策策定及び実施過程にフィードバックすることで、ODAの質の向上に資する。

(2) 国民への説明責任

評価結果を公表することで、国民への説明責任を果たすとともにODAの透明性を高めてODAに関する国民の理解と支持を促進する。

ODA評価の実施体制

日本のODAは、主に外務省が政策立案を、またJICAが個々のプロジェクトの実施を担っています。ODAの評価についても外務省とJICAが相互に連携しながら役割を分担して実施しています。外務省では、外務省組織令に基づいて政策レベル評価及びプログラム・レベル評価を実施しています（第三者評価）。

また、2002年に政策評価法が施行され、各府省庁は所掌する政策について自己評価を行うことが義務づけられるようになったことを踏まえ、2002年以降はODA全般を含む政策評価に加えて、同法で規定された条件に該当するプロジェクトについて、案件ごとの事前評価や事後評価を実施しています（自己評価）。

一方、JICAは個々のプロジェクトを対象としたプロジェク

ト・レベルの評価と、特定のテーマや開発目標を切り口とした横断的・総合的な視点でのテーマ別の評価を実施していません（第三者及び自己評価）。

また、外務省以外の府省庁も所管の分野においてODAを含む政策の立案や施策・事業の実施を行っており、主に政策評価法に基づいてそれらの評価を行っています。

外務省は、「中央省庁等改革基本法」(1988年)によりODAに関する全体的な企画等について政府全体を通じた調整の中核としての機能を担うこととされたことを受け、ODA関係府省庁及びJICAによる「ODA評価連絡会議」を開催して、政府全体のODA評価活動の充実に向けて協議するとともに、各府省庁によるODA政策等の評価結果のとりまとめを行っています。

本報告書では、主に2015年度に外務省、その他の府省庁及びJICA等が実施した評価の概要を第2章に掲載しています。

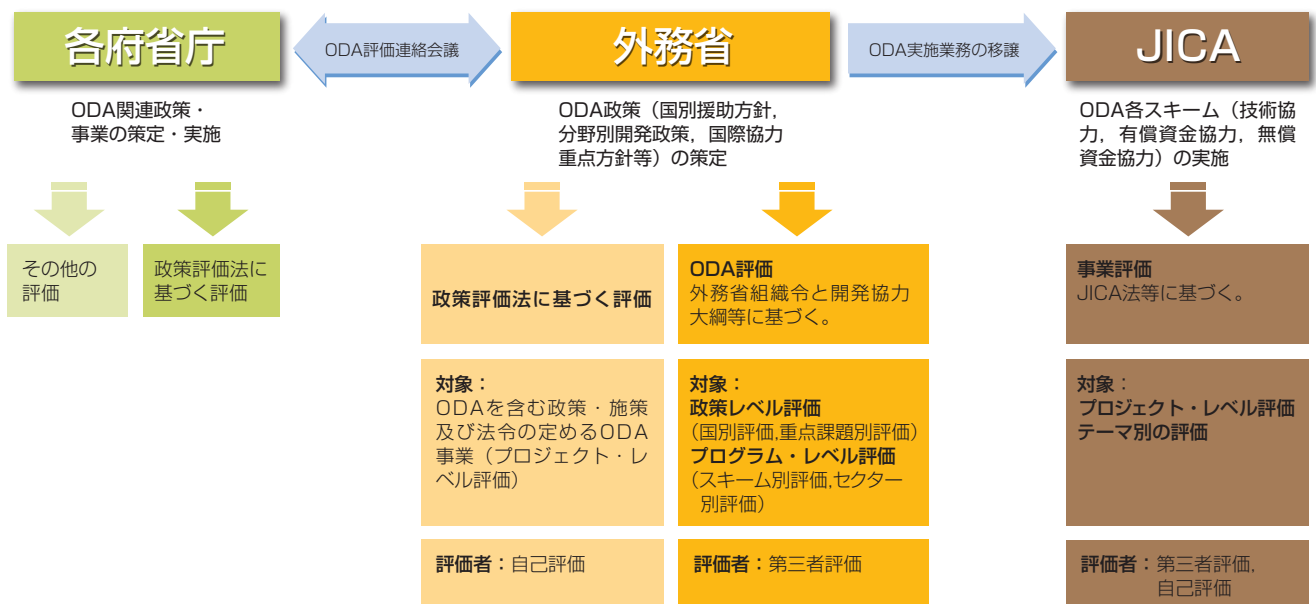
評価対象による分類

ODAの評価形態は、その対象によって①政策レベル評価、②プログラム・レベル評価、③プロジェクト・レベル評価に分類されます（次ページ表1参照）。

多様な評価者

ODA評価を行う評価主体による分類としては、自己評価、内部評価、第三者評価（外部評価）、被援助国政府・機関等による評価、合同評価などがあります。

ODA評価の実施体制（図2）



評価対象による分類（表1）

評価の種類	概要	具体的な評価例
政策レベル評価 国の基本的な方針（ODA大綱、ODA中期政策、国別援助方針など）を実現することを目的とする、複数のプログラムやプロジェクトから成る集合体を対象とする評価。		
国別評価	国・地域別の援助政策全般を評価対象とする評価。外務省が作成する国別援助方針を主な対象とする。	ベトナム国別評価、コーカサス諸国への支援の評価など
重点課題別評価	ODA大綱の重点課題・分野や重要な国際会議で日本が発表する分野別のイニシアティブなどを対象とする評価。	「日本の教育協力政策2011～2015」の評価、環境関連MDGs達成に向けた日本の取組の評価など
プログラム・レベル評価 共通の目的を持った複数の案件などの集合体を対象とする評価。特定のテーマや開発目標を切り口として総合的に評価・分析を行う。		
セクター別評価	特定の国・地域における特定の開発分野についてのODA活動全体を対象とする評価。	ベトナム都市交通セクターへの支援の評価、カンボジア保健医療分野支援の評価など
スキーム別評価	個別の援助形態（スキーム）を対象とする評価。	債務免除の評価、貧困削減戦略支援無償の評価など
プロジェクト・レベル評価 個々のODA事業（プロジェクト）を対象とした評価。（主にJICA）		
プロジェクト評価	個々の開発援助プロジェクトを対象とする評価。	インド「地方電化事業」、ブルンジ「母子保健向上を目的とする医療施設能力強化プロジェクト」（いずれもJICA）など

（1）自己評価

援助を供与または実施・運営する部門等がその援助政策・事業などについて自ら行う評価です。政策評価法に基づいて外務省や各府省庁が行う評価が該当します。また、JICAが実施する、各プロジェクトの事前評価や、事後評価の一部も自己評価です。

（2）内部評価

援助機関の事業運営部門に対する報告を行う部局等が行う評価を内部評価と称します。

（3）第三者評価（外部評価）

援助の供与側と受益側の双方から独立した第三者が行う評価です。外務省の政策レベル評価及びプログラム・レベル評価では、一般競争入札により選定された第三者（有識者及び民間コンサルタント等）が主体となって評価を実施しています。また、JICAは、一定額以上の、または有効な教訓が得られる可能性が高いプロジェクトの事後評価において第三者評価を実施しています。

（4）被援助国政府・機関等による評価

外務省は、毎年1件程度、主にプログラム・レベル評価案件について、被援助国の政府・機関、民間コンサルタントや評価専門家等に依頼して評価を実施しています。この評価は、援助の受入れ側からの評価を行うことによって、日本のODA評価の公正さと透明性を確保すること、評価を通じて日本のODAに対する被援助国側の理解を促進すること、また、被援助国側の評価能力を向上させることを目的としています。

（5）合同評価

援助の供与側と受益側の双方、または異なる複数の援助関係者が合同で行う評価です。

被援助国との合同評価は、ODAの管理改善と説明責任の確保という目的に加え、被援助国の主体性を尊重し、日本と被援助国とのパートナーシップを強化する意義も有しています。外務省は2015年にフィリピンと合同でプログラム・レベル評価を実施しました。

ODA評価の基準と提言

外務省では、各評価の実施に際し、OECD-DACが1991年に発表した「DAC評価5項目」（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性（自立発展性））を踏まえて、開発の視点から次の3つの評価項目を設定しています。

（1）政策の妥当性

政策やプログラムが日本のODAの上位政策や被援助国のニーズに合致しているか。

（2）結果の有効性

当初予定された目的が達成されているか。

（3）プロセスの適切性

政策やプログラムの妥当性や有効性が確保されるようなプロセスが取られていたか。

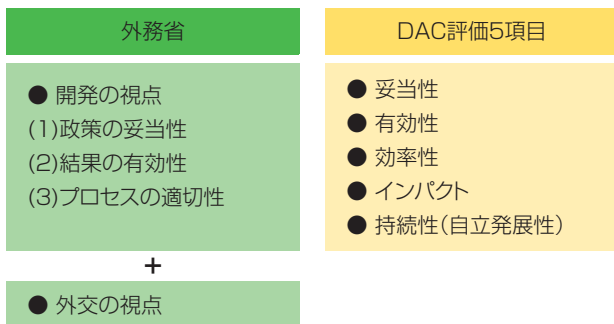
評価に当たっては、評価の「見える化」（第1章2ページ参照）を進めるべく、2011年度からレーティング（評点をいくつかの段階表示で端的に示すこと）を導入しています。レーティングは「見える化」を進める一方、評価対象の個別事情や背景などが考慮されず、過度に簡素化された評価結果となる危険があるため、レーティングを行う際には、判断根拠を示すなど常に補足説明を行っております。また数字やアルファベットでの段階評定は行っておりません。

さらに、これらの被援助国側の開発にどの程度役立っているかという「開発の視点」だけではなく、日本の国益にとってどのような影響があるかという視点から、2011年度から新たな評価項目として「外交の視点」を導入しています。

こうしたODA評価の基準や評価の具体的手法に関し、外務省は2003年から「ODA評価ガイドライン」(2016年6月、第10版に改訂)を作成し、ODA評価のための指針としています。

なお、政策評価法に基づいて行う評価の場合は、外務省が策定する「政策評価の基本計画」に沿って、必要性、有効性、効率性等の観点も含めて評価を実施しています。一方、JICAにおいては、原則として「DAC評価5項目」に沿って評価を行っています。また、事後評価の一部(第三者評価)において、総合評価をA～Dの四段階で表示するレーティングを付しています。

ODA評価の基準 (図3)



また、外務省第三者評価及びJICAが実施する評価では、上記の基準で評価した結果を基に、今後のODA政策や個別プロジェクトを進めて行くに当たり積極的に推進、又は改善すべき事項を「提言」として導き出し、対象案件の関係機関に対して提示しています。

評価結果の活用

PDCAサイクルの確立のためには、ODA評価の評価結果及び提言が政策策定者や案件実施者にフィードバックされ、将来の政策策定や実施にいかされることが重要です。

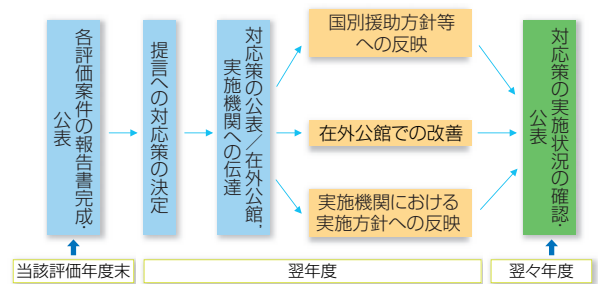
このため、外務省では、省内関係部局やJICA、在外公館に評価結果のフィードバックを行うとともに、評価結果から導き出された提言に対し、その具体性、実現可能性等も踏まえつつ対応策を作成しています。さらに、提言がその後の政策策定などに確実に反映されるよう、対応策策定の後の対応状況を確認(フォローアップ)しています。そして、これらの対応策及びそのフォローアップ状況をODA評価年次報告書の中で公

表しています(2015年度評価の結果に対する対応策は第2章を、2014年度評価の結果に対するフォローアップ状況は第3章を参照下さい)。

なお、各評価の結果については、それぞれ報告書概要を翻訳した上で被援助国関係者に配布しており、被援助国側に対するフィードバックにも努めています。

また、JICAにおいても、プロジェクトのPDCAサイクルの各段階においてモニタリング・評価を行い、プロジェクトの開発効果の向上に努めています。

評価結果のフォローアップ (図4)



評価結果の広報

ODA評価に対する理解を促進するため、外務省では評価結果の積極的な広報を行っています。第三者評価を実施する際には、評価者(第三者)に分かりやすい評価報告書の作成を心がけてもらっており、各報告書の概要、全文及び外国語概要版は外務省のODAホームページに掲載しています。

さらに、外務省、JICA、各府省庁が前年度に実施した評価結果の概要と、外務省第三者評価の各提言に対する対応策、前々年度の提言への対応策の実施状況などを取りまとめ、「ODA評価年次報告書(本報告書)」として毎年作成しています。同報告書は、国会議員、有識者、NGO、大学や図書館などに広く配布するとともに、外務省のODAホームページにも掲載しています。

JICAも、年間の事業評価活動を取りまとめた「国際協力機構事業評価年次報告書」を毎年作成しています(JICAの活動詳細については、第2章44ページ参照)。

第2章

評価結果(2015年度)の概要

2.1	2015年度 ODA 評価の概要	10
2.2	外務省による評価	12
	国別評価	
	●ベトナム国別評価	
	●太平洋島嶼国の ODA 案件に関わる日本の取組の評価	
	●コーカサス諸国への支援の評価	
	●モロッコ国別評価	
	重点課題別評価	
	●環境関連ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成に向けた日本の取組の評価	
	●「日本の教育協力政策 2011-2015」の評価	
	スキーム別評価	
	●債務免除の評価	
	その他の評価	
	●ODA における PDCA サイクルの評価	
	コラム	
	◆他ドナー / 多国間援助機関の ODA 評価体制	28
	事後状況調査	
	●日本 NGO 連携無償資金協力の事後状況調査	
	政策評価法に基づく評価	
2.3	各省庁による評価	33
	●各省庁による 2015 年度 ODA 評価実績一覧	
	●案件概要	
	金融庁 / 総務省 / 法務省 / 財務省 / 文部科学省 /	
	厚生労働省 / 農林水産省 / 経済産業省 / 国土交通省 / 環境省	
2.4	国際協力機構 (JICA) による事業評価	44
2.5	被援助国政府・機関等による評価	46
	●フィリピンの防災分野における日本の ODA 評価 (フィリピン)	
	コラム	
	◆合同評価に参加して	48
	フィリピン国家経済開発庁 (NEDA)	

2.1 2015年度 ODA 評価の概要

第2章では、主に2015年度に外務省、国内省庁、JICA等がそれぞれ実施したODA評価の概要を紹介します。

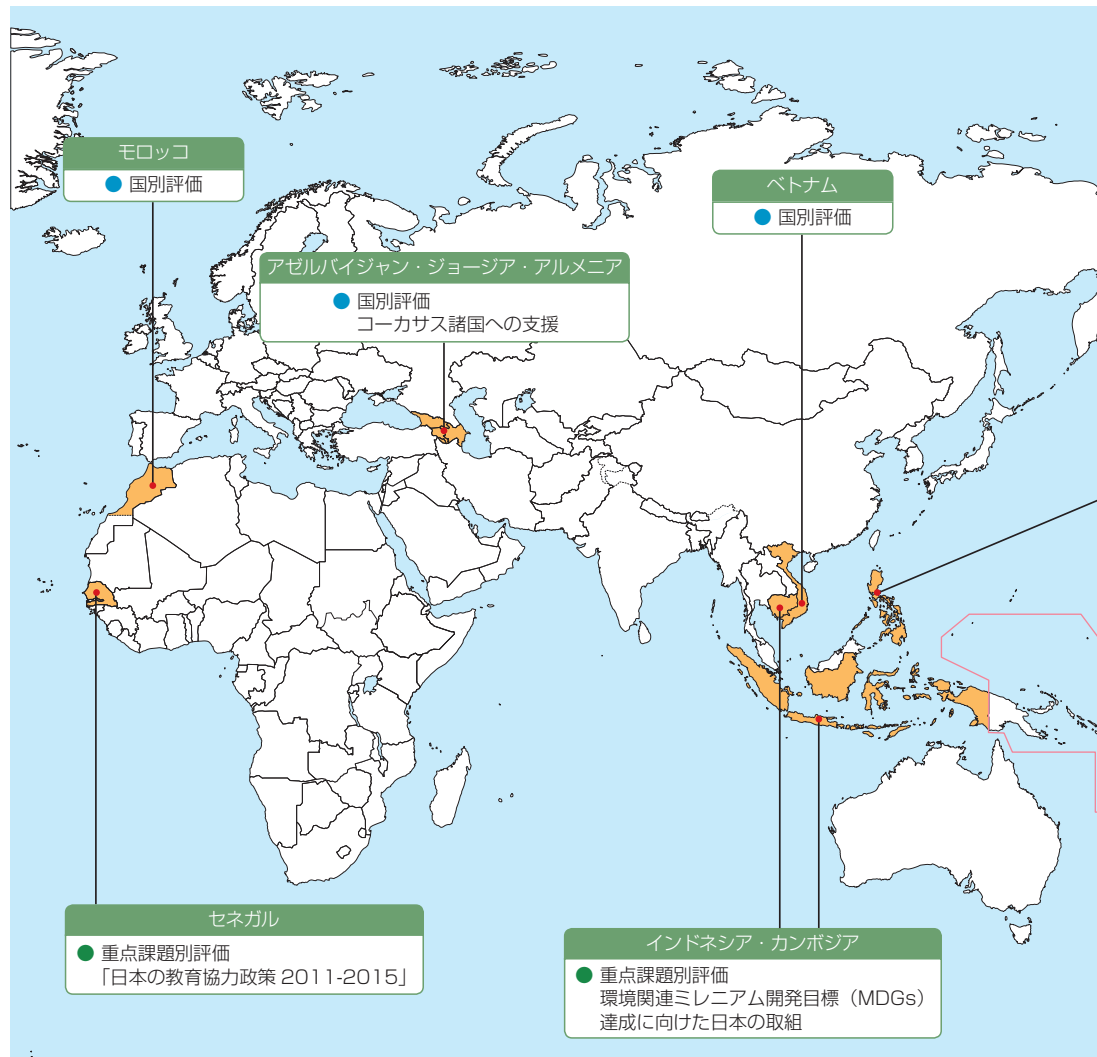
外務省による評価

外務省は2015年度に、外部の評価者に委託して行う第三者評価を8件実施しました。本章では、これらの評価の概要を掲載するとともに、評価から得られた提言に対する対応策の例(2016年7月に策定)も記載しました。

これらの評価結果からは、「日本の対ベトナム援助政策は、経済・社会・環境等広範な分野を網羅しており、ベトナムの開発戦略との整合が判明し、政策の妥当性は高い」(ベトナム国別評価)や、「日本の対モロッコ援助は、経済・外交・友好関係の促進、JICA 帰国研修員や JICA ボランティアの活動による親日家の醸成などの波及効果ももたらしている」(モロッコ国別評価)など、日本の援助の妥当性や外交上の効果が認められたことが示されました。他方で、「国際会議に合わせてイニシアティブなどを発表してきた結果、複数のイニシアティブの内容や期間が重複し、日本の開発援助政策として環境分野を位置づけ、明確な指針とする意図が弱い」(環境関連 MDGs 達成に向けた日本の取組の評価)など、改善すべき点も指摘されました。それぞれの評価報告書の全文は、外務省の ODA ホームページで御覧いただけます。

また、無償資金協力案件の事後状況調査と、政策評価法に基づいて行った自己評価についても紹介します。

- 国別評価 (4 件) : ベトナム, 太平洋島嶼国の ODA 案件に関わる日本の取組, コーカサス諸国への支援, モロッコ
- 重点課題別評価 (2 件) : 環境関連ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成に向けた日本の取組, 「日本の教育協力政策 2011-2015」
- スキーム別評価 (1 件) : 債務免除
- その他の評価 (1 件) : ODA における PDCA サイクル



JICA による事業評価

JICA は、個別のプロジェクトについてプロジェクト評価を行うとともに、地域、課題セクター、援助手法など、ある一定のテーマを設定し、そのテーマに関連した事業について、テーマごとに設定された評価基準を用いて行うテーマ別評価も実施しています。2014 年度開始分[※]は、プロジェクト評価について、外部の評価者による事後評価を 100 件、JICA の在外事務所等が評価者となる事後評価を 61 件、また、テーマ別評価を 4 分野で実施しました。本章では、これら JICA が実施する事業評価の概要を紹介しています。個別評価結果の詳細は、JICA のホームページで御覧いただけます。

※ 2014 年度評価開始、2015 年度結果確定の数

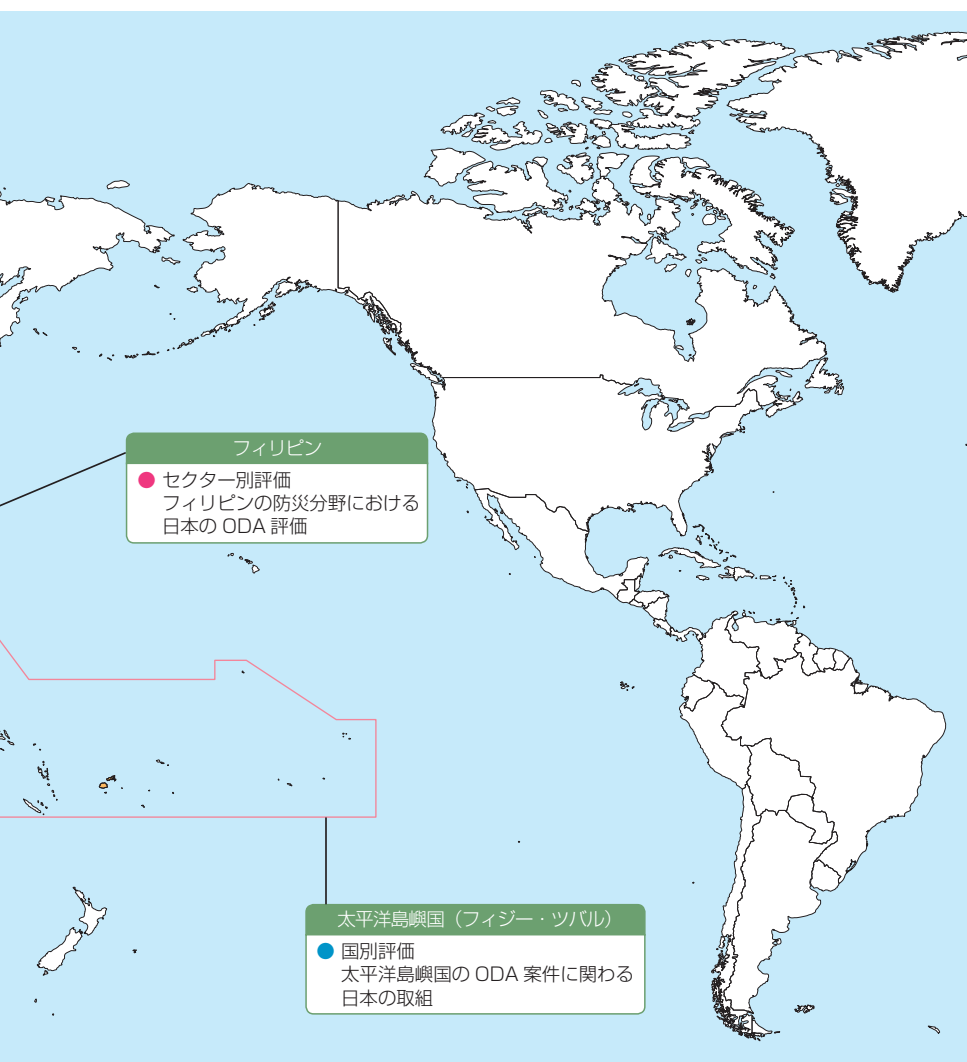
国内各省庁による評価

国内各省庁は ODA 関連の政策等を、主に政策評価法に基づいて自己評価しています。本章では、2015 年度に各省庁が実施した評価案件についてリストを掲載するとともに、この一部について、概要を掲載しています。

被援助国政府・機関等による評価

被援助国政府・機関等による評価の一環として、2015 年度にフィリピン国家経済開発庁 (NEDA) と在フィリピン日本国大使館は、コンサルタントの協力も得つつ、合同でフィリピンにおける日本の防災分野の支援に関する評価を行いました。本章ではこの評価の概要を掲載しています。

- セクター別評価：フィリピンの防災分野における日本の ODA 評価



ベトナム国別評価

評価主任：山形 辰史（日本貿易振興機構アジア経済研究所国際交流・研修室長）
アドバイザー：後藤 健太（関西大学経済学部教授）
コンサルタント：有限責任 あずさ監査法人
評価実施期間：2015年8月～2016年2月

全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000157383.pdf>

評価の背景・目的・対象

ベトナムは、インドシナ半島東部に位置し、人口9,200万人と東南アジア第3位の人口規模を有している。2010年には低中所得国となっており、2014年には一人当たりGNIは2,000米ドルを超えるなど、メコン地域発展のけん引役としてその重要性が高まっている。一方、急速な経済成長に伴い、インフラ整備の不足、環境汚染や格差拡大、法制度の未整備、ガバナンスの不足等様々な課題を有している。本評価は、日本の対ベトナムODA政策を評価し、今後のODA政策立案・実施のための提言や教訓を示すことなどを目的としている。なお、評価対象は「対ベトナム国別援助計画」（2009年策定）及び「対ベトナム社会主義共和国国別援助方針」（2012年策定）とした。

評価結果

● 開発の視点

(1) 政策の妥当性

日本の対ベトナム援助政策は、経済・社会・環境等広範な分野を網羅し、ベトナムの開発戦略との整合性もあり、政策の妥当性は「高い」と評価することができる。また、対ベト



ベトナム天然資源環境省へのヒアリング

ナム援助は、特に経済インフラ整備に関して日本企業や日本人専門家の貢献度が大きいことが明らかになった。

(2) 結果の有効性

重点分野に対する日本の対ベトナム援助プロジェクト、プログラムにおいて、想定された結果をもたらすことに対する明らかな障害はなく、想定された範囲内の結果が得られていたことから、結果の有効性は「高い」と評価することができる。ニャットン橋やサイゴン東西ハイウェイといった代表的援助プロジェクトにおいて世界の最先端技術と共に、推奨作業手順、安全管理手法等の移転を行っていることは、日本の援助の貢献と評価できる。

(3) プロセスの適切性

援助政策策定プロセスにおいては、一貫して日・ベトナム相互の理解を経て政策が策定されていることが確認された。また、援助実施プロセスにおいては、目標達成のためにプログラム・アプローチによる重層的な取組が実施されていることが確認された。ODA不正腐敗事件を受けた再発防止の取組は、迅速かつ具体的な再発防止策の立案と実施がなされており、順調な進捗状況と、継続的な取組がなされていることが確認された。以上から、プロセスの適切性は「高い」と評価できる。

● 外交の視点

日本とベトナムは広範な戦略的パートナーであり、首脳間の往来が頻繁に行われていることから、外交的な重要性は高いと評価できる。また、二国間の経済関係、人的・文化的交流の深化に貢献していることから外交的な波及効果が高いと評価できる。

提言

1 国際協力のフロントランナーとしてのベトナム事例の活用

日本の対ベトナム援助は、日本の他国に対する ODA の規範となる数々の特長を有している。具体的には、(1) 世界の最先端技術や日本的経営から生み出された暗黙知のベトナムへの技術移転、(2) (受動的ではなく) 能動的な援助協調の取組、(3) 民間連携、自治体連携、気候変動対策のような国際協力の新潮流のいち早い導入、(4) 空港、港湾、幹線道路といった、人々の行動結節点におけるフラッグシップ的プロジェクトの展開と効果的広報がそれらの例である。これらは、日本の ODA のグッドプラクティスとして、他の開発途上国の在外公館の経済協力担当官や JICA 事務所の間で共有されるべきである。またその際、日本が生み出してきた種々の暗黙知を、ナレッジ・マネジメント^{※1}を通じて効果的に形式化^{※2}していくことが重要となる。

※1 個人の持つ知識や情報を組織全体で共有し、有効に活用することで業績を上げようという経営手法。ここでは対ベトナム ODA を通じて得られた知識を、ODA 全体に活用できるようにすることを指す。

※2 手順や法則のある決まった方式(規則等)に落とし込むこと。

2 社会セクターへの援助の効果的アピール

経済インフラ関連 ODA のアピールが効果的になされているのに対して、ベトナム天然資源環境省、保健省、農業農村開発省への現地ヒアリングから得た心証では、社会セクターへの援助の実績のアピールは、相対的に弱い感がある。具体的には、環境や保健の分野に関して、その実績のアピールをより高めるべきである。環境分野、中でも地球温暖化対策は、世界の耳目を集める話題となっている。そのような状況下、ベトナムにおいて日本は、気候変動対策支援プログラムの中心的なドナーとなっている。同プログラムによる財政支援を先導したのは日本とフランスであり、これまでのドナーの総累計拠出額の約半額を、日本が拠出したとされている。このような地球温暖化対策の取組に関して、ベトナムで日本が先導的役割を果たしていることは、これまで以上にアピールする意義のある貢献であると考えられる。

3 不正腐敗再発防止策の着実な継続

日・ベトナム両国は、ODA 事業における贈賄事件に対する不正腐敗防止改善策、及びリベート事件に際して追加された不正再発防止策を着実に履行していた。二度とこのような不正腐敗事件が日本企業とベトナム政府との間で起こ

らないよう、日本政府が「改善策」、「再発防止策」を着実に履行するのみならず、日本企業及びベトナム政府にも注意を喚起し続けていく必要がある。

対応策の例

- プラクティスについて取りまとめ、JICA 在外事務所長会議や ODA オペレーションに携わる関係者を対象としたセミナーなどの開催を通じ、共有する。
- ベトナムにおける社会セクターへの援助の取組や実績について、プレスリリースや JICA プロジェクトニュースレター、また雑誌などを活用した広報・情報発信に取り組み、日本国内及びベトナムでの認知向上に向け取り組む。
- ODA 事業における不正腐敗事件に対する「改善策」、「再発防止策」に係るベトナム側との最終合意内容を着実に履行するとともに、政策対話などの場を通じてベトナム政府側に注意の喚起を続けていく。また、日本企業に対しても、企業向け説明会の場などを通じ、継続的な注意喚起を行う。



ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル入り口に設置された記念碑

太平洋島嶼国の ODA 案件に関わる日本の取組の評価

評価主任：小林 泉（大阪学院大学国際学部教授 / (一社) 太平洋協会理事長）
アドバイザー：畝川 憲之（大阪学院大学国際学部准教授）
コンサルタント：株式会社日本経済研究所
評価実施期間：2015年7月～2016年2月
ケーススタディ国：フィジー、ツバル

全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000157385.pdf>

評価の背景・目的・対象

太平洋島嶼国^{*}は、国土が広大な海洋に点在する島々で構成されている（拡散性）、国土や人口が限定的で経済市場規模が小さい（狭隘性）、欧米、日本など国際市場へのアクセスが地理的に悪い（遠隔性）などの開発上の困難を抱えており、また、近年環境問題による影響が深刻化している。日本は太平洋島嶼地域に長年 ODA を実施してきているが、同地域の特殊性に由来する課題や地域全体で取り組むべき課題がある。本調査では、2008 年以降の日本の太平洋島嶼国に対する援助政策について、支援の成果を確認するとともに、今後の効果的・効率的な援助実施に役立つための教訓や提言に結び付けるべく評価を実施した。評価に当たっては、太平洋島嶼地域の 14 か国の島嶼国を概観しつつ、これらの中からフィジー・ツバルをケーススタディ国として選定し、現地調査を実施した。

^{*}キリバス、クック諸島、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア連邦からなる。

評価結果

● 開発の視点

(1) 政策の妥当性

日本の対太平洋島嶼国援助政策は、太平洋島嶼国の開発政策・開発ニーズ、日本の上位政策（開発協力大綱、ODA 大綱、及び太平洋・島サミット（PALM）で採択された協力の重点分野）、国際的な優先課題（気候変動、防災等）と合致しており、また、日本の援助の比較優位性も高いことから、政策の妥当性は「高い」と判断される。

(2) 結果の有効性

日本の援助は、全ての国の全ての分野にマクロ的な効果を与えるわけではないものの、島嶼国の開発課題の克服に果たした役割は十分あったと考えられる。案件によっては、

島嶼国の特定セクターにおける課題の大部分を解決したような援助も確認された。援助を実施している範囲については、PALM で表明した重点協力分野において ODA を中心とした様々な協力が行われていることが確認され、全体として島嶼国が抱える開発上の課題の解決に向けて大きく貢献したといえる。各援助事業の評価についても、全体的に効果的な事業が多いことが確認されており、各国の開発課題の克服の度合いや日本の援助の貢献度は全体として「高い」と判断された。

(3) プロセスの適切性

太平洋島嶼国の ODA 案件への日本の取組は、太平洋島嶼各国との調整、多様な関係者を交えた意見集約プロセスを経て決定されている。日本では、関係府省庁、関係機関、民間団体との間で意見交換が行われ、援助方針の策定、援助の実施が行われていることから、プロセスの適切性は「高い」と評価できる。

● 外交の視点

太平洋島嶼国への日本の支援は、日本外交の推進に貢献している。特に、PALM では支援分野やテーマ、支援額の明確化が図られ、具体的な方針が各国首脳と共有化されている。また、現地における日本の援助に関する認知度は高く、技術協力やボランティア事業といった「人」による協力の効果も大きい。



日本パラオ友好橋10周年記念切手

提言

1 大局的な観点からの島嶼国への援助の継続

太平洋島嶼国に対する援助を検討する際には、援助効率や絶対的な裨益人口規模のみを重視するのではなく、外交上の政治的・社会的な意義も含めより大局的な見地から、経済的自立を目指すことが難しい小規模島嶼国に対しても持続的に援助していくことが重要である。

2 民間セクターの関与を促す援助の実施

ODA を触媒として、日本と太平洋島嶼国との間で民間セクターの貿易・投資・観光関係を強化する具体的な取り組みを推進することが重要である。

3 事業の効果が継続されるような援助の実施

- (1) 島嶼国では人材流出や政府の予算不足が慢性的な課題であることを前提として、維持管理が容易になるような耐久性の強い施設などの建設や、援助事業の終了後に民間部門による運営維持管理を促す援助計画を行うことが望ましい。
- (2) 技術協力プロジェクトの実施に際して、島嶼国の人口が少ないことや人材流出が激しいことを前提として、長期的に技術協力を行うことにより着実にスキルを持ち合わせた人材を育成していくことが必要である。

4 第7回太平洋・島サミットの宣言内容の実施及び第8回太平洋・島サミットの開催に向けて

- (1) 過去に支援したインフラ整備事業に対しては、自然災害に対する強靱性を備えた改修事業を実施することが有効である。
- (2) 太平洋諸島センター (PIC) ※と連携しつつ、貿易・投資・観光分野における民間ビジネスの交流や事業化を、ODA を適宜活用しつつ促していくことが望ましい。
- (3) 援助自体の効果を高められるよう、政策的なレベルでも効果を測る基準や指標を設け、客観的に前回 PALM からの協力内容を評価することが必要である。
- (4) 人材育成等の支援の質的向上を図りつつ、「日本の顔の見える」支援事業を展開していくことが援助効果をより高めるために重要である。

※ 1996年10月1日に日本国政府と太平洋地域の国際機関である南太平洋フォーラム (現 太平洋諸島フォーラム : PIF) とにより設立

された国際機関で、日本とフォーラム加盟島嶼国との間の貿易・投資・観光の促進を通じて、同島嶼国の経済的発展を支援することを目的としている。(PIC ホームページより)

対応策の例

- 小規模島嶼国を含む太平洋島嶼国への援助については、これまで外交的観点や環境・気候変動対策など、大局的な見地から援助を行ってきたところ、この方針を継続する。
- JICA の中小企業海外展開支援事業等を通じ、中小企業等からの提案による太平洋島嶼国が抱える課題解決に資するビジネスの事業展開を後押しする。
- 太平洋諸島センターと連携し、民間企業向けのセミナーや現地ビジネスミッション等を積極的に実施するなど、各種業界の民間企業と大洋州島嶼国との関係構築を強化するとともに、今後とも ODA を適宜活用し、民間ビジネスの交流や事業化を促す (例えば、ODA に関与した民間企業が ODA を越えて業務を拡大すること)。
- 事業終了後の維持管理を促進するために、長期間の専門家やボランティアによる技術協力を通じて、運営維持管理を担う人材を育成する。
- 過去に支援したインフラ整備事業に対して、自然災害に対する強靱性を備えた改修事業をこれまでも実施しているところ、この方針を継続する。
- 太平洋島嶼国のニーズを踏まえた人材育成の質的向上を図るとともに、太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム (Pacific-LEADSs) を新たに実施すること等により、対日理解の促進も併せて図りつつ、一層の支援効果を得ることを目指す。
- また、援助効果をより高めるため、日本の知見を活かした支援を促進する (例 : 防災分野におけるハード (堤防整備等) とソフト (ハザードマップ作成等) の対策を組み合わせた援助)。



Japan-Pacific ICT センター (フィジー)

コーカサス諸国への支援の評価

評価主任：林 薫（文教大学国際学部教授）
アドバイザー：廣瀬 陽子（慶應義塾大学総合政策学部准教授）
コンサルタント：一般財団法人国際開発機構
評価実施期間：2015年9月～2016年2月

全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000157386.pdf>

評価の背景・目的・対象

コーカサス諸国（アゼルバイジャン、ジョージア、アルメニア）は、欧州、アジア、ロシア、中東を結ぶ地政学的に重要な位置にあることから、日本は同地域の平和と発展がユーラシア地域全体の安定にとって重要であるとの認識の下、支援を実施してきた。3か国に共通する支援として、経済発展に役立つインフラ整備、市場経済化のための人材育成、地域格差是正のための地域開発、保健・医療サービスの改善などがあり、日本はこれらの課題に対応しつつ、各国の事情に合わせた支援を行っている。

本件評価調査では、これまでの日本の協力を客観的に評価し、同地域に対する今後のより効果的な支援のための教訓や提言を行うことなどを目的とした。

本件評価調査の対象は、2005年度以降2015年の現地調査時までのコーカサス諸国への支援に関する政策とその実績とした。ただし、草の根・人間の安全保障無償資金協力（草の根無償）案件については、資料保存期間の制約から2010年度から5年間とした。

評価結果

● 開発の視点

(1) 政策の妥当性

日本の対3か国援助方針は、各国の開発政策及びニーズ、並びに日本の上位政策との整合性は高く、国際的優先課題とも合致している。また、各国における他ドナー・国際機関との援助政策とも整合し、日本の援助が持つ比較優位性が活かされていることから、政策の妥当性は「高い」と評価する。

(2) 結果の有効性

日本の対3か国援助により、経済インフラ整備や民生の安定、防災対策など、ほぼ全ての重点分野において成果が確認されたことから、結果の有効性は「高い」と評価する。

(3) プロセスの適切性

3か国にはJICAの現地事務所が開設されていないが、アゼルバイジャン、ジョージアでは日本大使館を中心に計画策定から実施に至るプロセスを経て、定期的な実施情報の把握、関係者との情報共有などが適宜行われていた。アルメニアは日本大使館が開館（2015年1月）して間もないこともあり、今後の実施体制強化が望まれる。以上を踏まえ、アゼルバイジャン、ジョージアにおけるプロセスの適切性は「高い」と判断できるが、アルメニアのプロセスの適切性は同国における現状から「ある程度高い」と評価した。

● 外交の視点

地政学的な重要性からコーカサス諸国の平和と安定は不可欠であり、外交的な重要性は高い。3か国に対する日本の援助はそれぞれの二国間関係の強化に貢献し、各国で外交的波及効果が確認された。

提言

1 アゼルバイジャン

(1) 農業・農村開発分野支援における支援目的の明確化

現行の国別援助方針では、農業関連事業の道筋がやや不明瞭であり、農業支援の効果の可能性が援助方針上に反映されているとは言いがたい。日本が持つ農業分野の知識や技術がアゼルバイジャン支援に十分活用されるよう、援助方針上での農業・農村開発事業の位置付けや援助目的の明確化を図ることが望ましい。

(2) ソフト面での支援強化

アゼルバイジャンの経済発展状況から、人材育成や技術移転などに役立つ支援の強化が求められる。

2 ジョージア

(1) 民間セクター進出促進のための、日本の比較優位のある分野の確立

ジョージアは既に中所得国であることから、日本は中期的にはビジネス・パートナーとしての関係を目指していくことが望ましく、ODAはそのための民間ベースの経済開発促進の役割を果たすことが期待される。このため、日本の特色・比較優位を活かした分野の支援が、官民双方により確立されていくことが期待される。

(2) 草の根・人間の安全保障無償資金協力による地方支援の継続

草の根無償による国内避難民や紛争影響地住民などへの支援や地雷除去は重要な支援であり、日本とジョージアの連帯の象徴ともなっていることから、今後もニーズを十分に検討しつつ継続が望まれる。

(3) 現地実施機関・他ドナーとの意見交換・協調の推進

現地実施機関や他ドナーとの連携を円滑にする実施体制の工夫が求められる。

3 アルメニア

(1) 現地大使館の体制強化

効果的な ODA 事業のため、現地大使館の体制強化が必要である。

(2) 開発効果増大に向けた効果的な援助協調への参画

限られた投入による効果の最大化を目的に、ドナー協調への参画が望まれる。

(3) 防災協力への継続的な支援

防災分野への支援はニーズが高く、日本の経験や優位性を用いることができる分野であり、外交的な波及効果の観点からも支援効果が高いことから今後も支援継続が望ましい。

(4) 日本の民間企業進出につながる官民連携の促進

アルメニア側からは、日本からの投資を通じた雇用創出や産業人材の育成への貢献が期待されていることから、日系企業の進出を促し、経済発展に資する官民連携の促進に期待したい。

4 コーカサス諸国

(1) 共通の課題に対する支援促進

今後は、防災、観光開発、環境分野など、三か国に共通して関心が高く、一致して対処することが効果的である課題への支援を通じ、意見交換や交流の機会を促進すべきである。

(2) コーカサス3か国を一体として実施する支援を視野に入れた実施体制の見直し

各国の個別の支援だけでなく、コーカサス諸国全体に共通する課題に対して3か国が一体となり取り組める支援体制の見直しが望まれる。

対応策の例

- アゼルバイジャンへの農業・農村開発分野における支援に関し、平成28年度版の事業展開計画の改定時に、開発課題における農業分野の位置づけを整理する。
- 2016年5月より、JICAはジョージアへの日本人スタッフ1名の長期派遣を開始した。これに伴い、現地大使館、JICAウズベキスタン事務所と共同で、コーカサス3か国(アゼルバイジャン、ジョージア、アルメニア)における関係者との調整及び情報収集等の実施体制を強化し、援助協調の促進を図っていく。
- 2016年2月よりアルメニア日本大使館の館員1名を増員した。これに伴い、アルメニア側関係機関、他ドナー、本省・JICAとの調整に関する実施体制の強化に引き続き努める。
- コーカサス地域を対象とする課題別研修等を通じて、各国及び地域の課題の共有・明確化を図る。また、JICAウズベキスタン事務所が、ジョージアに駐在する日本人スタッフを活用し、JICA本部の支援を得ながら、コーカサス3か国(アゼルバイジャン、ジョージア、アルメニア)におけるニーズの確認に取り組む。



アゼルバイジャン「シマルガス・火力複合発電所第2号機建設計画」建設現場



ジョージア「東西ハイウェイ整備計画」工事現場



アルメニア「エレバン市消防機材整備計画」日本が供与した消防車

モロッコ国別評価

評価主任：長谷川 安代（鹿児島大学農学部国際食料資源学特別コース特任講師）
アドバイザー：私市 正年（上智大学総合グローバル学部教授）
コンサルタント：NTC インターナショナル株式会社
評価実施期間：2015年7月～2016年2月

全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000157387.pdf>

評価の背景・目的・対象

日本とモロッコは、皇室・王室間の深い親交があり、経済関係や国際社会において良好な二国間関係を構築していることから、更なる関係強化が望まれる。また、日本の資源確保の観点からも同国への支援の意義は大きい。さらに、日本は、「ドーヴィル・パートナーシップ」*の一員として同国の改革努力を支えていく必要がある。本評価は、日本の対モロッコ支援に関する政策を評価対象とし、対モロッコ ODA の意義を踏まえ、日本の対モロッコ ODA 政策を全般的に評価し、今後の ODA 政策の立案や実施のための提言や教訓に結び付けることなどを目的とする。

* 2011年5月のドーヴィル・サミットで設立された、アラブ諸国における安定的な民主的体制への移行と経済社会改革の努力を支援する枠組。支援対象国は、エジプト、チュニジア、モロッコ、ヨルダン、リビア及びイエメン。（外務省ホームページより）

評価結果

開発の観点からは、政策の妥当性は「高い」、結果の有効性は「高い」、プロセスの適切性は「ある程度適切だった」、外交の観点からは、外交的意義があるものと評価する。

● 開発の視点

(1) 政策の妥当性

日本の対モロッコ援助政策は、モロッコの開発ニーズ、日本の開発上位政策及び国際的な優先課題と整合性を有している。また、他ドナーに対し日本の比較優位性を発揮している分野もあり、政策の妥当性は「高い」。ただし、増加するモロッコの産業振興ニーズに対応した日本の対モロッコ援助政策における開発課題の検討が今後必要である。

(2) 結果の有効性

日本の対モロッコ支援は、支援金額の観点から、一定の貢献を果たしている。これら支援は、モロッコの経済競争力の強化や持続的な経済成長の一助となっている。また、モロッコ

国内の地域的・社会的格差の是正に貢献しているとともに、モロッコによる南南協力の促進にも大きく貢献していることから、結果の有効性は「高い」と言える。

(3) プロセスの適切性

日本の対モロッコ援助政策は、おおむね適切なプロセスで策定された。日本の対モロッコ支援は、基本的な体制の整備とニーズ把握、モロッコ側との協議を踏まえた案件形成、モニタリング・評価及び広報が行われ、社会・民族性にも配慮されているが、情報共有やニーズの把握、事業開始までのプロセスの迅速性や案件選定に関わる透明性に課題が確認された。よって、援助政策の策定・実施プロセスは「ある程度適切だった」と判断する。

● 外交の視点

日本の対モロッコ援助は、王室・皇室外交や活発な要人往来、国連総会における協力関係、国連防災世界会議における協力関係、北アフリカ・マグレブ地域における安定勢力としてのモロッコの地政学的な重要性、また日本の外交理念遂行におけるモロッコの重要性、さらに二国間関係強化への寄与など、外交的に重要である。また、経済・外交・友好関係の促進、JICA 帰国研修員や JICA ボランティアの活動による親日家の醸成、水産分野における南南協力促進による中東・アフリカ地域の持続的発展、マグレブ地域安



「アブダ・ドゥッカラ灌漑地域における灌漑システム向上プロジェクト」パイロットサイトのドリッピング灌漑の様子

定への寄与及び国連・国際場裡における日本の立場への支持などの波及効果ももたらしている。以上より、日本の対モロッコ援助は外交の視点から意義あるものと評価できる。

提言

1 国別援助方針の再検討

読み手のよりよい理解のために、日本の対モロッコ国別援助方針の大目標及び留意事項の表現ぶりについては再考の余地がある。また、モロッコにおける産業振興ニーズに応えるべく、同方針の小目標の再検討を提案する。

2 南南協力推進の一層の強化

日本がモロッコとの連携で展開してきたアフリカ諸国に対する南南協力への評価は高く、外交面のインパクトも大きい。ともすれば不安定になりがちな地域の安定化への貢献も念頭に、モロッコによる南南協力の推進に対する日本の貢献の一層の強化が重要である。

3 複数スキームの組合せ

複数スキームの組合せによる効果を狙った支援の増進は、日本側・モロッコ側双方が期待しており、新たな支援の検討に当たっては、今後も取り入れていくことを提案する。

4 情報共有の促進

日本の対モロッコ国別援助方針は、日本の対モロッコ支援の方向性を示す重要な文書であることから、翻訳し、公開して、広く関係者に周知すべきである^{*}。また、相手国への情報提供に寄与するよう、数年先までの日本の支援の展望を示す事業展開計画の翻訳版の公開を提案する。さらに、日本側・モロッコ側双方の関係者が集う場を設け、日本の支援の情報を共有し、モロッコ側のニーズを把握する更なる努力が求められる。

^{*}現地調査終了時の在モロッコ日本大使館での報告などを踏まえ、2016年2月に対モロッコ国別援助方針の仏語版が公開されている。

5 プロセスの迅速化・透明性の向上

事業開始までのプロセスの迅速化、案件選定に関わる結果の透明性の向上に努める必要がある。

6 現地実施体制の強化に向けた継続的取組

本評価の提言4, 5に対応するため、今後も、現地実施体制の更なる強化に向けた継続的取組を提言する。

対応策の例

- 対モロッコ国別開発協力方針を平成28年度に改定する予定であり、その際、表現ぶりや中目標等についても検討を行う。
- 引き続き、モロッコの要望と国別開発協力方針を踏まえつつ、同国の南南協力の推進を支援していく。
- 新たな支援を検討する際には、円借款や技術協力など複数のスキームを組み合わせることの適切性・有効性を考慮しながら、検討していく。
- 平成28年2月に公開した国別援助方針の仏語版と同様に、事業展開計画も仏語訳を作成し、外務省及び在モロッコ日本国大使館のホームページに公開した。
- 政府間の経済協力政策協議の実施及び日頃のモロッコ政府との協議等を通じ、開発政策に係る相互理解の促進に努める。また、要望調査プロセスを通じ、モロッコ側の要望を十分吟味しつつ、優良な新規案件の発掘・形成に努める。
- 在モロッコ日本国大使館を通じ、要望調査の採択結果を適時適切にモロッコ政府に通報するよう努める。
- 現地 ODA タスクフォースを中心に、現地実施体制の更なる強化に努めていく。



草の根・人間の安全保障無償資金協力「アイト・ヤディン地区女子寄宿舎建設計画」の女子生徒たち

環境関連ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた日本の取組の評価

評価主任：佐藤 仁（東京大学東洋文化研究所教授）
アドバイザー：原田 一宏（名古屋大学大学院生命農学研究科教授）
コンサルタント：みずほ情報総研株式会社
評価実施期間：2015年8月～2016年2月
ケーススタディ国：インドネシア、カンボジア

全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000157389.pdf>

評価の背景・目的・対象

2000年に採択されたMDGsでは、ゴール7として「環境の持続可能性確保」という目標が掲げられている。日本はこの目標の達成に貢献するため、2003年に改訂されたODA大綱などに基づいて、気候変動対策や生物多様性、水といった環境分野への支援を実施してきた。これらの背景を踏まえ、本評価では、MDGs採択から2014年までに日本が行ってきた環境関連MDGs達成に向けた取組の総体について、総合的な評価を行った。

評価結果

● 開発の視点

(1) 政策の妥当性

環境分野の開発政策は、国際社会の取組・援助潮流、日本の上位政策、及び被援助国の開発政策と整合的であった。ただし、気候変動に関する国際的な議論との整合性では、資金の計上方針や、森林分野の取組への言及が減少しているなどの課題があった。日本の上位政策との整合性では、森林分野の取組について近年のイニシアティブなどにおいて具体化されていない点が見られた。被援助国の開発政策との整合性は、個別の国についてはケーススタディの2か国で確認し、その整合性に問題はなかった。以上を総合すると、環境関連MDGs達成に向けた日本の取組に係る政策の妥当性は、「高い」と言える。

(2) 結果の有効性

インプットについては、総額は他ドナーに比べて大きい点は評価できるものの、贈与比率や対国民総所得（GNI）比などの面で不足感があった。アウトカムについては、日本の重点的な援助対象国はMDGsのゴール7の指標が改善している国が多いが、それが日本の支援の結果であるという因果関係は統計上見出せなかった。インパクトについては、日本のODAが政策レベルにどのような貢献をしたかという点につ



インドネシア環境林業省環境サービス局へのヒアリング

いて、日本のODA供与対象国にある在外公館を対象としたアンケートの結果とケーススタディで検証した。その結果、いくつかの国で日本の支援が政策レベルの変容を促す取組が見られたが、その数は限定的であり、国による違いも非常に大きかった。

以上を踏まえ、いくつかの項目で日本の支援の効果が見られるものの、一定の留保がつく評価項目が多いことから、結果の有効性の評価は、「ある程度高い」という水準にあると評価できる。

(3) プロセスの適切性

「プロセスの適切性」については、環境分野のODA政策の策定・実施プロセスの適切性、現地や国内の実施体制の整備・効率性、受入国政府や他の開発パートナーとの連携の3点から評価した。国際会議に合わせてイニシアティブなどを発表してきた結果、複数のイニシアティブの内容や期間が重複し、日本の開発援助政策として環境分野を位置づけ、明確な指針とする意図が弱い点など、それぞれの評価項目で課題があり、プロセスの適切性は「高いとは言えない」と言える。

● 外交の視点

二国間関係については、対象国において環境分野の中でも

重視しているサブセクター単位などで、外交的な効果が確認できた事例が抽出された。多国間関係では、国際会議でのコミットメントなどを通じて、適切な時期に日本としてのスタンスを表明しており、他国から一定の評価を得ている点は効果があったと考えられる。ただし一部では、日本の経済的な国益追求と国際的なプレゼンスという国益の対立が起きていることに留意が必要である。

提言

1 開発の視点と環境の視点を統合していくこと

「開発」と「環境」という対立軸を解消していくための取組を進め、開発と環境の統合的視点に立った案件形成と実施を推進していくべきである。

2 環境分野の ODA の面的広がり強化

個々のプロジェクトの効果のみならず、地域レベル、国家レベルにプロジェクトの効果を広げていくための施策や、他国におけるプロジェクト形成に活用するための取組を強化することが求められる。

3 大学・NGO などの地域組織の活用とキャパシティ・ビルディング

地域住民と関わりが深く、環境問題や社会貢献意識を強く持つ大学や NGO をより活用し、キャパシティ・ビルディング（能力構築）も含めて支援していくことで、プロジェクトのインパクトや日本の支援が終わった後の自立発展性が高まると考えられる。

4 新興ドナーも含め他ドナーとの差異を認識し日本の強みを発揮すること

東南アジアにおける中国などの新興ドナーの存在感の高まりや、ヨーロッパでの政情の変化によるドナーの援助動向の変化がある中で、日本が強みを発揮できる分野での支援を継続し、他ドナーとの間で理解を得ていくことが重要である。

5 被援助国の発展段階などに応じた国別の援助計画の強化と出口戦略の検討

本評価業務のケーススタディ国であるインドネシア、カンボジアのそれぞれで、今後の事業展開に課題があった。選択と集中が議論される中で、これまで培ってきた人的、知的財産をどこに引き継いで活用していくかという検討と、

中長期的な援助の卒業を見据えた国別の援助計画の強化が必要である。

対応策の例

- MDGs よりも環境分野の取組を重視する SDGs が採択されたことも踏まえ、開発の視点と環境の視点が、特に案件形成の初期段階で意識されるよう努める。
- プロジェクトの成果が対象地域にとどまらず、他地域への普及・展開が図られるようなプロジェクトデザインを引き続き検討していく。また、プロジェクト終了後の活動の持続性及び自立発展性を見据え、プロジェクトの成果の発現状況に留意しつつ、案件の実施を進める。
- プロジェクトの詳細計画策定の段階で、プロジェクト対象地域に所在する大学・NGO の活動状況・体制、及びその能力についても入念な情報収集を行い、プロジェクトの協力機関として巻き込むこと及びその連携の在り方について引き続き十分検討を行う。
- プロジェクトの形成及び実施段階において、他ドナーの動向や活動内容につき入念な情報収集を行い、他ドナーとの連携や役割分担について整理する。また、日本が強みを有する現場レベルでの活動をベースとしつつ、成果の面的展開が図られるようなプロジェクトデザインを検討していく。



カンボジア農林水産省森林局でのヒアリング

「日本の教育協力政策 2011-2015」の評価

評価主任：吉田 和浩（広島大学教育開発国際協力研究センター長・教授）
アドバイザー：山田 肖子（名古屋大学大学院国際開発研究科教授）
コンサルタント：株式会社国際開発センター
評価実施機関：2015年7月～2016年2月
ケーススタディ国：セネガル

全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000157390.pdf>

評価の背景・目的・対象

日本は自らの近代化と経済成長の経験を踏まえ、途上国の教育開発支援を実施している。2010年には、「万人のための教育」(EFA)※及びMDGs教育関連目標達成を視野に、本評価対象である「日本の教育協力政策 2011-2015（以下、本政策）」を発表し、これに沿った教育協力を行ってきた。本評価は、本政策の最終年である2015年に、本政策を通じた援助を開発の視点及び外交の視点から評価し、その結果から提言と教訓を得て、今後の教育協力の政策立案・実施に役立てること、国民への説明責任を果たすことを目的として実施した。

※ 1990年にタイのジョムティエンで開催された「万人のための世界教育会議」において確認されたイニシアティブ。「2015年までの初等教育の完全普及」「2015年までの成人識字率の50%の改善」等教育分野における6つの具体的な目標（「ダカール行動枠組み」）を達成することを意味する。（外務省ホームページより）

評価結果

● 開発の視点

(1) 政策の妥当性

政策の妥当性について分析した結果、本政策は、日本の上位政策である旧ODA大綱及び開発協力大綱と極めて整合性が高い。被援助国の開発ニーズとの整合性、及びEFA、MDGs等の国際潮流や国際的課題との整合性も高い。また、日本の経験や技術力を活かした支援や、紛争国や災害国において国際機関やNGOとの連携も重視した点において、日本の教育協力政策としての妥当性も高い。このように、ほとんどの項目で高い評価を得ていることから、本政策の「妥当性は高い」と判断する。

(2) 結果の有効性

本政策の重点分野のうち、基礎教育及びポスト基礎教育（職業訓練と高等教育）における援助施策・実施体制・実施の有

効性に関しては、様々な成果が産出され、「大きな効果があった」と評価できる。他方で、平和と安全のための教育（紛争・災害の影響を受けた国に対する教育支援）における援助施策・実施体制・実施に対する有効性に関しては、案件数が少なく大きな効果の産出は限定的であったこと、中長期的な視野での教育支援が限定的であったことから、「ある程度の効果があった」と評価できる。本政策の基本理念の実践度と有効性に関しては、いくつかの基本理念については実践度が低かったことから、「ある程度の効果があった」と評価できる。本政策の総合的有効性は、これらの評価結果に加え、サブサハラ・アフリカにおける基礎教育分野での成果産出と国際目標への取組への貢献、目標抛出現や裨益者数の達成度合い、途上国の教育課題に包括的に取り組み成果を上げた点から、「大きな効果があった」と評価できる。

(3) プロセスの適切性

本政策の策定プロセスについては、広く関係者を交えた議論が重ねられ、多様な意見が反映された政策となったことから、適切性は高い。政策実施プロセスについては、支援効果向上のための取組が実践され、適切性は高いが、改善の余地も見られた。政策運営管理プロセスに関しては、中間レビューが実施されていないなど、改善の余地が残っているほか、政



セネガル日本職業訓練センター（CFPT）職員と供与機材

策最終年である2015年に第三者評価を実施したのでは、後継政策へのインプットという観点からは、時期を逸していたことから、「ある程度適切に実施された」と評価する。情報公開・発信については、本教育協力政策は他の援助機関や途上国側では知られておらず改善の余地があったため、「ある程度適切に実施された」と評価できる。よって、プロセスの適切性については、「ある程度適切に実施された」と評価できる。

●外交の視点

外交的な重要性について、本政策は、二国間の交流を深め、友好関係を強化することに役立った。外交的な波及効果については、国際社会での日本の存在感を強めることに貢献した。よって、「外交的な重要性及び波及効果がある」と評価できる。



技術協力プロジェクト「理数科教育改善プロジェクト・フェーズ2」での小学校校長、教員インタビュー

提言

1 日本の教育協力政策の策定と主流化に関する提言

- (1) 日本の教育協力政策の策定・実施に際する協力体制の構築
- (2) 政策実施に当たってのガイドラインの策定
- (3) 上位政策としての教育協力政策の位置付けの明確化
- (4) 案件形成・評価時における包摂（インクルーシブ）の概念の主流化

2 日本の教育協力政策の実施に関する提言

- (5) 政策策定部署と実施部署との連携体制構築
- (6) 他ドナー、他援助機関、他セクターとの連携強化のための能力強化
- (7) 「現場重視の強み」の効果的な発信と更なる強化
- (8) SDGsの教育目標達成の貢献に向けた「持続可能な開発のための教育」*（ESD）の強化

※環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、これらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。（外務省ホームページより）

- (9) プログラム化や有償資金協力の活用、国際機関を通じた支援の活用による相乗効果創出
- (10) より綿密に計画されたプログラムの実施による相乗効果創出
- (11) 幅広い関係者を交えた定期協議開催による教育協力政策への共通の理解と関心の醸成
- (12) 緊急時のニーズに応じた、適切な支援の実施

3 日本の教育協力政策のモニタリング・評価に関する提言

- (13) 日本の教育協力政策の中間レビューの実施
- (14) 適切なタイミングでの日本の教育協力政策第三者評価の実施
- (15) 新教育協力政策の目標設定とモニタリング体制の構築

4 外交上の視点からの提言

- (16) 日本の教育協力政策及びその成果の効果的発信

対応策の例

- JICAとも連携し、現場での案件策定段階から、新たに策定された「平和と成長のための学びの戦略」が日本の教育協力の方向性を示す基本文書として位置づけられるよう徹底していく。
- 日本の教育の強み（授業研究、理数科等）を教育協力の現場でいかしていくよう努める。
- 日本型（式）教育の海外展開に取り組む。
- マルチ機関を通じた支援については、各機関の比較優位性を検証し、今後の支援策等を検討していく。
- 関係省庁、国際機関、有識者、民間セクター、市民社会等の参加の下、国際教育協力連絡協議会等を通じ、教育協力政策への共通の理解と関心を高めるとともに、多様なアクターとの連携強化を図る。
- 適切なタイミングで、「平和と成長のための学びの戦略」に係る第三者評価を実施する。実施のタイミングについては、第三者評価の成果が、後継政策の策定プロセスに適切にインプットされるように調整する。
- 国際教育協力日本フォーラム等の機会を通じて、日本の取組についての周知を促進するとともに、要人往来等の機会に日本の政治家及び政府高官から、好事例等を効果的に発信していく。

債務免除の評価

評価主任兼アドバイザー：佐藤 寛（日本貿易振興機構アジア経済研究所 上席主任調査研究員）
コンサルタント：株式会社三菱総合研究所
評価実施期間：2015年10月～2016年2月
現地調査国：米国（ワシントンDC）（ケーススタディ国：イラク及びミャンマー）

全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000157391.pdf>

評価の背景・目的・対象

債務免除は、過大な債務を抱えた被援助国に適用される援助スキームの一つであり、主要債権国会合（パリクラブ）^{*}を主要な協議の場とし、主要債権国のコンセンサスの下、一定の条件を満たした債務国に対して適用されている。本件評価は、債務免除に関する初めての ODA 評価であり、2003 年以降に日本が実施した ODA 債権の債務免除を評価対象とした。また、ケーススタディ国として特に債務免除額が大きいイラク及びミャンマーを取り上げ、今後の ODA 政策の立案や実施に寄与する提言や教訓を示すとともに、評価結果を公表することで国民への説明責任を果たし、関係機関にも評価結果を共有すべく実施した。

^{*}対外債務の返済が困難となった国に対して、二国間公的債務（ODA 債権及び非 ODA 債権）の債務再編措置を取り決めるための非公式会合。（外務省ホームページより）

評価結果

● 開発の視点

(1) 政策の妥当性

政策の妥当性については、「債務免除に関する横断的な政策の策定状況」、「支援先のニーズとの整合性」、「日本の上位政策との整合性」、「他の国際協力支援事業との整合性」、「他ドナーの援助政策との整合性」、「日本の比較優位性」の6つの観点から評価した。その結果、日本の債務免除政策は国際協調を基礎としており、対外的な妥当性は確立されている。一方、日本の ODA 政策における債務免除の意義及び位置づけを明確に示した横断的な政策は策定されていないことから、国内の政策的な整合性については客観的な検証が困難な状況にあることが指摘される。また、債務免除は国際協調に基づく行為であることから、日本の債務免除手法に比較優位性は認められない。ただし、ケーススタディの対象としたミャンマーなどの場合は、国際協調の準備段階で日本が独自の役割を果たしたことが認められる。

(2) 結果の有効性

「マクロ経済への影響」、「可処分公的資金^{*}・投資への影響」、「貧困削減」、「資金調達への影響」、「ガバナンス」、「経済関係強化への影響」の6つの観点から分析した。その結果、資金調達や経済関係強化への有意な影響が見られたが、これらの効果は債務免除単独によるものではないことに留意する必要がある。債務免除自体にはスキームに内包する制約から直接的な開発効果は限定されているものの、開発援助や経済連携の需要が既に存在していた場合にそれを後押しするものであることに留意する必要がある、一方、ケーススタディ国のミャンマー、イラクにおいては、債務免除が実施されたことで、信用力が回復し、資金調達・経済関係の強化に結びつくなど、新しい資金協力の道を開く呼び水になった点については評価できる。

^{*}公的教育費や国民医療費など、当該国において債務の元本返済や利子の支払に充てられる費用を除いた歳入

(3) プロセスの適切性

「スキーム運用のためのガイドライン」、「援助実施体制の妥当性」、「結果の有効性の把握・モニタリング」、「他ドナー・国際機関との連携」、の4つの視点から評価を実施した。全体として、日本の債務免除実施のプロセス自体は適切なものであるが、そのプロセスの透明性が十分に確保されているとはいえないことが課題である。

● 外交の視点

日本は ODA 債権を最も多く有するドナーであり、国際協調という観点からは日本の貢献は国際社会にも認められるところである。一方、二国間関係への寄与については、国際協調に基づく行為であるが故に、対象国との間に他の援助国と横並び以上の効果を発現することは困難である。ただし、日本との強い経済的なつながりが期待され、有償資金協力、民間投資などを誘発する条件が整っているタイミングで債務免除が行われる場合には、大きな外交的效果を引き出す可能性

がある。

提言

1 上位政策との連続性の明示

納税者への説明責任、及び関係者間における情報共有における対外的客観性を確保するため、開発協力大綱や他のODA政策などとの整合性を担保する形で債務免除に係る基本方針が示されることが望ましい。

2 債務免除のプロセスの透明性の向上

国際的にも国内でも債務免除に至るプロセスは情報の機密性が高く、一般国民、また担当部署以外の者にとって債務免除がどのようなプロセスを経て決定されるのかを理解することは非常に困難である。したがって、日本はどのような立場や基準に基づき債務免除を決定し、実施プロセスにおいては、どのような点に留意しているのかを広く明らかにすることが望ましい。

3 体系的な効果の把握及びモニタリングの実施

債務免除はそれに特化した効果の把握やモニタリングの仕組みを有していない。したがって、債務免除が当該国にどのような開発効果をもたらしたのかについて、その効果を観察するための指標を設定し、それを周期的に確認する仕組みを国際社会と連携しつつ創出することが望ましい。また、当該国による債務不履行の常習化を防ぐため、そもそもなぜ当初返済可能と思われていた債務が維持不可能な水準まで延滞されるに至ったのかを正確に分析し、その問題の改善を目指すことも非常に重要であろう。

4 被援助国の貧困削減支出へのコミットメントを担保する仕組みの創設

債務免除は、その実施の際に改革努力を条件として債務国に課す点がその他開発協力に対して特徴的である。また債務免除を開発援助として位置づける場合、債務免除によって生まれた財政余剰が貧困削減支出として使用されて初めて、その財政上の効果が開発効果として結びつく。しかし、実際にはこの因果関係を確認することは困難である。したがって、ODA政策として債務免除が行われる場合には、相手国に対して貧困削減支出を効果的に促す仕組みを、他の援助国と協調しつつ創意工夫していくことが望ましい。

対応策の例

- 2016年度の開発協力白書、外務省ホームページ等において、提言にて指摘された事項を記載し、国民に対する説明責任をより丁寧に果たしていく。
- 国際通貨基金（IMF）や世界銀行といった国際金融機関による既存の活動（IMF4条協議^{*}、債務持続性分析、貧困削減戦略の策定等）等を有効に活用しつつ対応することを検討する。

^{*} IMF協定4条の規定に基づき、IMFが各加盟国との間で、毎年当該国の経済政策に関して包括的に行う協議（IMFホームページより）

ODA における PDCA サイクルの評価

評価主任：佐藤 寛（日本貿易振興機構アジア経済研究所上席主任調査研究員）
アドバイザー：大迫 正弘（NPO 法人 PCM Tokyo 理事長）
外部有識者：山谷 清志（同志社大学政策学部教授）
コンサルタント：OPMAC 株式会社
評価実施期間：2015年11月～2016年3月

全文 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000157392.pdf>

評価の背景・目的・対象

外務省では、1981年から政策レベルのODA評価を開始し、30年以上にわたりODA大綱などの上位政策に基づいて実施される政策や施策などについての評価を実施してきた。政策レベルのODA評価の目的である、ODAの管理改善及び国民への説明責任（アカウンタビリティ）の強化のためには、評価結果を政策の策定・実施へフィードバックするPDCAサイクルの確立が重要であることから、C（評価）を切り口として、日本のODAの政策レベルのPDCAサイクルの改善に貢献するべく提言を行うことを目的として、本評価を実施した。評価対象は外務省ODA評価室が実施する政策レベルのODA評価制度とし、具体的な分析は2010年度から2014年度に実施されたODA評価案件42件を対象に行った。

評価結果

政策レベルのODA評価はアカウンタビリティの観点からはおおむね適切に実施されているが、政策へのフィードバックに資する評価結果・提言を導き出すという観点では、定量的な分析が不十分、評価分析の根拠が十分示されていないといった課題が見られた。また、実施中の政策と次期政策形成に対する複層的なフィードバックが求められている。政策レベルのODA評価においてどのような課題を重点的に分析し、活用するのか、評価の位置づけ・役割について再定義を行った上で、ODA評価を実施すべきタイミングや評価の範囲、分析手法、フィードバック体制について改善の余地がある。

(1) PDCA サイクルにおける ODA 評価制度の適切性

外務省のODA評価体制（政策レベル）の適切性、JICAのODA評価体制（事業レベル）の適切性について検証を行った。また、比較のために他ドナーのODA評価体制などの分析も行った。

外務省のODA評価は、外部の第三者により実施され、アカウンタビリティの観点から適切であるとともに、自己評価では得られない分析や提言が得られることから有益であるが、外交の視点からの分析は、公表情報に基づく分析であるため、限られた範囲での評価にならざるを得ない。評価の枠組み・デザインは、「ODA評価ガイドライン」に規定されており、一定の標準化と質の確保が図られ、わかりやすい評価結果のとりまとめに向けた取組が行われている。JICA事業評価は、事前評価及びモニタリングは基本的に内部評価として行われるが、事後評価については、一部の案件で外部の第三者評価が実施される。デザインは「JICA事業評価ガイドライン」及び「JICA事業評価ハンドブック」などに規定され、評価内容及び質の標準化が図られている。

(2) PDCA サイクルにおける政策レベルの ODA 評価の適切性

外務省の政策レベルのODA評価結果の適切性及び評価結果としての提言の適切性の確認を行った。この結果、評価結果については、「開発の視点からの評価」（「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」）、及び「外交の視点からの評価」の観点から評価が行われているが、評価の内容及び質についてはばらつきが見られた。提言についても、おおむね評価分析に基づいた課題が指摘され、その課題に対する対応策としての提言が出されているが、提言の具体性に乏しいものも散見されており、いずれも改善の余地があることがわかった。

(3) 政策レベルの PDCA サイクルと事業レベルの PDCA サイクルの連携の適切性

日本のODAは、政策レベルのD（実施）と事業レベルのP（事業の計画）において密接につながっている。外務省とJICAは緊密に連携しており、特に、現地ODAタスクフォースを通じて、効果的な連携を行える体制がとられている。一方で、政策の実施やその効果を得るのに長時間を要することから、個別事業のPDCAサイクルと政策レベルのC（評価）

及びA（改善）のタイミングを合わせることは難しい。

(4) 政策レベルのPDCAサイクルにおける評価結果の フィードバックの適切性

政策レベルのODA評価による提言は、国際協力局関係課などにより対応策がとられ、対応策とその結果を公表しているが、中長期に対応すべき提言については活用状況がフォローアップできる体制にはなっていない。

提言

1 第三者評価としての政策レベルのODA評価の目的の重点化と中期的な評価計画

時間的、予算的及び人的投入に制約がある中で、第三者による政策レベルのODA評価の有益性を最大限に高めるためには、主たる目的を「ODA政策形成へのフィードバック」とし、評価範囲・視点の絞り込みを行って質を向上させ、その結果としてアカウンタビリティの更なる向上を目指すアプローチへの移行が求められる。また、評価結果の活用を国際協力局関係各課で意識づけし、より良いタイミングで評価を実施するため、中期的な評価計画を策定することは有効である。

2 「目標体系図」の活用強化による評価可能性及びアカウンタビリティの更なる向上

政策形成段階で「目標体系図」が作成され、評価者がその「目標体系図」に基づいて実績を検証することで、評価可能性を高めるとともに、計画に対する実績のアカウンタビリティの

強化を図り、政策へのフィードバックに資する評価結果・提言の向上につながることを期待される。

3 JICAによる事業評価との連携と評価結果の効果的な活用による協力プログラムレベルでの検証の充実

政策レベルのODA評価の「結果の有効性」の評価可能性及び評価の精度を向上するため、政策レベルのODA評価と事業レベルのODA評価の連携が不可欠である。このため、JICAと連携して、JICAの案件別事後評価の結果を効果的に活用し、協力プログラムレベルでの「結果の有効性」の検証を充実させることが求められる。

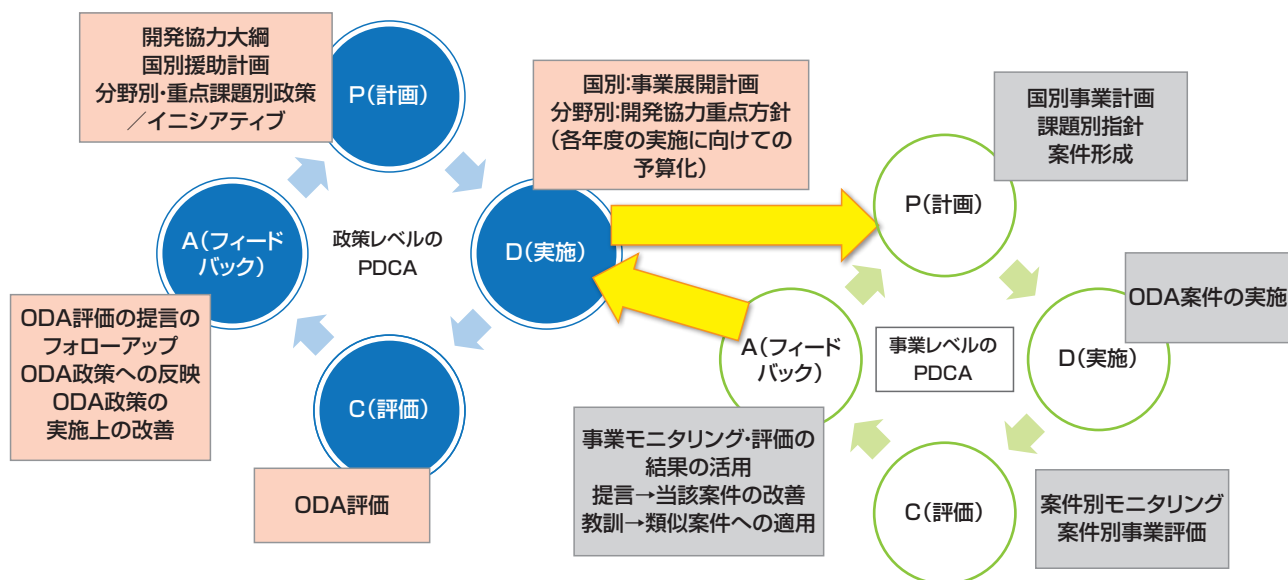
4 ODA評価ガイドラインへの提言

ODA評価ガイドラインにおいて、評価範囲・項目の絞り込み、第三者評価の評価者の位置づけ・資質の明確化、政策形成段階で作成される「目標体系図」に基づく結果の有効性の分析の強化、定量的な分析の標準化、外交の視点からの評価の向上、情報源の多様化による評価の質の向上、についてより具体的なポイントを示すことが求められる。

5 政策レベルのODA評価による提言のフィードバック及び活用の強化

評価結果の活用の強化のため、利便性の高い執務参考資料としてODA評価の横断的な分析結果を留意点などとして取りまとめるとともに、評価結果のフィードバックセミナーにより、関係者と評価結果の共有を促進することが求められる。

政策レベルのPDCAサイクルと事業レベルのPDCAサイクル



対応策の例

- 評価業務を開始する前に、関係者による会議を実施し、評価の意義・方針について確認を行い、評価に当たったの関心事項を確認する。これを踏まえ評価範囲・視点の絞り込みを行った上で、評価チームに伝える。
- 今後、翌年度の ODA 評価案件を選定する際に、より良いタイミングで評価を実施できるよう、3-5 年先までの中期的な評価計画も合わせて作成する。
- ODA 評価室は、政策立案者である国際協力局に対して、「プログラムレベルのロジックが重要」であることを周知し、プログラムと政策のつながりを意識した国別開発協力方針（旧国別援助方針）、課題別の援助方針の策定に向けた意見交換を行っていく。
- 国別開発協力方針の新規策定・改訂において、これまで同様、大目標、中目標及び小目標の論理的な関係性に留意する。
- ODA 評価実施に当たっては、JICA で実施した案件別事後評価の結果を効果的に活用し、協カプログラムレベルでの検証を行うよう、ODA 評価ガイドライン第 10 版に記載した。評価チームにもこの点につき働きかけていく。また、JICA に対してもプログラムレベルの評価の強化を働きかけていく。
- 提言で指摘された事項を踏まえ、ODA 評価ガイドラインの内容を修正し、第 10 版として改訂を行った。
- 過去の ODA 評価案件のレビュー報告書の教訓リストを活用して、過去の案件の評価結果から今後の案件形成に参考となる項目をまとめた執務参考資料を作成する。その際、時宜を得た、またはその時々で重要度の高い政策テーマを選ぶように留意する。
- 評価主任による国際協力局幹部他への評価結果報告会、JICA との連携勉強会などの機会に、国際協力局関係者に評価結果のフィードバックを行う。
- 評価実施 3 年目以降はフォローアップが行われないことから、過去 5 年程度の案件で、明示的に対応策が作成されなかった提言や、中長期的な取組が必要な提言を取りまとめた紙を作成・配布し、関係各課にリマインドを行っていく。

コラム

他ドナー / 多国間援助機関の ODA 評価体制

「ODA における PDCA サイクルの評価」では、提言策定の参考とするため、他ドナー / 多国間援助機関の評価体制及びフィードバックメカニズムについても比較分析を行いました。興味深い結果もあるので、簡単に紹介します。

比較の対象としたのは他ドナーからは米国（国務省、米国国際開発庁（USAID））、英国（国際開発省（DFID）、援助インパクト独立委員会（ICAI））、ドイツ（連邦経済協力開発省（BMZ）、開発評価機関（DEval））、多国間援助機関からは世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、及び国連開発計画（UNDP）です。

また、項目としては、各機関で実施されている評価の目的や種類・評価体制、最近の評価手法の動向、評価結果活用メカニズム（評価結果のフィードバック方法、提言のフォローアップ方法、評価結果の新政策 / 戦略への反映方法）、外交の視点からの評価の実施の有無、定量的分析実施状況などの点から分析を行いました。

この結果、各ドナー / 多国間援助機関において、評価目的として、「評価やその他の根拠をより重視し、そこからの“Learning（学習）”を戦略策定や案件デザインに活用し、開発効果を高めよう」とする学習重視の動きが共通してみられるようになっていました。

また評価結果活用メカニズムとしては、①国別支援戦略策定ガイドラインにおける評価結果の活用の義務づけ、②国別支援戦略策定プロセスへの評価部署などの参加、③提言に対する関係部署の対応状況のフォローアップ実施、④多国間援助機関の場合には、理事会による活用状況のチェック、などの方法がとられていることがわかりました。

調査結果の詳細は「ODA における PDCA サイクルの評価」報告書に掲載されているので、こちらも御参照ください（日本語のみ）。

また、OECD-DAC でも、各国・国際機関の評価体制を定期的にとりまとめた報告書を作成しており、2016 年にはこの改訂が行われ、9 月に公表されました。詳細は下記 URL を御参照ください（英語のみ）。

http://www.oecd-ilibrary.org/development/evaluation-systems-in-development-co-operation_9789264262065-en

日本 NGO 連携無償資金協力案件の事後状況調査

背景

日本 NGO 連携無償資金協力は、一定の要件を満たした日本の NGO が実施する、開発途上国・地域の住民に直接裨益する経済・社会開発事業に対して ODA 資金を供与するスキームです（2015 年度の同スキームによる資金協力実績は、総額約 37.7 億円（計 97 事業・56 団体・34 か国・1 地域））。

日本の NGO による開発援助の重要性が増す中で、資金協力学スキームにより実施した事業に対する評価を充実させるため、2005 年度以降、毎年事後調査を実施しています。

調査の目的

事業が完了してから一定期間（3～4 年）後の状況について調査を実施。調査結果は、実施団体にも通報しており、PDCA サイクルの一環として外務省と在外公館との間で類似案件を審査する際の参考情報としています。

調査方法

各事業を所管する在外公館の職員が、事業完了後 3～4 年後をめどに調査します。調査にあたっては、所定の共通様式（「事後状況調査シート」）を用いて、計画の妥当性、目標の達成度、効率性、インパクト、持続性、社会的配慮、環境への配慮といった観点から確認します。また、建物・機材の維持管理状況、教育・訓練施設・人材の活用状況、日本の ODA による援助であることを示すなどの広報協力の実施状況、維持管理体制等についても確認します。評価結果は、3 段階の総合評価（A～C）を付して、外務省に報告されます。

調査結果の概要

2015 年度は、日本 NGO 連携無償資金協力により 2011 年度に贈与契約が締結された全事業 81 件のうち、治安情勢により調査が困難であった案件、翌年度も継続して実施している案件等を除く 25 件（計 20 団体・14 か国）を対象に 2015 年度末までをめどに調査を実施し、17 件は「A」、7 件は「B」、「C」は 1 件との総合評価を得ました。



特定非営利活動法人難民を助ける会（於ラオス）
ラオスの山岳地域における母子保健サービス強化事業



特定非営利法人 BHN テレコム支援協議会（於ミャンマー）
南部デルタ地帯における情報伝達システムを活用した地域住民の生活環境改善及び防災支援事業



特定非営利活動法人リボン・京都（於ルワンダ）
高度な洋裁技術習得によるライフ・エンパワメント・プロジェクト

政策評価法

日本の政策評価制度は、平成13年に行われた中央省庁等改革の大きな柱の1つとして導入されました。各府省は、同年に制定された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「政策評価法」）によって、その所掌する政策について自己評価を行うことが義務付けられています。その主な目的は、次の3つです。

- ① 行政機関が国民に対する説明責任を果たし、透明性を高めること。
- ② 国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ること。
- ③ 国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること。

各府省は、政策の目的・目標が国民や社会のニーズに合っているか（必要性）、使われた費用に見合った成果が上がったか（効率性）、期待された効果が上がったか（有効性）を中心に、その政策の効果を分析します。そして、評価結果を政策の見直しや新しい政策の企画・立案に役立てます。

一方、総務省は、各府省の政策評価の点検（客観性担保評価活動）と同時に、複数府省にまたがる政策を評価（統一性・総合性確保評価）しています。

なお、政策評価の詳細については、総務省の「政策評価ポータルサイト」（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html）を御覧下さい。

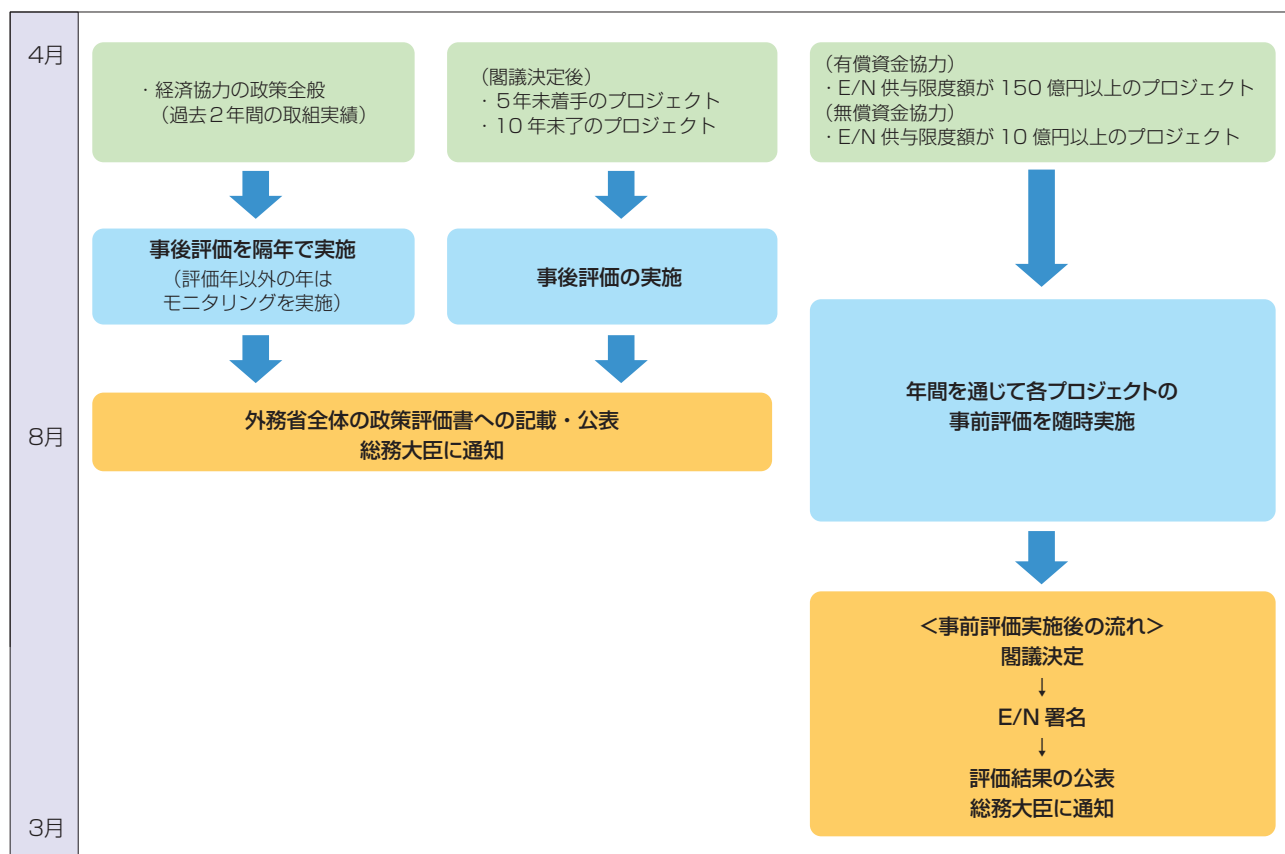
政策評価法に基づく外務省のODA評価

政策評価法及び同施行令に基づき、外務省では、ODAの施策について、以下の評価を行っています。各評価の流れは下図のとおりです。

(1) 政策レベル（事後評価）

政策評価法第6条、第7条及び第8条の規定に従い、評価の手法、実施体制、情報の公開など評価に関する基本的な事項について定めた基本計画（3年から5年に1度策定）及び評価の対象となる施策などについて定めた実施計画（年度毎に策定）に基づいて政策評価を実施し、ODAに関する施策の評価も行っています。平成27年度に実施した施策の評価・モニタリングについては、平成28年度外務省政策評価書（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/pe_ar/page23_001607.html）に掲載しています。

政策評価法に基づく外務省のODA評価の流れ^(注)



(注) 政策評価法に基づくODA評価は自己評価

(2) プロジェクト・レベル（事前及び事後評価）

(ア) 事前評価

政策評価法第9条及び同施行令第3条第5号に基づき、有償資金協力案件については供与限度額が150億円以上、無償資金協力案件については供与限度額が10億円以上のプロジェクト関連の案件をそれぞれ対象とし、当該案件を採択した根拠という観点から事前評価を行っています。事前評価

は、当該案件の閣議決定までに行い、E/N（交換公文）署名後に外務省ホームページ上で評価結果を公表しています。平成27年度には、無償資金協力案件は48件、有償資金協力案件は40件について、事前評価を実施しました。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/shiryo/page23_000085.html)

■無償資金協力案件の事前評価：48件（E/N供与限度額10億円以上の無償資金協力プロジェクト）

国名	案件名	交換公文署名日 (日本時間)
ジブチ	道路管理機材整備計画	平成28年3月28日
カンボジア	第七次地雷除去活動機材整備計画 チュルイ・チョンパー橋改修計画	平成28年3月21日
セーシェル	第二次マヘ島零細漁業施設整備計画	平成28年3月22日
東ティモール	東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画	平成28年3月15日
ニカラグア	セラヤセントラル保健管区二次機能病院建設計画	平成28年3月10日
ベナン	グラスエ市及びダッサズメ市における地下水を活用した飲料水供給計画	平成28年3月8日
ルワンダ	第二次変電及び配電網整備計画	平成28年3月8日
タジキスタン	ソグド州及びハトロン州東部道路維持管理機材整備計画	平成28年3月3日
ミャンマー	洪水被災学校再建計画	平成28年2月17日
アフガニスタン	小児感染症予防計画（国連児童基金（UNICEF）を通じて）	平成28年2月17日
ナイジェリア	アブジャ電力供給施設緊急改修計画	平成28年2月11日
アンゴラ	ナミベ港改修計画	平成28年1月15日
ネパール	ネパール地震復旧・復興計画	平成27年12月21日
アフガニスタン	灌漑システム改善及び組織能力強化を通じた農業生産性向上計画	平成27年12月19日
エジプト	カイロ大学小児病院外来診療施設建設計画	平成27年12月14日
ガーナ	アクラ中心部電力供給強化計画	平成27年12月8日
東ティモール	コモロ川上流新橋建設計画	平成27年11月30日
コンゴ民主共和国	カタンガ州ルンバシ市国立職業訓練校整備計画	平成27年11月21日
ミャンマー	洪水及び地滑り被害地における学校復旧計画	平成27年11月13日
ジンバブエ	ニャコンバ灌漑事業のための灌漑開発計画	平成27年11月9日
マラウイ	カムズ国際空港ターミナルビル拡張計画	平成27年11月4日
キルギス	マナス国際空港機材整備計画	平成27年10月26日
モザンビーク	ナカラ市医療従事者養成学校建設計画	平成27年10月12日
スーダン	ハルツーム州郊外保健サービス改善計画	平成27年9月16日
ミャンマー	カチン州及びチン州道路建設機材整備計画 第二次中央乾燥地村落給水計画	平成27年9月16日
ハイチ	クワフ・デ・ミッション橋梁及び新線橋梁架け替え計画	平成27年9月2日
ブルキナファソ	中学校校舎建設計画	平成27年8月25日
セネガル	カオラック州、ティエス州及びファティック州中学校建設計画	平成27年7月10日
パキスタン	カラチ気象観測用レーダー設置計画	平成27年7月8日
ベトナム	ホイアン市日本橋地域水質改善計画 ハイフォン市アンズオン浄水場改善計画	平成27年7月4日
トーゴ	カラ橋及びクモング橋建設計画	平成27年7月3日
コートジボワール	日本・コートジボワール友好交差点改善計画	平成27年6月25日
バングラデシュ	ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画	平成27年6月24日
サモア	アピア港安全向上計画	平成27年6月22日
ニカラグア	マドリス県及びヌエバ・セゴビア県教育施設整備計画	平成27年6月18日
パキスタン	ラホール給水設備エネルギー効率化計画 ファイサラバード市中継ポンプ場及び最終配水池ポンプ機材改善計画	平成27年6月18日
モロッコ	貝類養殖技術研究センター建設計画	平成27年6月16日
トンガ	国内輸送船用埠頭改善計画	平成27年6月10日
カンボジア	カンポット上水道拡張計画	平成27年6月2日
ソロモン	クム幹線道路改善計画	平成27年5月26日
バングラデシュ	廃棄物管理機材整備計画	平成27年5月20日
パラオ	上水道改善計画	平成27年5月20日
モンゴル	日本モンゴル教育病院建設計画	平成27年5月12日
モザンビーク	ナカラ回廊送電網強化計画	平成27年4月2日

■有償資金協力案件の事前評価：40件 (E/N供与限度額150億円以上の有償資金協力プロジェクト)

国名	案件名	交換公文署名日 (日本時間)
インド	北東州道路網連結性改善計画(フェーズ1)(第一期)／マディヤ・プラデシュ州送電網増強計画／貨物専用鉄道建設計画(フェーズ1)(第三期)／オディシャ州総合衛生改善計画(第二期)／タミル・ナド州都市保健強化計画	平成28年3月31日
ベトナム	タイピン火力発電所及び送電線建設計画(第四期)	平成28年3月31日
カンボジア	国道五号線改修計画(プレックダムーヌレアム間)(第二期)	平成28年3月21日
ケニア	オルカリアV地熱発電開発計画	平成28年3月9日
エジプト	ボルグ・エル・アラブ国際空港拡張計画／配電システム高度化計画	平成28年2月29日
ベトナム	南北高速道路建設計画(ダナンークアンガイ間)(第三期)／ラックフェン国際港建設計画(港湾)(第三期)／ラックフェン国際港建設計画(道路・橋梁)(第三期)	平成28年1月15日
バングラデシュ	外国直接投資促進計画／ダッカーチャッタゴン基幹送電線強化計画／西部バングラデシュ橋梁改良計画／母子保健及び保健システム改善計画	平成27年12月13日
インド	アーメダバード・メトロ計画(第一期)／チェンナイ地下鉄建設計画(第四期)	平成27年11月27日
インドネシア	ジャカルタ都市高速鉄道計画(第二期)／ジャワ・スマトラ連系送電線計画(第二期)	
フィリピン	南北通勤鉄道計画(マロロスーツツパン)	平成27年11月19日
ミャンマー	ヤンゴン環状鉄道改修計画／全国基幹送電設備整備計画フェーズII／東西経済回廊整備計画	平成27年10月16日
スリランカ	パンダラナイケ国際空港改善計画(フェーズ2)(第二期)	平成27年10月6日
ベトナム	チョーライ日越友好病院整備計画	平成27年9月15日
パプアニューギニア	ナザブ空港整備計画	平成27年9月11日
ウガンダ	カンバラ立体交差建設・道路改良計画	平成27年9月10日
フィリピン	ダバオ市バイパス建設計画(南・中央区間)	平成27年8月25日
アンゴラ	電力セクター改革支援プログラム	平成27年7月31日
スリランカ	全国送電網整備・効率化計画	平成27年6月19日
タイ	バンコク大量輸送網整備計画(レッドライン)(第二期)	平成27年6月12日
ウクライナ	ポルトニッチ下水処理場改修計画	平成27年6月6日
イラク	電力セクター復興計画(フェーズ2)／クルド地域下水処理施設建設計画(第一期)	平成27年5月25日
トルコ	地方自治体インフラ改善計画	平成27年5月15日
インド	オディシャ州送電網整備計画	平成27年5月15日
モザンビーク	ナカラ港開発計画(II)	平成27年5月14日
モンゴル	新ウランバートル国際空港建設計画(第二期)	平成27年4月16日

(イ) 事後評価

政策評価法第7条第2項及び同施行令第2条に基づき、資金協力に関する未着手案件(閣議決定後5年を経過した時点で未貸付)及び未了案件(閣議決定後10年を経過した時点で貸付未完了)を対象として、事後評価を行っています。この評価は、政策評価の実施計画に基づき、当該案件を継続

実施するか中止するか観点から行っています。評価結果は、年1回、外務省ホームページ及び外務省政策評価書で公表しています。平成27年度には、有償資金協力案件の未了案件17件について、事後評価を実施しました。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/shiryo/page22_000095.html)

■未了案件の事後評価：17件(全て有償資金協力案件)(10年未了のプロジェクト)

国名	案件名	交換公文締結日
インド	バンガロール上下水道整備計画(第二期第二段階)	2006年3月31日
インド	バンガロール・メトロ建設計画	2006年3月31日
インド	スワン川総合流域保全計画	2006年3月31日
インド	オリッサ州森林セクター開発計画	2006年3月31日
インド	フセイン・サガール湖流域改善計画	2006年3月31日
インド	コルカタ廃棄物管理改善計画	2006年3月31日
インドネシア	タンジュンプリオク港アクセス道路建設計画(第二期)	2006年3月28日
インドネシア	アサハン第三水力発電所建設計画	2006年3月28日
インドネシア	カモジャン地熱発電所拡張計画(E/S)	2006年3月28日
インドネシア	スマラン総合水資源・洪水対策計画	2006年3月28日
スリランカ	ゴール港開発計画(第一期)	2006年3月24日
ベトナム	高等教育支援計画(ITセクター)	2006年3月29日
ベトナム	紅河橋建設計画(第四期)	2006年3月29日
マレーシア	高等教育借款基金計画(III)	2006年3月31日
コスタリカ	サンホセ首都圏環境改善計画	2006年3月31日
チュニジア	ボルジュ・セドリヤ・テクノパーク建設計画	2005年6月22日
モロッコ	下水道整備計画	2005年11月29日

2.3 各省庁による評価

各省庁は、主に政策評価法に基づいて ODA 関連の政策等の評価を行っております。2015 年度に実施した政策等の評価は以下のとおりです。次ページ以下では、このうち★のついた案件の概要を紹介しております。

府省庁名	評価対象	評価対象の政策・施策・事業名	評価の種類	評価者
金融庁	事業	★アジアの新興市場国等の金融行政担当者を対象とした研修事業	政策評価	自己評価
総務省	政策	★ ICT 分野における国際戦略の推進	政策評価	自己評価
	事業	万国郵便連合への貢献	政策評価	自己評価
	事業	★国連アジア太平洋統計研修所運営事業への支援	政策評価	自己評価
法務省	施策	★法務行政における国際協力の推進	政策評価	自己評価
財務省	施策	★国際開発金融機関を活用した支援	政策評価	自己評価
文部科学省	施策	日本文化の発信及び国際文化交流の推進	その他の評価	自己評価
	施策	★国際交流の推進	その他の評価	自己評価
	施策	国際協力の推進	その他の評価	自己評価
厚生労働省	施策	★国際機関の活動への参画・協力を推進すること：国際労働機関が行うディーセント・ワーク実現のための事業等に対して協力すること	政策評価	自己評価
	施策	世界保健機関（WHO）、国連合同エイズ計画（UNAIDS）が行う技術協力事業に対して協力すること	政策評価	自己評価
農林水産省	政策	★総合的な食料安全保障の確立	政策評価	自己評価
	施策	★国際的な協調の下での開発途上国における持続可能な森林経営に向けた取組の推進	政策評価	自己評価
経済産業省	施策	★海外市場開拓支援	政策評価	自己評価
国土交通省	政策	★国際協力、連携等の推進	政策評価	自己評価
環境省	事業	途上国におけるフロン等対策支援事業費	政策評価	自己評価
	施策	二国間クレジット制度（JCM）の構築等事業	政策評価 / その他の評価	自己評価
	事業	アジア諸国における石綿対策技術支援事業	その他の評価	自己評価
	事業	国際的水環境改善活動推進費	政策評価	自己評価
	事業	アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業	政策評価	自己評価
	政策	環境国際協力推進費	その他の評価	自己評価
	施策	★アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業	政策評価	自己評価
	施策	国際連合環境計画アジア太平洋地域事務所拠出金	その他の評価	自己評価
	施策	世界適応ネットワークアジア太平洋地域等事業拠出金	その他の評価	自己評価
	施策	アジア諸国における 3R の戦略的実施支援事業拠出金	政策評価	自己評価
	事業	国際自然保護連合分担金	政策評価 / その他の評価	自己評価
	事業	国際湿地保全連合分担金	政策評価 / その他の評価	自己評価
	事業	国際自然保護連合拠出金	政策評価 / その他の評価	自己評価
	事業	国際連合環境計画拠出金	政策評価 / その他の評価	自己評価
事業	国際連合環境計画国際環境技術センター拠出金	政策評価 / その他の評価	自己評価	

アジアの新興市場国等の金融行政担当者を対象とした研修事業

政策

施策

事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価

評価時期：平成28年6月

評価者：金融庁

<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>

政策等の内容

アジア諸国等の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、日本の銀行・証券・保険分野のそれぞれの規制・監督制度や取組み等について、金融庁職員等による研修事業を実施。

評価結果の概要

●総合評価

金融インフラ整備支援等（研修事業を含む）を推進したことなどにより、アジア諸国との関係が強化され、アジア諸国における金融インフラの整備に進展が見られた。

●必要性／妥当性

日本企業・金融機関が事業を拡大していく上で、アジア諸国をはじめとする新興国における資金調達、決済、投資の基盤となる金融インフラが未整備であること等が障害になっている現状を踏まえ、金融インフラ整備支援等を通じて、日本企業・金融機関の新興国での事業展開を支援・促進していくことが、新興国の経済成長を日本の経済成長に取り込むために必要である。

●有効性／効率性

各セミナー終了後の研修生に対するアンケートでは、「研修を通して多くの役に立つ知識を得た。特に国際的に合意されたバーゼル規制の国内実施に関する知見は有益である」、「全体的に有用で、自国にとって得るところの多いものであった」、「研修に参加したことで、自国の証券市場に改善の余地があることに気付いた」などの好評価を得ており、新興市場国の金融当局職員の能力開発に資する重要な機会となっている。本事業は、日本企業・金融機関が新興国で事業を拡大していく上で制約となる金融インフラの整備につながり、日本

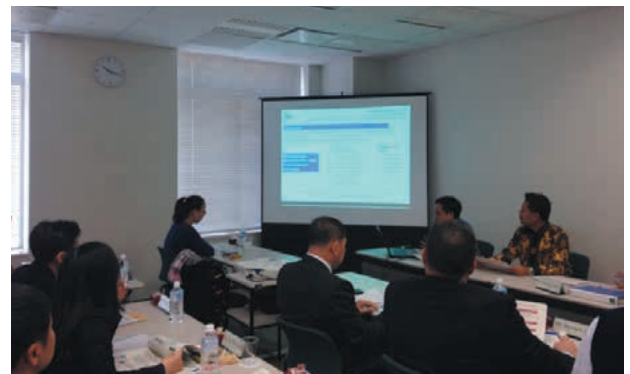
企業・金融機関の新興国での事業展開が促進され、ひいては新興国の経済成長を日本の経済成長に取り込むことにつながる。

教訓・政策への反映・対応策

金融分野における協力をより効果的に行うため、PDCAサイクルを念頭に置いて日系金融機関等の意見を幅広く聴取した上で、今後も深度ある協力を実施すべく検討を進める必要がある。かかる検討も踏まえ、引き続き、新興国における金融インフラ整備支援の取組み等を通じ、日本企業・金融機関の新興国での活動を支援し、日本の金融・資本市場を新興国とともに成長させていく。



証券監督者セミナー



保険監督者セミナー

ICT分野における国際戦略の推進

政策 施策 事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価
 評価時期：平成28年8月
 評価者：総務省

http://www.soumu.go.jp/menu_seisakuhyouka/kekka.html

政策等の内容

二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、情報通信技術（ICT）分野における課題解決、連携強化を図る。また日本のICTに関する情報発信等の実施により、国際的な互恵関係の構築及び日本ICT企業の海外展開支援を図る。

評価結果の概要

●総合評価

二国間・多国間等の枠組みへの積極的な参画等を通じて課題解決のための各国との連携・協調が図られるとともに、東南アジア諸国連合（ASEAN）や南米諸国等とのICT分野における協力強化の合意によって、ICT分野全体に協力の範囲が拡大するなど、着実な成果が得られている。

●必要性／妥当性

ICTは、全ての社会・経済活動の基盤であり、社会的・地球的課題の解決に貢献するツールとして、その果たすべき役割は大きい。日本が培ってきたICTの強みをいかし、途上国における課題の解決にICTを活用して支援・協力することは、日本のプレゼンス向上及び途上国の開発・発展にも資する。

●有効性

日ASEAN情報通信大臣会合において、ASEANに対する日本の協力ビジョン「ASEAN Smart ICT Connectivity」を発表し、当該地域との協力強化を推進した。

また、ASEANとのサイバーセキュリティ分野での人材育成協力の強化を目指すプロジェクトを提案したところ、各国から賛意が示され、引き続き議論を行っていくことで合意した。また、アジア太平洋電気通信共同体（APT）やJICA等の研修を通じて、ICT分野の人材育成に貢献できた。このような国際協力・連携、国際展開の推進により、途上国・新興国のICTインフラ整備等の課題解決に貢献できた。

●効率性／適切性

政策協議や国際機関の会議などへの参画や関係機関等との連携を通じ、重点対象国・分野の選定及び対象国の制度・実情の把握を行い、効率的に事業を推進している。

教訓・政策への反映・対応策

今後も、関係機関や民間企業等と連携し、途上国・新興国の課題解決に貢献する国際協力・連携等の推進のための取組を効果的に実施するとともに、平成27年11月に設立した（株）海外通信・放送・郵便事業支援機構によるICT国際展開に資する資金供給等の仕組みを活用し、日本のICT企業の海外展開支援を一層推進する。

備考

当該政策は、一部にODA事業も含む。

当該政策の平成28年度政策評価は、モニタリングとした。

国連アジア太平洋統計研修所運営事業への支援

政策 施策 事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価
 評価時期：平成28年8月
 評価者：総務省

http://www.soumu.go.jp/menu_seisakuhyouka/kekka.html

政策等の内容

アジア太平洋地域における開発途上国の経済及び社会開発に資する統計の作成能力及び研修能力を強化するための研修等を実施する国際連合アジア太平洋統計研修所（以下、「SIAP」）は、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）加盟国・準加盟国、国際機関等からの支援により運営されており、日本は、SIAPの招請国として、分担金の拠出、施設・備品等の提供を行う。

評価結果の概要

国連唯一の統計研修の専門機関として、133か国等の約1万5,500人の政府統計職員に対して実施されたSIAP研修の有用性やSIAPに対する日本の支援については、国際的

に高い評価を得ている。また研修参加要望も高く、日本による支援継続の要請がなされている。このことから、本事業は、国際的な人材育成に貢献し、日本のプレゼンスを高めるなど、一定の効果を上げたとして評価できる。

教訓・政策への反映・対応策

各国からの要請に応え、SIAPへの支援を継続するとともに、SIAPに対して、他の国際機関との費用分担による共同研修の実施拡大を要請する。

SIAPでは、ESCAP加盟国・準加盟国や国際機関に対してSIAPの研修コースへの無償の講師派遣等を依頼している。

http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/kanbou_hyouka_hyouka01-03.html

政策等の内容

国際協力を推進するため、国際連合（国連）と協力して行う研修・研究及び調査、並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供する。

評価結果の概要

●総合評価

国連の施策及び取組を踏まえ、国際基準や各国の優れた制度・運用を紹介する国際研修等の実施及び国際会議への参加により、最新の国際的知見・情報の収集や、国連等の関係機関との関係強化ができた。また、支援対象国のニーズに応えた国際研修や国際会議の招へい等の成果が、支援対象国の法制の維持・整備等に反映された。したがって、国際協力の推進という所期の目標を十分達成できた。

●妥当性

国連と協力して行う研修・研究及び調査において、可能な限り多くの国の実情に基づく比較検討を行い、かつ、ネットワークを拡大・強化するためには、集団研修方式が適切である。また、法制度整備支援は、相手国の立法・司法関係者と対話や協議を行い、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行うものであり、支援の成果である法律や制度を支援対象国に根付かせるため妥当な手段である。

●有効性

東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは、域内各国が今後取り組むべき課題についての議論を通じ、関係機関と緊密な関係を構築できた。さらに、国際会議で得た情報や人的ネットワークは、国際研修等で活用

しているとともに、日本の犯罪捜査・訴追における国際協力の促進にも役立っており、有効である。また、支援対象国のニーズに応えた国際研修の参加者や国際会議の招へい研究員は、各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等であり、研修・研究の成果は各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映されており、これらの実績は、日本の国際社会における地位向上にも資するため、有効である。

●効率性

国連主催の犯罪防止に関する重要な会議への参加は、日本の刑事司法運営の貴重な資産となり、効率的な人的ネットワークの拡充ができた。また、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定し、短期・長期専門家の派遣、日本国内及び現地における研修・セミナーの開催、専門家会議の開催、学者や法律実務家によるサポートなど多様な手法を有機的に組み合わせ、効率的な支援を実施した。

教訓・政策への反映・対応策

国連と協力して行う研修・研究及び調査は、国連との協定や「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」等を踏まえ、今後も継続実施していくとともに、二国間研修を含む新規研修等についても積極的に開拓する。また、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成の促進は、日本の国際社会における地位向上にも資するものであり、今後も、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を行う。



第16回法整備支援連絡会（2015年1月）



第158回国際研修（2014年9月）

http://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/

政策等の内容

世界銀行（世銀）、アジア開発銀行（ADB）等の国際開発金融機関（MDBs: Multilateral Development Banks）は、開発援助における豊富な経験や専門知識を持った人材を多く有するとともに、その広範な情報網を活用し、効果的な援助を行うことができるなどの長所がある。財務省はこのような長所を十分認識し、責任ある国際社会の一員として、MDBsの活動に積極的に貢献する。さらに、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、日本のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させる。

評価結果の概要

●総合評価

財務省は、MDBsの主要株主として、MDBsが行う融資業務や組織運営等について積極的に意見を述べ、これらの施策に日本の開発の理念やODA政策を適切に反映させるよう努めている。

平成27年度には、質の高いインフラ整備を促進するため、JICAとADBが連携して、質の高い民活型公共インフラ整備（PPP）等民間インフラ案件への投融資や、質の高い公共インフラ整備を促進するための途上国政府向け協調融資等を進めていくことに合意した。

また、保健分野においては、世銀業務を通じて各国のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）実現を後押しするため、平成27年度より世銀の日本信託基金を通じて、①UHC実現に向けた課題分析、②保健財政・保健人材強化戦略の実施のための技術支援を展開することとした。

さらに、防災分野においては、平成26年2月に世銀東京事務所に設置された「世界銀行東京防災ハブ」を活用し、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援（ハザードマップ作成、早期警報システムの構築等）を実施した。

このように、MDBsの活動に積極的に貢献するとともに、MDBsの知見を活用しながら効果的な支援を実施することができた。

●有効性及び効率性

MDBsは、①気候変動、防災、貧困削減等の地球規模課

題や国際社会の重要な問題に中心となって取り組み、国際協力における豊富な経験が蓄積されている、②国際協力の幅広い分野を網羅し最先端の専門的知識を有する優秀な人材が全世界から集まっている、③数多くの現地事務所を有することにより現地の支援ニーズを的確に把握し、きめ細やかな支援を可能とする優れた情報網を有する、④途上国の債務状況やガバナンスについてのデータを基に客観的な指標を作成し、それに基づいた援助が行えるなどの長所があり、この長所をいかしたMDBsを通じた支援は、国際協力の極めて有効かつ効率的な手段である。

●必要性

MDBsが上述のような長所を有していることを踏まえれば、途上国の安定的な経済社会の発展に資するための国際的な協力を積極的に推進するためには、日本として、各MDB本体への出資や各MDBに設置した日本信託基金を通じた支援を実施することが必要である。

教訓・政策への反映・対応策

引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画し、日本のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させる。また、MDBsの専門的知見や人材を活用することで、日本の支援の効果・効率を増大させる。さらに、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していく。また、MDBsを通じた開発援助について、広く一般に紹介する。

平成27年度に承認された日本信託基金のプロジェクト例

MDB	プロジェクト名	対象国	承認額
世界銀行	ベトナム北部山岳地域における子供の栄養改善	ベトナム	約300万ドル
	小規模農民のための食料・栄養安全保障の改善	南スーダン	約300万ドル
	災害に対する社会的支援の体制整備	ネパール	約150万ドル
アジア開発銀行	サイクロン被災地における道路・橋梁等の交通アクセス復旧支援	ミャンマー	約1,000万ドル
	水力発電所及び送電設備支援融資の案件組成支援	ブータン	約150万ドル
	地震被害地に対する災害リスク削減と生計手段の回復	ネパール	約1,500万ドル

http://www.mext.go.jp/a_menu/kouritsu/detail/1361615.htm

政策等の内容

諸外国との留学生交流等を通して、国際社会で活躍できる日本人を育成するとともに、諸外国の人材養成に貢献し、日本と諸外国との相互理解と友好親善に資する。

評価結果の概要

●総合評価

日本の更なる発展のため外国人留学生の戦略的な受入れの促進等に取り組んでおり、外国人留学生数は着実に増加している。一方、日本人の海外留学人数が減少傾向にある実態に鑑み、日本人の海外留学への機運醸成を図る取組を継続するとともに、大学、企業等と連携し、日本人学生の海外留学をきめ細かく支援する留学環境整備に関する取組を推進する必要がある。

●必要性

「日本再興戦略」及び「第2期教育振興基本計画」（ともに平成25年6月閣議決定）における目標達成に向けて、優先度の高い施策であり、双方向の留学生交流を支援するための環境整備等の着実な実施に努めた。

●有効性

大学等における海外留学・国際交流の促進については、外

国人留学生数が全体として増加傾向にある一方で、日本人の海外留学人数は減少傾向にあるため、留学の主たる障害要因の一つに挙げられる経済的負担の問題に対し、奨学金支援の更なる充実が有効と考えられる。

●効率性

奨学金等の経済的支援だけでなく、官民の協働により日本人の海外留学への機運醸成を図る取組を推進するとともに、高校段階からの国際理解教育の一層の充実などの中長期的な視点に立った取組の推進を図るなど、限られた予算の範囲内で効率的な運用に努めた。また、外国人留学生の戦略的な受入れのために設定した海外の重点地域において、日本留学のプラットフォームとなる留学コーディネーターを配置した。

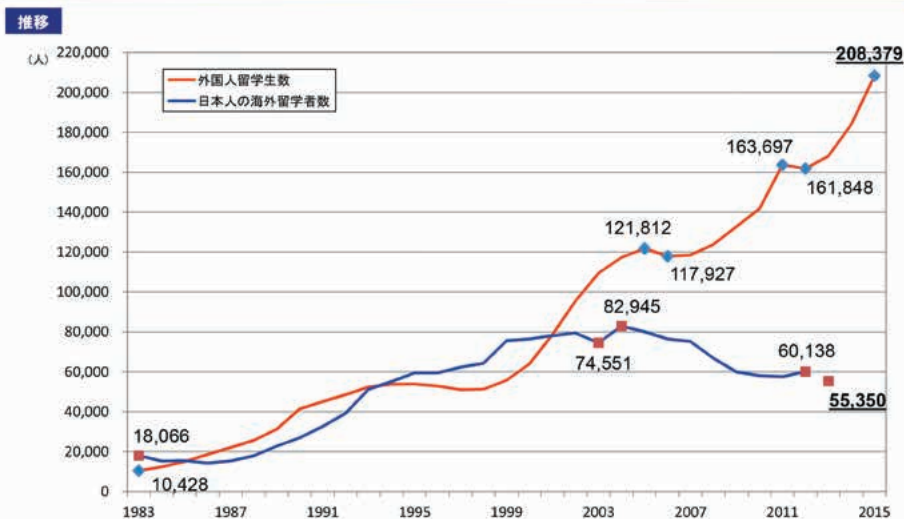
教訓・政策への反映・対応策

引き続き、双方向の留学生交流を促進するため、民間の協力も得ながら各施策を着実に実施する。

備考

当該政策・施策は、非ODA事業も含む。

外国人留学生の受入れ数及び日本人学生等の海外留学人数の現状



※日本人留学生数については、OECD、ユネスコの統計については、2013年を対象とした調査から、各国より提出されるデータの多くが「外国人学生数」（もともと当該国に居住していた学生を含む）ではなく、「外国人留学生数」（勉学を目的として他の国に移り住んだ学生）となっているため、前年までの推移（60,138人）との比較はできない。
 ※外国人留学生数については、2011年度より日本語教育機関に在籍する外国人学生について外国人留学生数に含んでいる。
 (出典)外国人留学生数：日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」(各年5月1日現在)
 日本人留学生数：OECD「Education at a Glance」、IIE「Open Doors」、ユネスコ文化統計年鑑等

国際機関の活動への参画・協力を推進すること：国際労働機関が行うディーセントワーク実現のための事業等に対して協力すること

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成27年9月
評価者：厚生労働省

政策 施策 事業

http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/dl/jizen-hyoka_h27.pdf

政策等の内容

国際労働機関（ILO）への任意拠出を通じて、ILO 専門家等の活用により、以下のプロジェクトを実施。

(1) アジアにおける社会的保護制度整備支援事業、(2) 南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業、(3) アジア地域における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業、(4) アジア展開日系企業等ビジネス基盤整備事業 など

評価結果の概要

●総合評価

全体として、ILO を通じた協力については、日本の経験及び国際機関の専門性の双方を活用し、国際社会への貢献及び国際化にふさわしい厚生労働行政の推進に向けて、効率的、効果的に事業を実施しているものと評価している。

●必要性／妥当性

ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現に向けて、社会セーフティネット構築の重要性は各種国際会議において指摘されており、引き続き必要な事業を継続する必要がある。

●有効性

国際労働機関アジア太平洋地域総局（ILO/ROAP）等の専門家による詳細な事業計画の策定・現地調査、日本やILO が蓄積する社会セーフティネット構築等の経験及び知見の活用により、各事業とも、事業計画に定めた計画目標を達成しており、ディーセントワークの実現に寄与している。

●効率性／適切性

各事業とも、事業計画達成に必要な最低限のコストで実施されており、計画目標も達成されている。

教訓・政策への反映・対応策

引き続き、ILO/ROAP が作成する報告書を精査するなどを通じ、有効に事業が実施されているか確認する。また、実施状況をレビューするためのILO/ROAP との年次協議では、アジア地域の援助ニーズを把握し、プロジェクト内容の見直しを適宜行うこととする。そして、プロジェクトの実施期間（おおむね3年間）終了時にはプロジェクト存続の必要性を検討し、所期の目標を達成した事業については終了することとする。

備考

当該施策は、一部にODA 予算を含む。

より詳細な情報は厚生労働省ホームページを参照。



社会的弱者の起業のためのワークショップ



キノコ栽培で起業した元難民

総合的な食料安全保障の確立

評価の種類：政策評価法に基づく評価
 評価時期：平成27年8月
 評価者：農林水産省

政策

施策

事業

http://www.maff.go.jp/j/assess/hanei/zisseki/h28/attach/pdf/2015_result-17.pdf

政策等の内容

総合的な食料安全保障確立のため、アフリカ諸国等開発途上国に対し、技術支援・資金援助・食料援助等の国際協力を推進することにより、「国際的な食料の供給不安要因への対応」を図る。

評価結果の概要

●総合評価

国際協力の推進に関する施策が進められており、世界の食料安全保障の強化への貢献が着実に図られている。

●必要性

世界の人口増や途上国の所得の向上等により、中長期的な世界の食料需給のひっ迫が予想される中、食料の多くを海外に依存する日本の食料安全保障を確保するためには、途上国の農業・農村の振興を図る等、平素から世界の食料安全保障の強化が必要であり、講じられた政策手段は妥当な取組内容である。

●有効性

サブサハラ・アフリカの米の生産を2018年までに1,400万トンから2,800万トンに倍増するための取組に対する支援を実施し、2011年に2,000万トンが生産されたほか、マメ類やイモ類の増産の支援を行うなど、開発途上国における農林水産分野に関する基礎的調査や技術開発・人材育成、さらには国際機関への拠出を通じた国際協力を推進した。また、東アジア地域においては、大規模災害等の緊

急時に人道的な観点から対処することを目的として、平成24年7月にASEAN+3(ASEAN諸国及び協力3か国(日本、中国、韓国))緊急米備蓄(APTERR)協定が発効し、同地域内での緊急米備蓄体制が構築された。これら国際協力の推進により、世界の食料安全保障の強化への貢献が着実に図られている。

●効率性/適切性

食糧農業機関(FAO)等国际機関に支出する拠出金、開発途上国における農業生産拡大、漁業技術・資源管理の取組への支援、気候変動に対応したかんがい排水技術の開発及び普及促進、海外農業農村開発協力の促進等、体系的に整理された適切な政策手段を実施している。これらを通じて、アフリカの食料増産や東アジア地域における緊急米備蓄体制の確立など、国が主体的に取組むべき課題に対して一定の効果が得られており、手段の効率性が認められた。

教訓・政策への反映・対応策

引き続き、近年の穀物価格の高騰等を踏まえた、総合的な食料安全保障のための取組を着実に進めて行くことが必要。

備考

当該政策は、一部にODA事業も含む。また、当該政策の平成27年度政策評価は、実績評価時の政策手段の概要・実績とした。

国際的な協調の下での開発途上国における持続可能な森林経営に向けた取組の推進

評価の種類：政策評価法に基づく評価
 評価時期：平成27年8月
 評価者：農林水産省

政策

施策

事業

http://www.maff.go.jp/j/assess/hanei/zisseki/h27/2014_result.html

政策等の内容

日本が有する知見や人材等を活用し、開発途上地域の森林の整備及び保全等に関する協力や民間等を通じた協力への支援を実施する。

評価結果の概要

評価手法として、相手国の関係者を対象とした、事業内容の「妥当性・必要性」、「有効性」、「効率性」、「インパクト」及び「自立発展性」に係る意識調査(8項目4段階評価のアンケート調査)を実施し、平均値が3.5以上となることを目標値と

して設定した。

平成26年度の達成状況は「平均値3.7:A(おおむね有効)」であった。

教訓・政策への反映・対応策

開発途上国における森林保全等を推進するための技術開発や人材育成に関する支援等を引き続き実施する。

備考

当該施策は、非ODA事業も含む。

http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/27fy-seisakuhyouka/32.pdf

政策等の内容

- 日本の高度な技術や付加価値の高い製品・サービスの世界市場への展開を通じた海外市場の獲得に取り組む。
- ODA・貿易保険等のツールを用いて、貿易・投資についての情報提供や環境整備を実施する。

評価結果の概要

●総合評価

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月改定）の「国際展開戦略」を踏まえ、新興国市場開拓に向けた戦略的な取組を推進。具体的には、インド・アンドラプラデシュ州の新都建設に際し、平成26年11月に産業協力に関する覚書を署名する等、計画段階からの事業参画を進めた。水、食品廃棄、高齢化等の社会課題解決に貢献する日本企業の製品・サービスが適切に評価されるようなルール形成戦略の立案に向けて、国際会議での提案、各国政府との意見交換、官民対話等の取組を進めた。平成27年3月には新興国へのルール普及も視野に、ロボット、化学、自動車等における日EU間の規制協力に関する共同文書を取りまとめた。また、「インフラシステム輸出戦略」（平成25年5月経協インフラ戦略会議決定、平成26年6月改訂）に基づき、平成27年2月にカタール初の地下鉄システムの受注等着実にした。

これらの取り組みに加え、事業実施可能性調査、相手国の人材育成支援、公的ファイナンス支援、政府間対話等により、輸出額の増加に貢献した。

●必要性／妥当性

(1)「日本再興戦略」の「国際展開戦略」の一環として「海外市場獲得のための戦略的取組」が掲げられており、世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むため、日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限にいかして海外市場獲得を

図ることとされている。その際、新興国については、対象となる市場の経済発展の度合い、日本企業の進出の程度等を勘案し、官民一体となった市場開拓を進めることとされており、これを踏まえ以下の施策に取り組むこととした。

- ・日本の高度な技術や付加価値の高い製品・サービスを世界市場に展開するため、官民一体による戦略的な海外市場獲得を図る。特に新興国については、経済発展度合い、日本企業の進出状況等の実態に即した新興国市場の開拓を図る。
 - ・ODA・貿易保険等のツールを用いて、相手国のニーズに応えつつ、インフラ等の新興国の膨大な需要を獲得する。
- (2) 海外市場獲得に関しては以下の課題があり、これら課題に対応するため、引き続き本施策を推進することが必要である。
- ・迅速かつ柔軟なファイナンス付与。
 - ・政策対話、技術実証、ロビイング活動支援、ミッション派遣等に加え、海外で先行的に市場投入するような企業取組支援、文化摩擦を越えるためのマッチング支援。
 - ・環境問題、高齢化等社会課題解決に資する日本企業の製品・サービスが適切に評価されるようなルールの形成及び普及・啓発。

●有効性

「日本再興戦略」の「海外市場獲得のための戦略的取組」において、新興国の市場開拓目標として、①中国・ASEAN地域、②南西アジア、中東、ロシア・独立国家共同体（CIS）、中南米地域、③アフリカ地域の輸出額を、それぞれ2020年（平成32年）までに2011年比で①及び②地域は2倍、③地域は3倍を目指すこととしており、本施策において輸出額を測定指標として設定し、目標年度、目標値も同様とした。また、平成26年度から「対外直接投資残高」を新たな指標として設定した。

●効率性／適切性

厳しい財政状況の下、引き続きより少ないコストで重要相手国・分野等に重点を置きつつ政策を実施した。

教訓・政策への反映・対応策

今後も、国内の各業界からのニーズや、国際的な諸情勢を踏まえ、引き続き貿易・投資のための環境整備の実施や海外市場の獲得に向けた取組などを着実に実施していく。

備考

当該政策・施策は、非ODA事業も含む。



専門家による現地での技術指導

<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/>

政策等の内容

日本の国内市場が中・長期的に減少傾向にある一方で、アジアを始めとする新興国においては、引き続きインフラ整備を始めとした大きな需要が見込まれている。日本が培ってきた技術と経験を活かしたインフラシステム輸出の促進は、日本が成長を継続していくための重要な課題であり、具体的には、官民連携による海外プロジェクトの推進に取り組むため、政治のリーダーシップによる官民一体となったトップセールスの展開や案件形成等、日本の優れた技術・システムの国際標準化等へ向けた取組を推進する。

さらに、相手国にとって技術移転や雇用創出を含めた真に役立つインフラ整備を進めることは、グローバル競争における日本の強みであり、相手国の発展を通じた市場の拡大や国際的な友好関係構築、連携強化にも資する。

このような観点から国土交通省では、相手国・国際機関との多国間・二国間会議等を継続して実施するとともに、開発途上国の自立的発展にもつながるセミナー・研修の開催、研修員受入、専門家派遣、各種調査等の協力・支援をしている。

なお、経協インフラ戦略会議において「インフラシステム輸出戦略」（平成28年度改訂版）が決定された（平成28年5月23日）ほか、「日本再興戦略」改定2016（平成28年6月2日閣議決定）にも国際展開戦略の一部として掲げられ、政府全体での取組の推進を図っている。

平成28年3月、地域・国ごとに焦点となる国交省関係の海外展開プロジェクトを整理・明確化した「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」を新たに策定した。本行動計画に沿って、日本の技術・システムの国際標準化の推進、相手国の制度整備支援・人材育成を含むソフトインフラ支援、官民連携事業への参入促進、中小企業の海外展開支援等を進めることとしている。

評価結果の概要

●総合評価

相手国のニーズや国際的諸情勢を踏まえ、効果的に事業を実施した結果、トップセールス実施数、JICA研修員受入数、専門家派遣数、調査等の実施件数は増加傾向にあり、本政策は一定の効果を上げていると評価できる。

●必要性／妥当性

特に国際協力の場において国土交通分野の重要性は大きく、経済社会基盤の整備は不可欠である。そのため国土交通省では日本で蓄積した知識と経験を活かした海外プロジェクト支援・政策対話の実施・技術移転等を通して国際協力、連携等を推進している。

●有効性

日ASEAN交通大臣会合や海外インフラPPP（官民連携）協議会などの国際会議、多国間・二国間会議、セミナー、研修等を継続的に実施することにより、国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクト数は増加の基調にあり、本政策は、相手国や国際機関との連携・協力の一層の強化のために有効である。

●効率性／適切性

対象国や分野の重点化を図り、積極的に国内外の関係省庁・機関と連携するとともに、効率的に事業を実施している。

教訓・政策への反映・対応策

今後も、インフラシステム輸出の促進につながる国際協力・連携等の推進のための継続的な取組を、効果的に実施する。

また、日本の強みである「質の高いインフラ」を整備することで、国際協力、連携の強化に努める。

具体的には、①トップセールスの展開や案件形成の推進といった「川上」からの参画・情報発信、②海外進出企業のビジネスリスク軽減、③相手国の制度整備支援や人材育成等のソフトインフラの展開、相手国との人的ネットワークの構築等に努める。

備考

本事業は非 ODA 事業を含む。



専門家による研修指導

http://www.env.go.jp/guide/seisaku/bunseki/h27_pdf/01_04.pdf

政策等の内容

急速な経済成長などに伴い、水質汚濁や大気汚染等の環境汚染対策が課題となっているアジア地域において、環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減を同時に達成するコベネフィット（共通便益）・アプローチを推進するもの。相手国との対話等を踏まえ、実証試験や研修を実施することで環境改善と温室効果ガスの排出削減に貢献し、当該国の環境政策の強化を支援している。

評価結果の概要

●総合評価

水質汚濁や大気汚染等の環境改善と、温室効果ガスの排出削減を同時に達成するコベネフィット型の環境汚染対策について、日本の環境技術を活用した実証試験や、訪日研修や現地セミナー等による能力構築を実施した。実証試験では、インドネシアの水産加工業の排水対策や、モンゴルの石炭焚きボイラの改善を行い、水質汚濁の低減や大気汚染物質の排出削減と同時に、温室効果ガス排出削減量を算出し、コベネフィット効果を確認した。あわせて、研修やセミナー等を実施し、政策実施者や事業関係者の対策実施能力の強化を図った。以上により、一定の効果を上げた評価できる。

●必要性／妥当性

アジアの途上国においては、経済成長等に伴い、水質汚濁や大気汚染等の環境汚染への対策が喫緊の課題となっている。さらに、地球規模の課題である温室効果ガスの排出量削減についても、自主的な対策を講じることが求められる

ている。日本は、アジアの途上国を中心に、環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減対策を同時に達成するコベネフィット（共通便益）・アプローチを重要な政策ツールとして推進しており、前述の課題について日本が主体的に支援・協力することは、パリ協定などの枠組みやSDGs等の上位目標への対応という観点から国際社会のニーズに合致しており、一層貢献していく必要がある。

●有効性

コベネフィット・アプローチ推進のための二国間協力覚書等を踏まえ、現地のニーズに沿った協力を実施しており、相手国政府や事業関係者との関係強化も進んでいる。また、日本の環境対策技術を用いた実証試験を実施し、インドネシアの水産加工業を対象とした排水対策事業、及びモンゴルでの暖房用石炭焚きボイラの改善では、それぞれ水質改善効果、大気汚染物質の排出削減効果を確認するとともに、温室効果ガスの排出削減量を算出した。中国においては、セメント工場における下水汚泥利用にかかるコベネフィット効果や関連の政策等について研究し、技術導入ガイドライン案などを取りまとめた。さらに、これらの事業では研修やセミナー等をあわせて実施し、政策実施者や事業関係者の対策実施能力の強化を図った。以上のことから、本事業は有効であった。

●効率性／適切性

相手国にとっても最大限の効果が得られるよう、各国の実情・ニーズ調査を事前に行い、重要課題を特定した上で活動を実施したことで、効率的な手法であったと評価できる。また、関係機関と連携することにより、重複等を避け効率的な支援の実施が達成された。さらに、調達においては一般競争入札を実施し、コスト削減に努めている。

教訓・政策への反映・対応策

今後は、コベネフィット型環境対策の普及等の課題に加え、実証された対策や技術の適切な運用管理には人材や組織の能力強化が必要と考えられることから、更なるコベネフィット効果の追求に加え、研修やセミナーを実施することにより、継続的に能力構築等を行っていく。



訪日研修(現場視察)

2.4 国際協力機構（JICA）による事業評価

評価の概要

JICAは、技術協力、有償資金協力、無償資金協力（JICA所管分）の個別のプロジェクトについて、共通した枠組みによる評価（プロジェクト・レベル評価）を行うとともに、個別のプロジェクト単位ではなく、複数のプロジェクトを取り上げて総合的かつ横断的に評価・分析を行う取組（テーマ別評価）等も行っています。

また、評価に際しては、評価結果の活用（フィードバック）の推進を念頭に置くとともに、評価の客観性や透明性の確保、評価結果の公開など、説明責任の確保にも取り組んでいます。

共通の枠組みによる評価

技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれの協力スキームの特性、支援の期間、効果発現のタイミングなども考慮しながら、PDCAサイクルに沿って、個々のプロジェクトの事前段階の評価から、実施中のモニタリング、事後段階の評価、そしてフィードバックまで基本的な枠組みを共通にすることで、一貫した考え方による評価の実施と評価結果の活用を目指しています。

また、OECD-DACが定めているDAC評価5項目（第1章8ページ参照）による評価や、事後評価のうち外部評価におけるレーティング（格付け）方式の採用などにより、分かりやすく統一的な評価結果の公開に取り組んでいます。

客観性と透明性を確保した評価

事後評価では、事業実施の効果を客観的な視点で検証する観点から、案件の規模に応じて外部の評価者による評価（外

部評価）を取り入れています。

また、評価の質の向上、フィードバックの強化、評価に関連した説明責任の確保を図るため、外部有識者により構成される事業評価外部有識者委員会において、評価の制度や態勢、手法などに関する助言を得ています。

さらに、実施した事業評価の結果をホームページで公開し、事業評価案件検索ページを設けています。これにより、国民の評価情報へのアクセスが容易となるとともに、プロジェクトの形成・立案や、実施管理、評価・モニタリングに従事する関係者への評価情報の提供を行っています。

（事業評価案件検索ページ <https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>）

評価結果の活用を重視する評価

JICAの事業評価は、類似の事業の計画・実施に反映してそれら事業の質を高めるためのフィードバック機能の役割も



コスタリカ「ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト」（内部評価）から、カウンターパートへのヒアリングの様子

PDCAサイクルと各段階の評価・モニタリング

PLAN	DO	CHECK	ACT
事前評価	モニタリング (事業進捗促進)	事後評価	フィードバック～ アクション
事業の実施前に、妥当性、計画内容、想定する効果、指標などを検証	案件計画段階で策定した計画に基づく定期的なモニタリング（事業進捗促進）及び事業終了時点での協力成果の確認	事業の終了後に、有効性、インパクト、効率性、持続性などを検証し、教訓・提言を導出	評価結果は、当該事業の改善のみならず、類似の事業の計画・実施に反映

注）協力形態や規模によっては、適用されない場合があります。

担っています。具体的には、新しい事業を開始する段階で実施する事前評価の際に、事業担当部が、過去の類似案件の事後評価などから得られた教訓を参照・活用しています。

また、教訓情報をより活用しやすい形でまとめるために、2015年度のテーマ別評価において、4分野で汎用性・実用性が高い教訓（ナレッジ教訓）の抽出を行いました。

さらに、協力の効果を客観的かつ定量的に分かりやすく示すために、主な分野・課題ごとに、標準的な指標例を順次整理しています。

これら教訓や指標例を活用することで、事業計画段階や実施段階の質の向上が期待されます。

事業完成後の効果を検証する事後評価

2014年度に外部評価（原則として協力金額10億円以上の事業を対象とする事後評価）を100件開始し、2015年度に結果を取りまとめました。外部評価では、評価結果をわかりやすく示すために、4段階のレーティングが付されます。その結果、総合評価はA（非常に高い）が29件（30%）、B（高い）が36件（38%）、C（一部課題がある）が21件（22%）、D（低い）が10件（10%）となりました[※]。AとBの合計が全体の約7割を占めており、これらはおおむね期待されていた効果が得られたものと判断できます。

ただし、レーティングは事業の成果などを図る指標としては有用ですが、事業の難易度などは対象に含んでいないため、結果として、開発事業の全ての事柄を包含しているわけではありません。

また、在外事務所等が評価者となる内部評価（協力金額2億円以上10億円未満の事業を対象とする事後評価）を61件実施し、2015年度に結果をまとめました。半数を超える事業で、事後評価段階において期待された効果がおおむね得られているものと判断できました。



インドネシア「ジャカルタ漁港リハビリ事業」（外部評価）から、事業で建設したコントロールタワー

これらの事後評価結果は、全件、JICA内及び開発途上国の関係者に対しフィードバックを行うとともに、JICAウェブサイトで公開しています。

（事後評価の評価結果 <http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/after.html>）

※財政支援については試行的に事後評価を実施しており、レーティング対象外としています。

横断的・総合的な評価を行うテーマ別の評価など

JICAでは、複数のプロジェクトを取り上げて、JICAの協力を総合的かつ横断的に評価・分析したり、特定の開発課題や援助手法をテーマとして取り上げて評価を行う「テーマ別評価」を行っています。特定のテーマに沿ってプロジェクトを選定し、通常の事業評価とは異なる切り口で評価することによって、共通する提言・教訓を抽出することを目的としています。2014年度のテーマ別評価「教訓の横断分析（ナレッジ教訓の抽出）」では、廃棄物管理、下水道管理、地方行政、平和構築の4分野を対象に、これまでの協力案件をレビューし、汎用性・実用性の高い教訓の整理、抽出を試みました。これは2013年度のテーマ別評価「プロジェクトのPDCAサイクルにおける教訓活用マネジメント強化策の検討」で提言された評価結果の活用を促進する取組です。

さらに、近年は、開発課題の改善・解決のために行われる施策や事業、開発モデルが対象となる社会に引き起こした変化を統計学や計量経済学の手法を用いて検証する評価アプローチとして、国際的に推進されている「インパクト評価」にも取り組んでいます。



モーリタニア「南部地方飲料水供給計画」（外部評価）から、足踏みポンプ井戸が活用されている様子

フィリピンの防災分野における日本の ODA 評価

評価実施者：フィリピン国家経済開発庁（NEDA）、在フィリピン日本国大使館
レイ・ヘロナ氏（コンサルタント）

評価実施期間：2015年1月～2015年3月

評価の背景・目的・対象

背景

日本とフィリピンは自然災害の経験という共通項を持つことから、日本は ODA のプログラムや ODA プロジェクトを通して、同国に対し減災及び災害管理の支援を実施している。フィリピンにおいて新しい 6 年開発計画の準備が始まることを踏まえて、フィリピン国家経済開発庁（NEDA）と在フィリピン日本大使館は、同国の防災分野における日本の ODA の評価を合同で実施することとなった。

評価の目的

本評価の目的は、以下によりフィリピンの防災分野における日本の ODA のレビューを行うことである。

- (1) フィリピン政府の防災分野における取組の情報を集めること
- (2) 日本の ODA によって実施された防災関連プロジェクトから教訓を得ること
- (3) フィリピンにおける今後の日本の援助政策のための提言を作成すること

評価の対象・時期

評価チームは、2005 年度から 2014 年度においてフィリピンの防災分野で実施された日本の ODA プロジェクトの中から、円借款プロジェクト 2 件及び無償資金協力プロジェクト 2 件を選択した。これらの ODA プロジェクトは、実施場所や実施機関が異なることから、フィリピンの防災分野における日本の支援の概要が分かる代表的なサンプルとして選ばれた。選択された ODA プロジェクトは以下の通り。

(円借款)

1. イロイロ洪水制御事業 フェーズ II
2. 台風オンドイ・ペベン後緊急インフラ復旧計画 (無償)

1. 気象レーダーシステム整備計画
2. マヨン火山周辺地域避難所整備計画

評価チームは、日本の ODA 支援のスキーム間連携から得られた重要なベネフィット（利益）も考慮した。

評価方法

本評価は、外務省 ODA 評価室が作成した ODA 評価ガイドライン第 8 版（2013 年 5 月）、被援助国政府・機関等によ

る評価実施要領を参考に、政策の妥当性、結果の有効性、及びプロセスの適切性の観点から評価を行った。情報収集に当たっては、(1) 文献調査・分析、(2) 主要関係者とのインタビュー、(3) プロジェクトサイトの訪問（防災分野への日本の ODA のアウトプット・アウトカム（成果）及びインパクトに関する現場インタビューや直接の観察も含む）の 3 つの方法を使用した。

評価結果

●政策の妥当性

日本の防災分野における経験、知見や技術支援能力は、フィリピンで広範囲に普及し、活用されている。日本の ODA は、ここ 10 年の間、日本の NGO、大学、地方自治体や中小企業に対し、フィリピンの防災関連の人材育成やインフラ整備の発展を支援するよう促してきた。日本の ODA を通じて、防災分野への日本の国際協力が民間企業や NGO、大学や地方自治体を巻き込んでいくことは、フィリピンの利益となるのみならず、日本の経済活性化にも貢献するであろう。

また、フィリピンの防災分野に対する日本の ODA 政策は、他ドナーの防災援助政策や優先事項とも整合性が取れており、兵庫行動枠組や仙台防災枠組とも一致している。日本の対フィリピン国別援助方針に記された防災分野の内容は、減災・災害管理分野における他ドナーの優先事項と非常に補完的であり、制度構築、人材育成、経済・社会インフラ整備、被災者の生活再建を含むものとなっている。

●結果の有効性

日本の対フィリピン ODA 拠出額は減少しているものの、フィリピンの防災分野に対する日本の ODA 支援額は増加している。これは、防災分野の国際会議において合意された防災分野の世界的なイニシアティブに対して、日本が表明した拠出を継続的に実施した為である。本評価の対象案件に対する日本の ODA のインプット（投入）は、期待されたアウト



報告会の様子（写真提供：Wilfredo de Perio氏（NEDA））

プット（産出物）を生み出し、フィリピンの対象地域・人口に対するアウトプットの結果を維持するのに十分であった。

フィリピンにおいて、フィリピンの受益者側が日本のODAのアウトプットをより持続的に活用することが出来るのは、日本のODAで経済インフラ施設や機材が整備された後でも、技術協力プロジェクトを通じてフォローが行われるためである。このように日本は、資金援助と技術援助を組み合わせ、NGOや民間企業等の日本の関係者を国際開発分野の防災活動に結集することによって、様々なレベルで期待されるアウトプットを最大限達成していた。

フィリピンで日本のODAプロジェクトのアウトプットを効果的に生み出したことによって得たアウトカムは、各レベルで非常に大きなものであった。例えば、日本が2009年に無償資金協力でピラク、アパリ、ギウアンにおいて整備された気象レーダーシステムにより、暴風雨の進行方向、上陸のタイミング、降雨量を正確に予測するためのフィリピン気象予報士の能力が向上し、それによって、警告をタイミング良く、適切に発出できるようになった。その結果、フィリピン政府の気象情報や警告に対する国民の信頼と信用は、(30～40年前の低いレベルと比較して)現在高く維持されている。このようにフィリピンの防災分野における日本のODAによるインパクトは目覚ましいものである。

●プロセスの適切性

フィリピンでは、防災と気候変動分野の国内法令の制定を通じて、同分野における中央政府と地方自治体の間の役割は明確に規定されている。

日本大使館及びJICAは、フィリピン政府機関との連携のみならず、開発協力分野における他ドナーとの連携にも継続的に取り組んでいる。これは、フィリピンの援助受入れ機関が、ODA支援の成果を最大限活用できるようにするためである。さらに、JICAは過去に防災分野で実施したODAプロジェクトを新規及びパイプラインとなる案件とつなげて、より大きな相乗効果が得られるよう努力している。

提言

1 フィリピンの減災・災害管理対策を支援する政策に引き続き焦点を当てること

評価チームは、フィリピンの防災分野における日本のODAは、日本が比較優位を活かせる分野（例えば、制度構築、人材育成、経済・社会インフラ整備、被災者の生活再建）に引き続き支援を優先させることを提言する。

2 日本のODAプロジェクトを、防災を意識したものにする

フィリピンにおける日本のODAプロジェクトのほとんどは、貧困削減、環境、ジェンダーやその他社会的配慮を包含している。同様に、今後フィリピンで策定予定のODAプロジェクトについては、プロジェクト策定段階及び実施過程において関係者と協議し、防災及び強靱性への考慮に関する検

討事項を包含することを提言する。

3 円借款/無償資金協力と技術協力案件の補完強化の継続

日本の円借款や無償資金協力で供与された建物や機材は、特に災害後の人々の生活再建において、実施機関の人材や組織としての能力育成の支援を通じたフォローアップを行うことで、持続的な活用が増進される。評価チームは、持続性を向上し、より良いアウトカムを生み出すために、日本のODAが、引き続き円借款/無償資金協力プロジェクトと技術協力プロジェクトを補完させていくことを提言する。

4 過去の関連プロジェクトと現在実施中及びパイプラインとなるプロジェクトのリンク付け

日本の円借款や無償資金協力で供与された古い建物の多くは、今でもフィリピン政府機関によって活用されている。日本のODAのインパクトを最大化するため、評価チームは、今後防災分野で策定予定の案件が、過去のプロジェクトの経験から得られた有益な教訓とリンクづけられるか、または、これらの教訓が考慮されることを提言する。

5 フィリピンの防災分野における他ドナーとの連携プロジェクトの追求

日本のODAが主導する形で、防災分野において他ドナーと連携を促す案件形成プロセスが進められることを提言する。これは、財源の補完やより良い相乗効果の為だけでなく、国際社会へ日本の防災分野における概念、技術や活動を広めるためである。

6 防災分野の日本のODAの計画設計、支出、モニタリング・評価へのフィリピン政府のODA関係機関の積極的な参加の推進

案件のアカウンタビリティ（説明責任）及び現地のオーナーシップ（自主性）を強化するため、関係するフィリピンの政府機関が、より積極的にJICAが実施する案件の形成、実施、モニタリングと事業評価に参加することを提言する。
(注) 上記は、評価実施者の評価報告書を基に現地の在外公館にて要約し、日本語に訳したものです。

合同評価について

本評価は、在フィリピン日本大使館とNEDAが合同で、現地のコンサルタントを活用して実施しました。これまで合同評価は、ドナー・国際機関同士が評価することが多く被援助国は評価の受け手でしたが、本件は、援助側の日本と「パートナー国」としてのフィリピンが合同で評価を実施したことで、お互いの経験から「ラーニング（学習）」することができました。この、評価を通じた「ラーニング」は、最近OECD-DACでも重視されている概念です。

合同評価に参加して

フィリピン国家経済開発庁

フィリピン政府と日本政府が、それぞれフィリピン国家経済開発庁（NEDA: National Economic and Development Authority）と在フィリピン日本大使館を通じて行った、「フィリピンの防災分野における日本のODA 合同評価」は、フィリピン政府がプロセスを重視した政策レベルの評価を実施、管理するためのラーニング（学習）の機会となりました。この合同評価は、フィリピン政府が必要とする説明責任（accountability）と学習（learning）をサポートするという目的の公共セクターの評価の実施を補完したという点において、二国政府間の時宜を得た試みであるといえます。

NEDA 内のモニタリング・評価局（NEDA-MES: NEDA Monitoring and Evaluation Staff）は、特に ODA プログラム及びプロジェクトの実施に関して評価・モニタリングの監督を行うフィリピン政府の主要な部署です。今回の合同評価に NEDA-MES が参加したことは、本評価調査の計画段階から実施段階において、在フィリピン日本大使館やコンサルタントの役割を補完するものとなりました。

最初に、NEDA-MES は、評価デザインの形成や評価実施に適任と考えられるローカルコンサルタント及び企業の選定に携わりました。また、NEDA-MES は在フィリピン日本大使館と共に、評価枠組及び評価の範囲（包含されるべきプロジェクトの選定を含め）の決定に参加しました。

NEDA-MES は、本評価調査実施に関する調整において、在フィリピン日本大使館とコンサルトを支援しました。具体的には NEDA-MES のテクニカル・スタッフは、援助実施機関や他国政府機関へのインタビュー、情報収集、プロジェクト視察に参加し、評価報告書案の一部を起草し、最終報告書へのインプットやコメントを行いました。NEDA はこれらの活動を通じて、日本のフィリピンに対する支援、とりわけ、日本の外務省と JICA の支援プロセスについて、また、プロジェクトの実施に関する草の根レベルの直接の情報についても更なる理解を得ました。

フィリピン政府はまだ政策レベルの評価の制度を発展させる必要があります。本合同評価は、一度限りの短期的なものではありますが、プロセスを重視した政策レベル評価をどのように実施するかについて、実践的な

ラーニング（学習）を提供してくれました。外務省 ODA 評価室から NEDA へ伝えられた技術や手法は、フィリピン政府が将来この種の評価を行うことになる際には真剣に考慮されるべきであろう学習ポイントと言えます。この合同で行われた試みは、以前に JICA によって実施されたプロジェクトレベルの事後評価から得られたフィリピン政府の経験を更に補完するものでした。

今後行われる合同評価では、日本大使館とパートナー国代表、そしてコンサルタントの間で異なる評価結果が生じた時のために、初めに評価者の間で、それぞれの役割分担をより明確に決めておいた方がよいと思われます。また、技術的な専門家／コンサルタントは、評価枠組形成段階から評価に従事しているべきでしょう。

さらに、実施機関及びセクターの専門家に評価に参加してもらい、評価を通じ得られた教訓を広め、そして、より揺るぎない、すぐに実施できるような提言を行うために、研究の成果をより多くの関係者に提示することは、有益で役に立つことでしょう。

本合同評価は、防災分野における JICA の協力戦略策定のために JICA が実施した類似の調査業務と並行して実施されました。このような状況においては、両政府間、そして関係者間で、両調査の相互補完を確実にするために、より緊密な連携が必要です。というもこれらの調査は、将来援助戦略を起案する際に重要な文書となるからです。

プロセスを重視した政策レベル評価では、特定の政策の下でプロジェクトが設計、実施された時の援助実施の有効性のアセスメントを行うことができたことから、全体として、フィリピン政府はこうした政策レベル評価を行うことによりラーニングの機会が得られ、今回の合同評価から恩恵を受けました。



NEDAモニタリング・評価局（NEDA-MES）のヒアリングの様子

第3章

第三者評価結果（2014年度）の フォローアップ

3.1 国別評価	50
●メコン地域の ODA 案件に関わる日本の取組の評価	
●パキスタン国別評価	
●ケニア国別評価	
3.2 重点課題別評価	53
●法制度整備支援の評価	
●緊急事態における人道支援の評価	
●保健関連 MDGs 達成に向けた日本の取組の評価	
3.3 スキーム別評価	56
●相対的に所得水準の高い国に対する無償資金協力	
3.4 その他の評価	57
●草の根技術協力に関する評価	
コラム	
◆評価結果の政策へのフィードバック	58
～平成 26 年度 ODA 評価より～	

3.1 国別評価

外務省では、第三者評価から得られた提言について、その対応策を策定した上で、その実施状況のフォローアップを行っています。第3章では、2014年度の第三者評価から得られた主な提言に対する対応策の実施状況（2016年7月時点）を紹介します。2014年度評価の概要及び各報告書は、外務省ホームページで御覧いただけます。（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka01.html）

メコン地域のODA案件に関わる日本の取組の評価

1 地域としての開発協力の視点と広域開発計画戦略の策定

提言

「メコン」という支援枠組みを続けることで日本と「メコン」の関係をより強固にする。地域全体として開発を支援していくために、包括的な地域開発計画・優先プロジェクトを策定する。



フォローアップ状況

- 2015年7月の日メコン首脳会議で「新東京戦略2015」を表明し、同年8月の日メコン外相会議で行動計画を策定した。東西・南部経済回廊整備を中心に、今後も地域の連結性向上をハード・ソフトの両面で支援していく。

2 インフラ開発、制度整備での支援継続

提言

メコン地域への支援においては、地域の連結性強化が重要であることから、インフラ構築での支援を継続する。特にソフトインフラ、制度整備の更なる構築が必要である。その際には、回廊により特徴が異なるので、道路や橋梁の上をどのような原料や製品が移動するのかを見極めていくこと。



フォローアップ状況

- メコン地域の連結性強化のためのハード・ソフト両面での支援は、メコン各国に対するODA政策の重点分野に位置づけられ、2016年においても、円借款「ラックフェン国際港建設計画（港湾）（第三期）」や無償資金協力「国道九号線橋梁改修計画」等の実施決定や各種の技術協力を通じて地域の連結性向上を支援している。また、2016年5月には外務大臣がメコン4か国を訪問し、物理的な連結性が十分に活用されるための制度的連結性及び人的連結性の強化を更に推進する「日メコン連結性イニシアティブ」の構想を発表した。同構想は同年7月の日メコン外相会議で正式に立ち上げられた。

3 産業発展ニーズに沿った人材育成の促進

提言

日本の技術力を活かしたソフトインフラ、制度整備、裾野産業育成、産業振興、投資促進などの場で必要な人材育成のために、更に厚みと幅のあるメニューを提供していくこと。



フォローアップ状況

- 対カンボジア「シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクト」における協力のように、円借款によるインフラ整備に付帯する技術協力等を通じて運用保守管理能力のための人材育成を行い、包括的な支援を意識している。また、2015年11月に安倍総理が「産業人材育成協力イニシアティブ」を発表し、インフラの整備や基幹産業の確立・高度化を担う産業人材の育成を更に推進すべく、取組を開始している。

パキスタン国別評価

1 我が国の支援の比較優位性をより意識したODA政策

提言

今後もパキスタンの中長期開発計画に立脚した支援を継続させていくことが求められる。日本のODAの特徴は、丁寧な人づくりやきめの細かい長期にわたる支援にある。今後、質的支援のより一層の充実にも配慮したODA政策の基本方針を堅持していくことが求められる。



フォローアップ状況

- 日本の外交・援助政策及びパキスタン政府の意向を踏まえ、パキスタンの長期開発計画「Vision2025」等との整合性にも留意しつつ、国別開発協力方針（旧国別援助方針）を改定予定。また、案件形成においては、協力スキームの効果的な連携を行っており、電力拡充整備協力プログラムでは、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の連携を行い、相乗効果や支援の質的向上を追求している。

2 国別援助方針の重点分野に立脚して、より選択と集中を意識した支援の継続

提言

今後、日本の対パキスタン支援は、国別援助方針に掲げる「経済基盤の改善」、「人間の安全保障の確保と社会基盤の整備」、「国境地域などの安定・バランスの取れた発展への支援」の3つの重点分野により注力し、援助額縮小傾向の中、これまでに支援実績のあるセクターと支援スキームを機軸とした支援内容とすることが有効である。



フォローアップ状況

- 外務省とJICAとは緊密な連携の下、支援の選択と集中に取り組んでいる。例えば、パキスタン側の優先順位を踏まえ、国別援助方針に掲げる3つの重点分野の下、より優先すべき協力プログラムとしての7つのプログラムを設定している。このうちの一つである保健プログラムにおいては、感染症対策として、特にポリオ撲滅対策を中心に有償資金協力、無償資金協力及び技術協力をを行い、効果的な支援を図っている。

3 パキスタンへの支援内容の具体化と協力案件の選定に係る迅速化・簡素化に係る取組

提言

パキスタン側が日本に求めるタイムリーな支援を実現するためにも、パキスタン側にも協力と理解を求めていながら、可能な限り支援内容の具体化と協力案件の選定に係る手続きのより一層の効率化と、意思決定のスピードアップに向けた努力が求められる。



フォローアップ状況

- パキスタン政府とは日常的なコンタクトを通じてニーズの把握に努め、日本側の重点分野や供与プロセス等を共有し、説明を行っている。個別事業にかかる協議の際には、パキスタン側実施機関のみならず、必要に応じて援助窓口機関を含めることにより、案件選定手続の効率化や意思決定の迅速化を促進し、その後の円滑な案件実施につなげている。

ケニア国別評価

1 対ケニア国別援助方針への一貫性及び戦略性確保

提言

対ケニア国別援助方針は、ケニアの状況に即した「国民の結束と統合に資する持続的な経済・社会の発展」を明示的に掲げ、その理念に基づく日本の対ケニア援助アプローチを具体的に示して、投入するリソースが直接ないし間接にその大目標の実現に役立つように編成されていく必要がある。



フォローアップ状況

●対ケニア国別援助方針については、ケニアの長期開発戦略「VISION2030」等を踏まえ策定しており、「経済インフラ整備」、「農業開発」、「環境保全」、「人材育成」、「保健医療」の5つの分野への支援を重点的に実施してきている。ケニア側の開発課題や支援ニーズ等については、要望調査や政策協議を通じて把握しており、2016年度以降も年一回程度の頻度で、当該協議を継続していく予定である。

2 インフラ整備事業における社会環境配慮に関するリーダーシップの確保

提言

ケニアではインフラブームに伴い、建設工事が盛んに行われているが、工事時及び完成後ともに事故が絶えずケニア社会で憂慮されている。建設事業や完成後の施設の安全の確保、環境規制の遵守の徹底などの環境社会配慮について、日本は新興ドナーも巻き込んでそれらを確保するリーダーシップをとるべきである。



フォローアップ状況

●経済インフラ整備分野では、有償資金協力による港湾整備や無償資金協力による都市部の道路整備など、施工中の安全確保や環境社会配慮の点でケニア国内を代表する事業を実施してきている。施設完成後も、技術協力による道路維持管理のための制度構築支援なども併せて実施してきており、2016年度以降も引き続き当該分野への支援を継続していく予定である。

3 日本の援助に関するケニア国民の認知度を高めるための広報の検討

提言

ケニア国民に対して直接実施される支援が限られているために、日本の援助の認知度があまり高くないと思われるものもある。この改善のためには、ケニアの重要な開発アジェンダへ貢献する理念を明らかにし、それに基づいて、ケニア社会が持つ重要な開発課題に対し明確に訴える広報戦略を練ることが必要である。



フォローアップ状況

●有償資金協力や無償資金協力（草の根・人間の安全保障無償資金協力含む）にかかる署名式や完成式典には、大使や公使が出席し、メディア・インタビューを含めテレビや新聞など幅広い広報活動を実施している。

●2016年度のアフリカ大陸初のTICAD VIケニア開催に合わせ、現地プレスツアーを実施し、関連する記事が多数掲載されたほか、現地新聞記者やテレビクルーの日本への招聘などを通じた積極的な広報も実施した。

法制度整備支援の評価

1 トップレベルの政策立案の場の設置

提言

日本政府の上位レベルで、「法制度整備支援に関する基本方針」の改訂サイクルよりも頻繁に、法制度整備支援について検討し、政策立案を積極的に図る場を設けることが望ましい。



フォローアップ状況

- 「国際法務にかかる日本企業等に関する関係省庁等連絡会議」や「経協インフラ戦略会議」の場において、法制度整備支援の実施状況を共有し、関係機関間の連携を図っている。

2 法・司法制度へのアクセスのための普及活動強化

提言

被援助国のメディア等を通じた積極的な広報活動により、当該国の一般国民に対して法・司法制度自体の周知を図ることが不可欠である。



フォローアップ状況

- 調停制度の全国導入を支援したモンゴルでは、調停制度の周知・普及をテレビ番組や漫画等を用いて実施。民事関連法令の整備を支援してきたカンボジアでは、一般国民に対してテレビやラジオ番組を通じて法令（夫婦財産契約登記省令等）を普及する活動を実施するなど、法・司法制度へのアクセス向上のための普及活動強化にも取り組んできた。

3 他ドナー・国際機関との連携強化

提言

日本の援助の比較優位性を活かして、ドナー全体による法制度整備支援を積極的にリードしていくことにより、日本の法制度整備支援に係るプレゼンスを一層向上させることができると考えられる。



フォローアップ状況

- 世界銀行主催のLaw, Justice and Development Weekが開催される際には、JICAなどから出席して日本の法整備支援の取組や特徴を発信している。また、他ドナー（米国国際開発庁（USAID）、フランス開発庁（AFD）、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等）等との個別協議の場においても、日本の法整備支援について積極的に説明し、連携強化やプレゼンスの向上に努めている。さらに、現場レベルにおいてもドナー会合に積極的に参加し、重複の回避と連携促進に努めている。



モンゴルにおける調停制度を紹介する漫画（提供：JICA）



Law, Justice and Development Week 会合の様子（提供：JICA）

緊急事態における人道支援の評価

1 イニシャルアセスメント機能の増強：自然災害

提言

日本政府としてイニシャルアセスメント^{*}の重要性を十分に認識し、その機能を充足することが必要である。

※緊急支援の初動段階における、被害状況や必要とされるニーズに関する調査及び査定のこと。

フォローアップ状況

●災害発生時に甚大な被害が見込まれる場合は、必要に応じ、被災国政府からの要請前であっても、外務省、JICA、関係省庁等からなる調査チームを迅速に派遣しているほか、国連が派遣する国連災害評価調整（UNDAC）チームにもJICA職員を参加させて、以後迅速な対応がとれるようになっている。

2 簡易評価(Rapid Review)^{*}の実施

提言

緊急対応フェーズにおいて、イニシャルアセスメントによる事業展開方針を評価基準とする簡易評価を実施する。

※緊急支援フェーズから復旧支援フェーズへと移行する時期に、それまでに実施してきた緊急支援活動の内容やインパクトを評価し、イニシャルアセスメントにおいて想定していた復旧支援内容を見直す作業のこと。ここで実施する評価とは、「活動地の訪問による観察及び被災者や関係者への聞き取りによる」レビューといった活動を介した迅速な評価である。

フォローアップ状況

●必要に応じて関連の分野の専門家を国際緊急援助隊員として派遣することの検討を含め、緊急援助活動終了後の支援を切れ目なく実施できるよう復旧・復興フェーズを視野に入れたアセスメントを実施するよう努めている。

3 人道支援活動を支えるコモンサービス^{*}への貢献

提言

直接的な支援活動の土台となる間接的支援（調整機能、通信及び輸送）を充足させる。

※人道支援活動を実施するあらゆる関係者に利する公益性の高い活動のこと。関係者間の調整や通信の復旧、輸送サービスなど。

フォローアップ状況

●必要な支援を的確に実施すべく、国連人道問題調整事務所（OCHA）が事務局を務める国際捜索・救助諮問グループ（INSARAG）や世界保健機関（WHO）の下での国際的な調整枠組み等へ積極的に参加し情報収集を行っているほか、国際機関や諸外国との意見交換を実施している。また、空港において他の支援チームの受け入れを行う訓練を行っている。

1 地域的「選択と集中」

提言

日本のODA財源の制約が強まっている中、分野的「選択と集中」とともに、既にセネガル（タンバクンダ州・ケドゥグ州）とガーナ（アッパーウエスト州）で実施されているような地域的「選択と集中」を念頭に置くべきである。地域的「選択と集中」は、(1) 当該地域の保健課題の深刻さ、(2) 他ドナーの不在、という需要面、供給面の要因を鑑みても、有効である。



2 地域アプローチによるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)^{※1}への寄与

提言

ドナー間コーディネーションを行い、保健支援のニーズの高い地域の保健サービス支援を、ドナーが分担することによって、より効率的な保健サービス支援拡大が可能になる。



※1 基礎的な保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること。

3 サブサハラ・アフリカでのプレゼンスの向上

提言

本評価において日本の保健関連ODAの配分が近隣のアジア諸国に手厚いことが明らかになったが、今後は、そのアジア諸国と協力して、より保健水準の低いアフリカや紛争国へ、これまで実施してきた支援を広げるべきである。



フォローアップ状況

- 2015年9月に健康・医療戦略推進本部決定された「平和と健康のための基本方針」において、以下のとおり対応。
 - ① 地域別重点方針の項目を立て、地域的「選択と集中」について記載。
 - ② “支援を実施する上での原則と体制”に、「他ドナー・新興国・途上国政府との連携」及び「より保健水準の低いアフリカなどの諸国や紛争や災害により脆弱な状況に置かれた国へ協力の幅を一層広げる」ことについて記載。
 - 一部の支援プログラムについては、MDGs達成の観点からより課題の大きい地域や拠点となる医療施設等に集中した支援を展開しているほか（例：タンザニア等）、UHC推進の政策に基づき、協力成果のより広範な地域への普及拡大にも取り組んでいる（例：ケニア等）。
 - ドナー間コーディネーションに積極的に取り組み、（必ずしも一国内の地域の分担ではないものの）ドナー間で役割分担をしながらUHC推進に寄与している（例：フィリピン等）。
 - 2016年5月に発表された「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」において、UHC達成に向けた取組を調整する国際的枠組みの強化の必要性を強調、「UHC2030」の設立を支持。同ビジョンでは、脆弱性が高い低所得国（LICs）、低中所得国（LMICs）において、被支援国現場での取組の連携の強化を掲げ、特に、中期的な国家保健計画の策定・調整、政策立案能力の強化等、保健システム強化やUHC推進の取組を打ち出した。
 - TICAD VIでは、保健を3つの柱の1つとして掲げ、アフリカ地域のUHC推進やエボラ出血熱などの公衆衛生危機への対応強化などにつき協議。加えて、日本政府、JICA、世銀、WHO、グローバルファンド^{※2}が共催する“UHC in Africa”を開催。これは、UHCの分析結果から導き出されるUHC達成のための主要政策アクション・フレームワークを提示して、政治家や政府高官の理解を得ることにより、アフリカ地域のUHC達成推進を図ることを目的とする。
- ※2 世界エイズ・結核・マラリア対策基金の略称。エイズ、結核、マラリア対策の資金を、各国の政府、民間財団、企業等から調達し、予防、治療、感染者支援、保健システム強化のために提供する機関。ジュネーブに本部を置く。
- G7サミットに先立ち、日本政府は国際保健機関に対し、約11億ドルの資金拠出を発表。これら支援の多くは国際保健機関を通じ、保健水準の低いアフリカ紛争国の保健課題解決に貢献する。

相対的に所得水準の高い国に対する無償資金協力の評価

1 複合的アプローチによる援助の実施

提言

所得水準が向上しても、地域間・階層間の「格差」問題は依然存在しており、その格差は民族や人種などの格差構造と重なっている。所得水準が向上しても、経済的な離陸が果たせない国が多く見られる。「相対的に所得水準の高い国に対する無償資金協力」の一つの特徴である「貧困削減」と「経済・産業開発」を合わせて実現を図るアプローチは重要な意味を持つ。

フォローアップ状況

- 所得水準が相対的に高い国において無償資金協力案件の実施につき検討を行う際には、「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」（平成26年4月に作成）に基づき、個別案件ごとに妥当性の検討を行っている。検討に当たっては、まずは、「緊急性・迅速性」及び「人道上のニーズ」の観点から適否を判断することとしているが、これらの観点を満たさない場合であっても、個別の案件について実施の意義を（1）案件の性質、（2）日本の対外政策、（3）供与先となる途上国が置かれている状況から複合的に精査した上で、無償資金協力による実施が十分に説明可能な効果の高い事業に限って実施することとしている。

2 効果的案件の継続的实施

提言

過去の「相対的に所得水準の高い国に対する無償資金協力」が一定の成果を上げていることを踏まえて、これまでの援助の実績を「財産」と考え、その継承と発展のため、引き続き貧困対策・格差是正、産業発展等、効果的な案件を実施していくことが重要である。

3 国益を踏まえた無償資金協力の実施基準と評価

提言

国益を踏まえて例外的に無償資金協力を実施する場合は、①実施における基準を明確に示す等、十分な説明責任を果たすこと、②対象案件若しくは関連する一連の支援により意図された国益が実現されたかについて十分に評価することが求められる。

フォローアップ状況

- 上記「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づき個別案件ごとに妥当性の検討を行った結果を当該案件の案件概要書の中に記載し、ホームページ上に公開している。
- 当該支援の完了後は、当該支援の効果の評価を行う。

草の根技術協力に関する評価

1 事業の政策意図の明確化

提言

事業目標2「日本における開発協力への理解・参加の促進」の達成に向けて、国際協力活動の担い手の育成等といったサブ目標群を明確に位置付けるとともに、サブ目標達成に必要な具体的な活動を本スキームの支援対象に加える必要がある。



フォローアップ状況

- JICAの課題別指針「市民参加」において、「国際協力の担い手拡充」を草の根技術協力事業における重点事項と位置付けることとした（2016年度改訂予定）。
- 募集要項に、事業目的の1つとして「途上国や日本の地域の課題解決への理解・参加が促進される」を掲げていることを明記する。特に、新・草の根協力支援型では、「市民参加の観点（国際協力の理解・参加を促す機会となること、国際協力の経験を日本社会へ還元できるような取組が計画されていること等）を審査の視点として重視する。

2 幅広い市民の力を更に広げるための「草の根協力支援型」の見直し

提言

中小規模の団体の参加を促し、国際協力に参加する市民の多様性を確保するために、「草の根協力支援型」を見直し、中小規模団体のニーズや課題に則した新しい枠組みを設ける。その際には既に提供されている案件形成時の事前コンサルテーションに加え、中小規模団体の能力強化に必要な活動を支援の対象として組み込む必要がある。



フォローアップ状況

- 国際協力経験の少ない、特に地域のNGOが参加しやすい、より小規模な制度（新・草の根協力支援型）を設置。また、現行の草の根パートナー型及び草の根協力支援型を統合した新・草の根パートナー型の審査を団体の組織規模に応じたカテゴリーごととした。この結果、2015年度の新・草の根協力支援型は応募総数67件・採択数29件（2014年度は33件・8件）、新・草の根パートナー型は応募総数76件・採択数28件（2014年度は59件・16件）となった。
- 事業制度説明会を全国で計10回開催するとともに、NGO・JICA協議会等の議論を踏まえ、より効果的な案件実施のため、団体の能力強化等を目的としたNGO等支援事業の制度見直しを行なった（2016年度上半期NGO等活動支援事業として適用開始）。また、採択後に事業マネジメント説明会を開催し、案件運営管理について説明するとともに、個別案件の実施計画の協議等を強化することで、必要に応じた能力強化を行っている。

3 国内と海外の経験・教訓を双方向に活かす方策の必要性

提言

国際協力で得た経験や知見を地域社会に還元するために、団体から提案があった場合には、JICAが提供する資金の一部を、地域活性化に貢献する活動に充てることができる仕組みの構築が必要である。



フォローアップ状況

- 「途上国における活動経験を踏まえ、日本国内の課題解決にも資する活動」を含む提案を勧める旨、2015年度以降の新・草の根パートナー型及び新・草の根協力支援型募集要項に明記した結果、2015年度採択案件で上記取組みを含む提案は、新・草の根パートナー型全28件のうち19件、新・草の根協力支援型全29件のうち8件となった。

評価結果の政策へのフィードバック ～平成26年度ODA評価より～

ODA評価の結果が次のODA政策に反映され、PDCAサイクルの確立に貢献していくためには、評価を行うタイミングも非常に重要になります。このため、ODA評価の実施に当たっては、被援助国の支援実績や前回評価実施からの経過時期だけでなく、国別開発協力量針の作成や、重点課題別評価においては重要政策の新規策定・改定時期、当該分野に関する国際会議の実施時期などを考慮して実施案件を決定しています。

過去の案件では、例えば国別評価では「キューバ国別評価」実施後、国別援助方針が策定されました。また、重点課題別評価では、「防災協カイニシアティブの評価」の結果を踏まえて、評価実施の翌年度に開催された「第3回国連防災世界会議」において、防災分野の新たな協カイニシアティブとなる「仙台防災協カイニシアティブ」が発表されています。

このコラムでは、平成26年度評価でこのC（評価）からA（政策への反映）へのフィードバックがうまく行われた例を何件か紹介します（フィードバックの詳細については、第3章各案件フォローアップ状況も御参照ください）。

1 保健関連ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた日本の取組の評価

同評価は、2015年（平成27年）がMDGsの最終年（達成期限）であること、及び国際保健分野の政策である「国際保健政策2011－2015」の最終年であることを考慮し、また2013年に策定された国際保健外交戦略も念頭に実施されました。

平成27年2月に公表された報告書では、①地域的な「選択と集中」、②地域アプローチによるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）への寄与、③サブサハラ・アフリカでのプレゼンスの向上、の提言が行われましたが、これらの点は、同年9月に作成された「平和と健康のための基本方針」においても考慮され、同方針「3. 支援を実施する上での原則と体制」において反映されました。

2 草の根技術協力に関する評価

これは、平成26年度の行政事業レビューの指摘を踏まえ、草の根技術協力事業の改善点や、今後目指すべき方向性について提言や教訓を得ることを目的に実施された評価です。

ここでは8つの提言が行われましたが、例えば「幅広い市民の力を更に広げるための「草の根協力支援型」の見直し」という提言に対しては、国際協力経験の少ない、特に地域のNGOが参加しやすい、より小規模な制度（新・草の根協力支援型）を設置するなどの対応がとられました。

3 過去のODA評価案件（2003～2013年度）のレビュー

これは、平成26年度にODA大綱を見直すに当たり、過去約10年間に実施したODA評価の評価結果及び提言・教訓の分類化と体系化、ODA大綱を切り口としたレビューなどを行い、ODA大綱の見直し検討や今後のODA評価における課題や方向性検討に役立てることを目的に実施されたものです。

レビューの結果、援助戦略・方針の一層の明確化、民間等他アクターとの連携と協調の更なる促進、多様な支援対象国に応じた援助方針策定などの提言が行われ、平成27年2月に閣議決定された開発協力量針の策定に当たっては、これらの提言を踏まえた上で検討が行われました。

今後も活用される評価を目指し、外務省は、実施のタイミングについて考慮しながら評価を実施してまいります。

参考資料

ODA 評価実績一覧 外務省 (2003 ~ 2015 年度)	60
ODA 評価年表	65
略語表	66
関連ウェブサイト・資料	67

ODA 評価実績一覧

本章では、参考資料として最近約10年間の外務省ODA評価実績の一覧、ODA評価に関する年表、本報告書中で用いられている略語表及びODA評価関連サイト・資料のURLを紹介しています。報告書掲載以前の外務省によるODA評価実績については、外務省ホームページで御覧いただけます。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka01.html)

外務省（2003～2015年度）

2003年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別評価	インドネシア国別評価	第三者
	インド国別評価	第三者
	パキスタン国別評価	第三者
	ヨルダン国別評価	第三者
重点課題別評価	沖縄感染症対策イニシアティブ（IDI）中間評価	第三者
セクター別評価	パプアニューギニア・インフラ整備分野の支援評価	第三者
	モロッコ水資源開発分野協力評価	第三者
	ガーナ教育分野協力評価	第三者
	セネガル環境分野協力評価	第三者
	ボリビア基礎生活分野協力評価	第三者
スキーム別評価	国際緊急援助隊評価（ベトナム、アルジェリア）	第三者
	文化無償協力の評価	第三者
その他の評価	ODA中期政策の評価	第三者

2004年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別評価	ラオス国別評価	第三者
	ウズベキスタン・カザフスタン国別評価	第三者
	バングラデシュ国別評価	第三者
	エチオピア国別評価	第三者
重点課題別評価	教育関連MDGs達成に向けた日本の取り組み評価	第三者
	保健関連MDGs達成に向けた日本の取組評価	第三者
	対地雷対策支援政策評価	第三者
セクター別評価	対モロッコ支援に関するユニセフとの合同評価	他ドナー（UNICEF）との合同
	ホンジュラス首都圏及び主要幹線上の橋梁建設プログラム評価	被援助国政府・機関等
スキーム別評価	調整融資のレビュー －構造調整借款及びセクター調整借款の概観－	第三者
	「日本NGO支援無償資金協力」スキームの評価	NGOとの合同
	一般財政支援に関する米国との合同事例研究（東ティモール）	第三者
	ボリビア草の根・人間の安全保障無償資金協力評価	被援助国政府・機関等

2005年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別評価	カンボジア国別評価	第三者
	ケニア国別評価	第三者
	タンザニア国別評価	第三者
	セネガル国別評価	第三者
重点課題別評価	貧困削減に関する我が国ODAの評価	第三者
	平和の構築に向けた我が国の取組の評価	第三者
セクター別評価	バングラデシュインフラ分野における被援助国との合同評価	被援助国との合同
	ベトナム紅河デルタ地域運輸交通インフラ開発プログラムの評価	被援助国との合同
	フィリピン教育分野評価	NGOとの合同
	モンゴル教育分野における評価	被援助国政府・機関等
スキーム別評価	草の根・人間の安全保障無償資金協力評価	第三者
	一般財政支援（タンザニアPRBS、ベトナムPRSC）のレビュー	第三者
	ザンビア・ノン・プロジェクト無償資金協力評価	被援助国政府・機関等

2006年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別評価	ザンビア国別評価	第三者
	ブータン国別評価	第三者
	ベトナム国別評価	第三者
	マダガスカル国別評価	第三者
	モロッコ国別評価	第三者
重点課題別評価	農業・農村開発に関わる我が国ODAの評価	第三者
	地球的規模の問題への取組（環境・森林保全）	第三者
	地域協力への支援に関する我が国の取組の評価 （対中米地域協力を事例として）	第三者
セクター別評価	タイ保健分野評価	NGOとの合同
	サモアの教育分野に対する日本のODA評価	被援助国政府・機関等
	スリランカの道路・橋梁整備に対する日本のODAに関する評価	被援助国政府・機関等
スキーム別評価	開発調査	第三者
	草の根・人間の安全保障無償資金協力スキームの評価 （アフガニスタン）	被援助国政府・機関等
その他の評価	開発途上国の評価能力構築に向けたドナー支援にかかる状況調査	DACとの連携

2007年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別評価	インドネシア国別評価	第三者
	スリランカ国別評価	第三者
	中国国別評価	第三者
	チュニジア国別評価	第三者
	ニカラグア国別評価	第三者
	モンゴル国別評価	第三者
重点課題別評価	「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN)」に関する評価	第三者
	「TICAD プロセスを通じた対アフリカ支援の取り組み」の評価	第三者
セクター別評価	「保健分野における日米パートナーシップ」に関するUSAIDとの合同評価	他ドナー（米国）との合同
	対マレーシア支援の取組評価	被援助国政府・機関等
	アフリカにおける平和の構築に関する我が国の取組の評価	被援助国政府・機関等
	我が国のエルサルバドル東部開発への取組の評価	被援助国政府・機関等

2008年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別評価	モザンビーク国別評価	第三者
	エクアドル国別評価	第三者
	太平洋島嶼国別評価	第三者
	ルーマニア／ブルガリア国別評価	第三者
	トルコ国別評価	第三者
重点課題別評価	日本の津波支援の評価	第三者
	保健・医療分野支援の評価	第三者
	「日本水協カイニシアティブ」及び「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ」の評価	第三者
セクター別評価	ラオス教育分野の評価	第三者 (NGOとの合同)
	エジプトの上水道管理運営能力向上に対する日本のODA及びエジプトの浄水場整備に対する日本のODA評価	被援助国政府・機関等
	東ティモールの平和構築プロセスにおける日本の貢献の評価と平和協力の課題	被援助国政府・機関等

2009年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別評価	バングラデシュ国別評価	第三者
	エチオピア国別評価	第三者
	インド国別評価	第三者
	ブラジル国別評価	第三者
	ガーナ国別評価	第三者
セクター別評価	アフガニスタンにおける教育セクターの日本の援助の評価	被援助国政府・機関等
	グアテマラの保健・水セクターに対する日本のODAの評価	被援助国政府・機関等

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
その他の評価	「国際機関経由の援助：人間の安全保障基金」の評価	第三者
	過去のODA評価案件のレビュー	第三者

2010年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別評価	ボリビア国別評価	第三者
	エジプト国別評価	第三者
	マレーシア国別評価	第三者
	フィリピン国別評価	第三者
	ウガンダ国別評価	第三者
重点課題別評価	平和構築のための支援の評価（東ティモール）	第三者
スキーム別評価	日本NGO連携無償資金協力の評価（カンボジア）	第三者
セクター別評価	バングラデシュの運輸セクターにおける日本のODAに対する評価	被援助国政府・機関等
	セネガルの水分野における日本のODA評価	被援助国政府・機関等
その他の評価	「パリ宣言」の実施状況：ドナー本部評価（日本）	第三者

2011年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別評価	タイ国別評価	第三者
	ペルー国別評価	第三者
	中央アジア3か国に対する市場経済化支援の評価	第三者
重点課題別評価	貿易のための援助の評価	第三者
スキーム別評価	研修員受入事業の評価	第三者
	食糧援助（KR）の評価	第三者
	水産無償資金協力に関する評価	第三者
セクター別評価	セネガルにおける教育分野協力（職業訓練分野）の評価	第三者
	モザンビークの教育分野における日本のODA評価	被援助国政府・機関等

2012年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別・地域別評価	ネパール国別評価	第三者
	キューバ国別評価	第三者
	パレスチナ自治区に対する支援の評価	第三者
	マラウイ国別評価	第三者
重点課題別評価	ジェンダー平等政策・制度支援の評価	第三者
	三角協力の評価	第三者
スキーム別評価	国際緊急援助隊の評価	第三者
セクター別評価	カンボジア保健医療分野支援の評価	第三者

2013年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別・地域別評価	ラオス国別評価	第三者
	スリランカ国別評価	第三者
	コロンビア国別評価	第三者
重点課題別評価	防災協力イニシアティブの評価	第三者
スキーム別評価	貧困削減戦略支援無償の評価	第三者
セクター別評価	ベトナム都市交通セクターへの支援の評価	第三者
	ベトナムの保健医療分野における日本のODA評価	被援助国政府・機関等
その他の評価	アフリカン・ミレニアム・ビレッジ・イニシアティブへの支援の評価	第三者
	開発人材育成及び開発教育支援の評価	第三者

2014年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別・地域別評価	メコン地域のODA案件に関わる日本の取組の評価	第三者
	パキスタン国別評価	第三者
	ケニア国別評価	第三者
重点課題別評価	法制度整備支援の評価	第三者
	緊急事態における日本の人道支援の評価	第三者
	保健関連ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた日本の取組の評価	第三者
スキーム別評価	相対的に所得水準の高い国に対する無償資金協力の評価	第三者
セクター別評価	タイの農業・農村開発分野における日本のODA評価	被援助国政府・機関等
その他の評価	草の根技術協力に関する評価	第三者
	過去のODA評価案件（2003～2013年度）のレビュー	第三者

2015年度

評価形態	評価調査案件名（国 / 分野）	評価者
国別・地域別評価	ベトナム国別評価	第三者
	太平洋島嶼国のODA案件に関わる日本の取組の評価	第三者
	コーカサス諸国への支援の評価	第三者
	モロッコ国別評価	第三者
重点課題別評価	環境関連ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた日本の取組の評価	第三者
	「日本の教育協力政策2011-2015」の評価	第三者
スキーム別評価	債務免除の評価	第三者
セクター別評価	フィリピンの防災分野における日本のODA評価	被援助国政府・機関等
その他の評価	ODAにおけるPDCAサイクルの評価	第三者

ODA 評価年表

	外務省	JICA	国際社会
1975		事後評価活動開始 (旧OECE)	
1981	経済協力局内に「経済協力評価委員会」設置, 事後評価開始	「評価検討委員会」設置 事後評価専門部署設置 (旧OECE)	DAC 開発評価ネットワークの 前身発足
1982	「経済協力評価報告書」公表開始	事後評価活動開始	
1984	経済協力局内にODA評価部署設置		
1986	「援助評価検討部会」設置		
1988		事業評価専門部署設置	
1991		「円借款案件事後評価報告書」の 公表開始 (旧OECE)	DAC 「評価5項目」提唱
1992	日本政府, 「ODA大綱」決定		
1995		「事業評価報告書」公表開始	
1996			DAC 「新開発戦略」発表
1998			世界銀行「包括的開発フレームワーク (CDF)」発表
1999	「ODA中期政策」策定		
2000	「ODA評価体制の改善に関する報告書」を 外務大臣に提出		国連「ミレニアム開発目標 (MDGs)」 策定
2001	「ODA評価フィードバック内部連絡会議」 設置	事前評価活動開始	
	「ODA評価研究会報告書」を外務大臣に 提出	「事業評価報告書」を 「事業評価年次報告書」に改称	
	「行政機関が行う政策の評価に関する法律」 成立 (政策評価法) 政策 (2002年施行)		
	「外部有識者評価フィードバック委員会」 設置		
2002	「ODA改革 15の具体策」発表	「円借款事後評価フィードバック委員 会」設置 (旧JBIC)	
2003	政策評価法に基づく事前評価の開始		DAC 「開発評価ネットワーク」に改称
	「ODA評価有識者会議」設置 (外部有識者 評価フィードバック委員会を改組)		ローマ調和化ハイレベルフォーラム 「ローマ調和化宣言」採択
日本政府, 「ODA大綱」改訂			
2005	新「ODA中期政策」策定		第2回援助効果向上に関するハイレベ ルフォーラム (パリHLF) 「パリ宣言」 採択
2008		新JICA発足	第3回アクラHLF 「アクラ行動計画」 採択
		「外部有識者事業評価委員会」設置	
2010	「ODAのあり方に関する検討」最終とりまとめ発表		DAC 「開発評価品質基準」策定
	「ODA評価有識者会議」を終了	「事業評価外部有識者委員会」設置 (外部有識者事業評価の改組)	
2011	ODA評価部署を国際協力局から 大臣官房へ移管		第4回益山HLF 効果的な開発協力に関するグローバ ル・パートナーシップ (GPEDC) の 設立に合意
	「経済協力評価報告書」を 「ODA評価年次報告書」に改称		
2013		無償資金協力の開発課題別の標準的指 標例の公開	
2014			GPEDC 第1回ハイレベル会合の開催
2015	開発協力大綱の策定		「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」の採択

略語表

略語	正式名称	日本語
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア諸国連合
CIS	Commonwealth of Independent States	独立国家共同体。1991年、バルト諸国を除く旧ソ連諸国が外交問題の調整等を行うため設立（2009年、ジョージアが脱退）。
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
EFA	Education for All	万人のための教育
E/N	Exchange of Notes	交換公文
ESD	Education for Sustainable Development	持続可能な開発のための教育
EvalNet	Network on Development Evaluation	開発評価ネットワーク
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国連食糧農業機関
GNI	Gross National Income	国民総所得
GPEDC	Global Partnership for Effective Development Co-operation	効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ
HLF	High Level Forum	ハイレベルフォーラム
ICT	Information and Communications Technology	情報通信技術
ILO	International Labor Organization	国際労働機関
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
JCM	Joint Crediting Mechanism	二国間クレジット制度
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MDBs	Multilateral Development Banks	国際開発金融機関
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
MOPAN	Multilateral Organization Performance Assessment Network	国際機関評価ネットワーク
NEDA	National Economic and Development Authority (of Philippines)	(フィリピン)国家経済開発庁
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済開発協力機構
OECF	Overseas Economic Cooperation Fund	海外経済協力基金
PALM	Pacific Islands Leaders Meeting	太平洋・島サミット
PDCA	Plan, Do, Check, Act	計画・政策策定、実施、評価、反映・改善
PIC	Pacific Islands Centre	太平洋諸島センター
PPP	Public Private Partnership	官民連携
SIAP	United Nations Statistical Institute for Asia and the Pacific	国連アジア太平洋統計研修所
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
UHC	Universal Health Coverage	基礎的な保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること
UNAIDS	Joint United Nations Programme on HIV/AIDS	国連合同エイズ計画
UNDAC	United Nations Disaster Assessment and Coordination	国連災害評価調整(チーム)
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNODC	United Nations Office on Drugs and Crime	国連薬物・犯罪事務所
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WHO	World Health Organization	世界保健機関

関連ウェブサイト・資料

サイト名	URL
外務省 ODA ホームページ	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html
外務省/ ODA 評価	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html
政策評価ポータルサイト	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html
国際協力機構 (JICA)/ 事業評価	http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html
経済協力開発機構開発援助委員会 (OECD-DAC) 開発評価ネットワーク	http://www.oecd.org/dac/evaluation
国際機関評価ネットワーク (MOPAN)	http://www.mopanonline.org/
国連ミレニアム開発目標 (MDGs)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html
持続可能な開発のための2030 アジェンダ	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page23_000779.html
国連開発計画 (UNDP)	http://www.undp.org
国連食糧農業機関 (FAO)	http://www.fao.org
世界保健機関 (WHO)	http://www.who.int
国連合同エイズ計画 (UNAIDS)	http://www.unaids.org
国際通貨基金 (IMF)	http://www.imf.org
世界銀行 (World Bank)	http://www.worldbank.org
アジア開発銀行 (ADB)	http://www.adb.org
アフリカ開発銀行 (AfDB)	http://www.afdb.org
米国国際開発庁 (USAID)	http://www.usaid.gov
英国国際開発省 (DFID)	http://www.dfid.gov.uk
英国援助インパクト独立委員会 (ICAI)	http://icai.independent.gov.uk/
フランス開発庁 (AFD)	http://www.afd.fr
ドイツ経済協力開発省 (BMZ)	http://www.bmz.de
ドイツ開発評価機関 (Deval)	https://www.deval.org/en/home.html
スペイン国際開発協力庁 (AECID)	http://www.aecid.es/ES
日本評価学会	http://evaluationjp.org
国連アジア太平洋統計研修所	http://www.unic.or.jp/info/un_agencies_japan/siap/
難民を助ける会	http://www.aarjapan.gr.jp/
BHNテレコム支援協議会	http://www.bhn.or.jp/official/
リボーン・京都	http://www.reborn-kyoto.org/

外務省資料	URL
開発協力大綱	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou_201502.html
開発協力白書 (従来の「ODA 白書」)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html
国別援助方針 (従来の「国別援助計画」)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_donyu.html
ODA 評価ガイドライン (第10版)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000165804.pdf
ODA 評価年次報告書	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka02.html
国別データブック	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni.html

ODA 評価年次報告書 2016

編集・発行 外務省

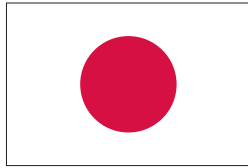
〒100-8919

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

照会先 外務省大臣官房ODA評価室

電話 (03) 3580-3311(代)

FAX (03) 5501-8356



**From
the People of Japan**